

農家・地域住民等参加型の 直営施工推進マニュアル

平成18年8月

**農林水産省農村振興局
整備部設計課施工企画調整室**

はじめに

現在、農村地域においては、混住化の進展等に伴い、農業農村整備事業と地域社会との関わりが増していることから、事業を効率的、効果的に実施していくためには、地域住民の多様なニーズを幅広く反映させていくことが必要であります。

また、厳しい財政事情の下で引き続き社会資本整備を着実に進めていくことが要請されており、コスト縮減に配慮しつつ住民が求める社会資本を可能な限り早期に整備するため、住民参加型の手法の活用が求められています。

このような状況の中で、農林水産省では、農業農村整備事業等で計画される施設のうち、身近な施設を対象に比較的簡易な工事については、農家・地域住民等が自らの意思に基づき参加・実施する「直営施工方式」を創設し、平成14年3月に通知を発出したところであります。

その後、これまでの間、全国各地で多様な主体の参加のもと直営施工の取り組みがなされ、その実績も増加してきております。

この「直営施工推進マニュアル」は、直営施工のさらなる推進を図るため、平成14年度から平成16年度までの施工事例を収集・紹介するとともに、実施内容等を分析・類型化し、直営施工を実施する際の手引き書となるように作成したものであります。

直営施工については、コスト縮減が図られるほか、住民参加による地域の活性化、施設の良好な維持管理等も期待されることから、農林水産省としても、この推進マニュアルを活用しながら積極的に推進・拡大を図ることとしております。

なお、事業制度としてはまだ、検討の余地もあると思われますので、実施の過程で生じた課題・要望等については、ご意見をいただければ幸いです

最後に、本マニュアルについては、全国土地改良事業団体連合会に委託して作成したものです。また、北海道開発局、沖縄総合事務局、緑資源機構、都道府県、市町村及び土地改良区等のご協力を得て作成することができました。これらの関係機関の皆様にはこの紙面を借りてお礼を申し上げます。

平成18年8月

農林水産省農村振興局設計課
施工企画調整室

【農家・地域住民等参加型の直営施工工事推進マニュアル】

. 農家・地域住民等参加型の直営施工の取り組み、実施の概要について	
1. 農家・地域住民等参加型の直営施工の取り組みのねらい	2
・ 取り組みの背景	
・ 期待される効果	
2. 実施方式の概要	5
・ 基本要件	
・ 実施方法	
・ 概念図	
・ 参加の方式	
3. 実施の手順	8
・ 工事内容の説明	
・ 労務参加計画の申請	
・ 労務参加計画の承認	
・ 作業委託	
・ 作業開始	
・ 完了・検査	
・ 実施の手順フロー	
4. 直営施工の作業内容	15
・ 代表的な作業の例示	
5. 労務参加申請の審査	21
・ 審査・承認要件の基本事項	
6. 実施計画の作成	22
・ 施工計画の策定	
・ 工事費積算	
7. 作業委託	23
・ 作業委託契約	
・ 保険加入	
8. 工事管理(マネージメント)	24
・ 工程管理の基本的な考え方	
・ 労務管理の基本的な考え方	
・ 安全管理の基本的な考え方	
・ 出来形管理の基本的な考え方	
・ 品質管理の基本的な考え方	

9. 確認検査	-----	25
・ 出来形確認の基本的な考え方		
・ 農家・地域住民等参加型の直営施工関係書類(例).		
10. 外部機関の技術者の活用	-----	26
11. 費用の支払い	-----	26
「別紙 - 1」農家・地域住民等参加型の直営施工関係書類(参考様式例)	---	27
. 通達集	-----	49
・ 農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について	--	50
平成14年3月29日付 13 農振第3737号		
農林水産省生産局長・農村振興局長通知		
一部改正平成16年5月10日付 15農振第2819号		
・ 農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工の円滑な推進に ついて(農家・地域住民等参加型の直営施工に係る運用等)	-----	57
平成14年8月22日付 14 農振第1064号		
農村振興局整備部 関係課長 通知		
. 農家・地域住民等参加型の直営施工に係る意見等についての回答	-----	95
. 農家・地域等参加型の直営施工実績(平成14年度～平成16年度)	-----	105
・ 農家・地域等参加型の直営施工について(H14・H15・H16実績)		
・ 直営施工実施地区一覧表		
・ 直営施工実施事例集計表		
・ 年度別直営施工実施地区一覧表	-----	111
・ 直営施工実施事例集計表	-----	119
・ 直営施工状況写真	-----	129
・ 実施事例における施工管理項目・管理基準(参考)	-----	140
・ 傷害保険の保険金額の事例	-----	142

・農家・地域住民等参加型の直営施工 の取り組み、実施の概要について

1．農家・地域住民等参加型の直営施工の取り組みのねらい

○取り組みの背景

平成13年6月に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(いわゆる「骨太の方針」)において、日本経済の再生に向けて歩むべき方向性が明確にされました。

この基本方針の中で、新世紀型の社会資本整備のあり方の一つとして、「効率性/透明性の追求」が謳われ、「公共事業のコストを縮減する」こと、「住民が求める社会資本を可能な限り早期に整備するため、住民参加型の手法を活用する」ことなどが明記されました。

これを受けて農林水産省でも、同年9月に定められた「改革工程表」において、画一的な整備から弾力的な整備へ転換などの「事業の進め方に関する4原則」を導入し、農林水産公共事業を抜本的に改革していくこととしました。

こうした抜本改革の一環として、平成14年度から農業農村整備事業等において、農家・地域住民等参加型の直営施工方式(以下「直営施工」という。)の実施に取り組むものとして、「農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について」(平成14年3月29日付け農村振興局長・生産局長の通知)を発出しています。

また、「農業農村整備事業等コスト構造改革プログラム」(平成15年4月1日農村振興局長通知)の具体的施策として、「農家等の労力提供と創意工夫による低コスト整備手法を導入する」こと、及び「土地改良長期計画」(平成15年10月10日閣議決定)において、「多様な主体の参加の促進」として、「土地改良区に加え、地域住民やNPO等の参加を促進する」ことが明記されています。

「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」 （抜粋）

第2章 新世紀型の社会資本整備 - 効果と効率の追求

5. 効率性 / 透明性の追求

(4) 事業の発注・実施手続

- ・ 公共事業のコストを縮減する。
- ・ 競争政策を強化する。
- ・ 電子入札を拡大する。
- ・ 住民が求める社会資本を可能な限り早期に整備するため、住民参加型の手法を活用し、事業が認定された後は関連する手続きの迅速化を図る。

平成13年6月に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(いわゆる「骨太の方針」)において

事業の効率性 / 透明性の追求の一環として、

- 公共事業のコストを縮減
 - 住民参加型の手法を活用
- を明記

「改革工程表」 （抜粋）

社会資本整備

《改革の理念（考え方）》

公共投資の硬直性を打破し、豊かな国民生活や力強い経済活動の基盤となる、効果の大きい社会資本を効率的に整備する仕組みを確立すること。

《具体的政策の内容》

(効率性 / 透明性の追求)

- 事業実施方式を抜本的に改革する。(農林水産省が実施する政策)
 - ・ 採択後3年が経過して着工見込みのない地区は中止するルールを新たに設定。
 - ・ 平成14年度の新規採択総事業費を縮減。
 - ・ 農家の労力提供等による低コスト整備の実施
 - ・ 事業計画や基準を事前に公表し、国民の意見を聴取。
 - ・ 事業再評価や入札契約情報をホームページで公開。

平成13年9月に定められた「改革工程表」(経済財政諮問会議)において

事業実施方式を抜本的に改革することとして、

- 農家の労力提供等による低コスト整備の実施
- を明記

平成14年度から農家・地域住民等の労力提供による直営施工を推進

【対象施設】

- ・ 末端用排水路 耕作道路
- ・ 区画整理(権利移動を伴わないもの)、
- ・ 暗渠排水 環境整備工など

「農業農村整備事業等コスト構造改革プログラム」 （抜粋）

6. 具体的施策

(4) 地域特性の重視

1) オーダーメイド原則の導入

施策30：農家等の労力提供と創意工夫による低コスト整備手法を導入する。

- 事業主体が材料を提供し、農家や地域住民が労力提供する直営施工方式を実施

「土地改良長期計画」 （抜粋）

第1 土地改良事業についての基本的な方針

(4) 多様な主体の参加の促進

農村地域の混住化の進展等により土地改良事業と地域社会の関わりが増している状況を踏まえ、事業の構想から事業計画の策定、工事の実施、完成施設の維持管理に至る事業の各段階において、土地改良区に加え、地域住民やNPO等の参加を促進する。

また、効率的かつ効果的に社会資本を整備するため、民間の資金、経営能力を活用する観点から、PFIの活用を図る。

○期待される効果

直営施工は、農業農村整備事業等で計画される施設のうち、身近な施設を対象に比較的簡易な工事について農家・地域住民等が自らの意思に基づき参加・実施するものであり、住民参加による地域の活性化、創意工夫による工事コストの縮減と地元負担の軽減、整備された施設の良い維持管理など、骨太の方針が目指す新世紀型の社会資本整備のあり方に沿った効果が期待されます。

期待される効果

住民参加により地域が活性化
土地改良区などの自助努力が助長
創意工夫により工事コストの縮減と農家負担の軽減
自ら整備した施設は愛着をもって維持管理

2．実施方式の概要

○基本要件

直営施工は、既存事業で造成する施設のうち比較的簡易な施設の工事について、事業実施主体（国・都道府県・市町村等）（以下「事業実施主体」という。）が地元に対して作業内容の説明を行い、農家・地域住民等及びこれらで構成される団体から当該作業への参加の申し出があり、事業実施主体が適当と認めた場合において実施することができます。

○実施方法

事業実施主体から直営施工の作業内容の説明を受けた農家・地域住民等は、団体を通じて、又は個人で労務参加の申し出を行い、直営施工に取り組みます。

団体として参加できるのは、土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会（以下「土地連」という。） 農業生産法人及びNPOなど事業実施主体が適当と認めた団体（以下「土地改良区等の団体」という。）です。

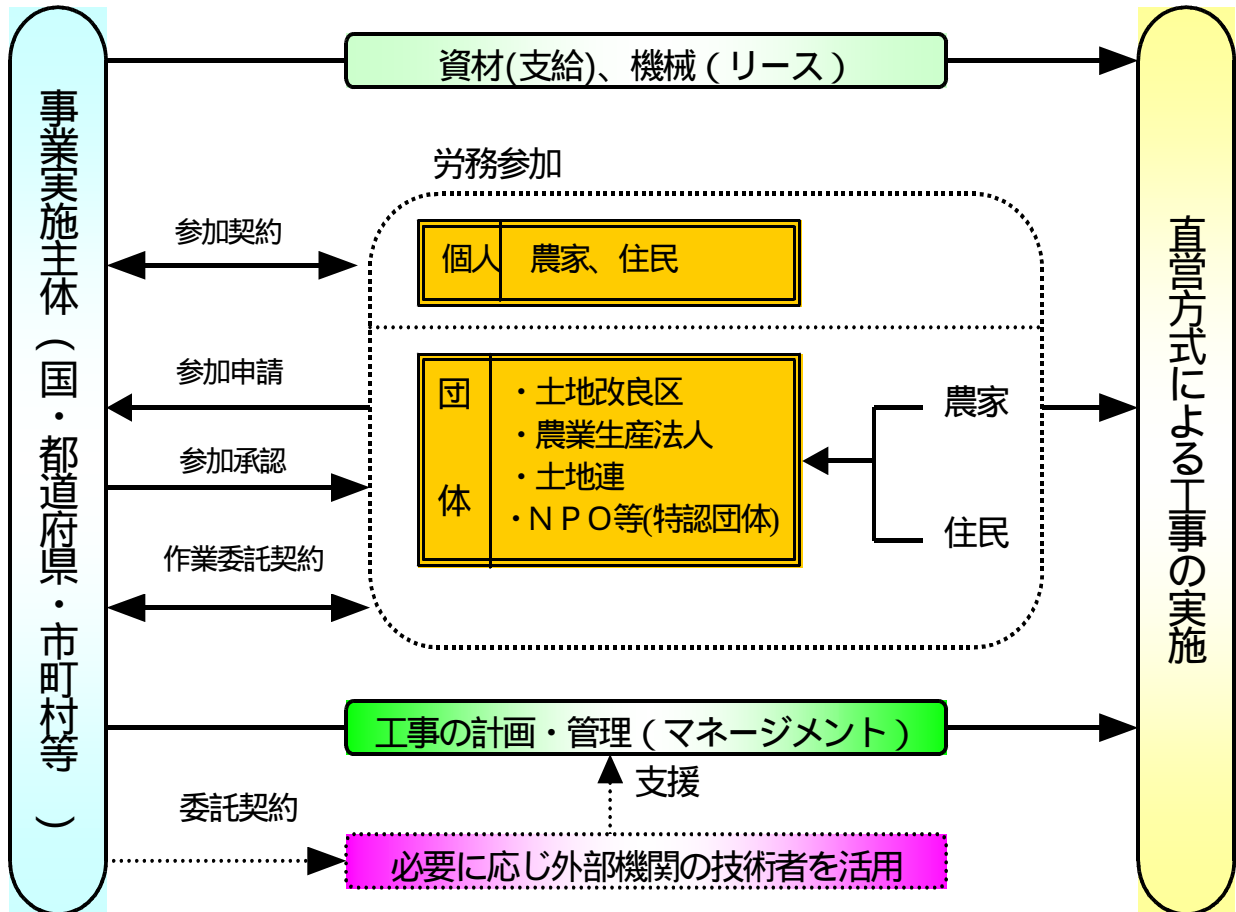
なお、労務費支払い方式で土地改良区、土地連、農業生産法人以外の団体（以下「特認団体」という。）が、団体として参加する場合は、事業主体の長（ただし、団体営事業にあっては都道府県。）の承認が必要です。

土地改良区等の団体を通じて参加する場合は、事業実施主体と当該団体が作業委託契約を交わします。

個人で参加する場合は、事業実施主体と参加契約を交わします。

事業実施主体は、工事に必要な材料等を手配し現場に支給するとともに、自ら工事を管理（マネジメント）します。なお、これら管理に関して必要に応じて外部機関の技術者を活用することができます。

概 念 図



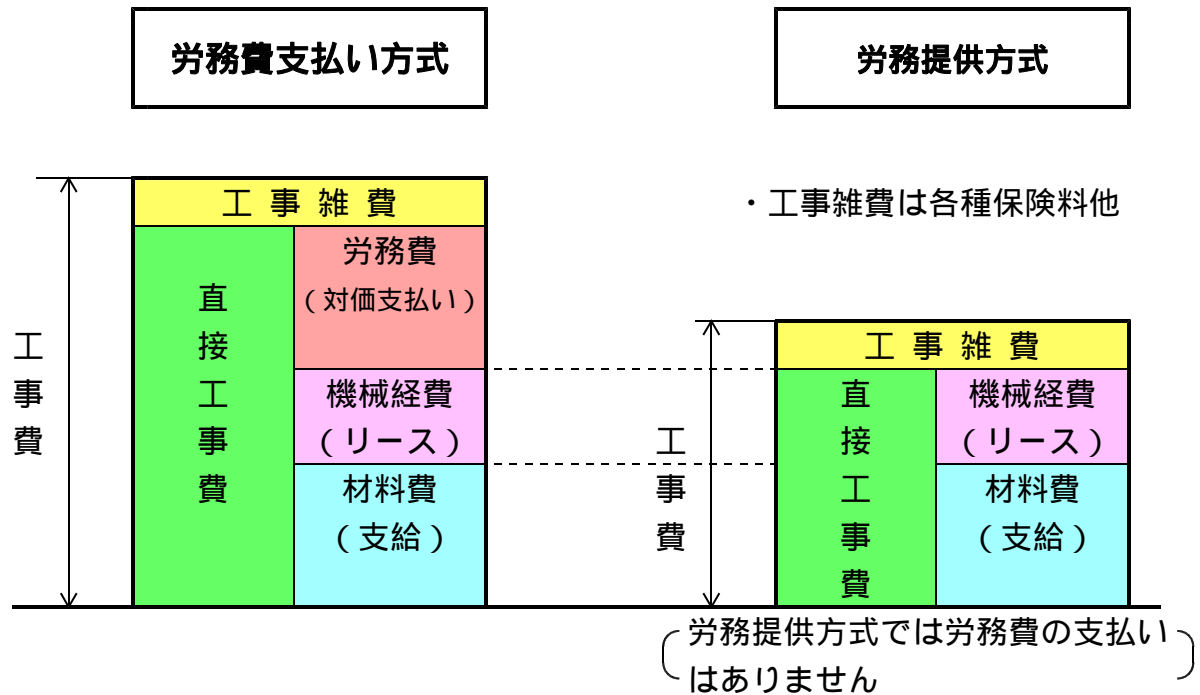
労務参加の方法には、団体参加の方法と個人参加の方法があります。

○参加の方式

参加の方式には、直営施工の参加者に対して作業の報酬として労務費が支払われる「労務費支払い方式」と、無報酬で実施される「労務提供方式」があります。

どちらの方式で参加するかは参加者の意思によります。

作業内容を説明する際に、併せて参加の方式についても説明する必要があります。



3．実施の手順

○工事内容の説明

事業実施主体は、既存事業地区の工事内容等を地元に説明する際に、この中から直営施工の取り組みが考えられる作業内容、工事計画及び直営施工の仕組み等を併せて説明します。

○労務参加計画の申請

説明を受けた農家・地域住民等が直営施工に土地改良区等の団体を通じて参加を希望する場合、土地改良区等の団体は、労務参加申請書（様式第1号*）に当該団体の規約、作業場所及び作業内容等を記載した労務参加計画書（様式第2号*）を付して事業実施主体に提出します。なお、特認団体の場合は労務参加申請書に換えて特認団体申請書（様式第4号*）の提出となります。

個人で参加する場合は、事業実施主体に事業実施主体が提示する方法で参加する意向を伝えます。

○労務参加計画の承認

事業実施主体は、土地改良区等の団体から提出された労務参加計画書等を審査し、その内容が適切である場合には、労務参加を承認する旨を当該団体に通知（様式第3号*）します。

なお、特認団体として参加する場合は、事業実施主体の長（ただし、団体営事業の場合にあっては都道府県知事。）の承認が必要ですので、この承認（様式第5号*）後に通知することとなります。

個人での参加の場合は、作業内容等を考慮し適切である場合には、労務参加を了解する旨を当該個人に適切な方法で伝えます。

*：様式は「農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について」（一部改正平成16年5月10日付け農村振興局長・生産局長の通知）によります。）

○作業委託

事業実施主体は、労務参加計画書等を基に施工計画の策定、工事費積算を行い土地改良区等の団体と作業委託契約を交わすとともに、必要な資機材を調達し、現場に支給します。

個人での参加の場合は、個人と参加契約を結ぶこととなります。

○作業開始

作業委託を受けた土地改良区等の団体は、参加者の保険加入手続き、連絡・調整等を行います。なお、個人での参加の場合は、事業実施主体が参加者の保険加入手続き、

連絡・調整等を行います。

工事を実施していく上で必要な管理（マネジメント）は、事業実施主体が自ら行います。なお、施工管理・安全管理及び検査等について、必要があれば、外部機関の技術者を活用することができます。

○完了・検査

土地改良区等の団体は、受託した作業が完了したときは、事業実施主体に完了報告を行い、事業実施主体は確認検査を行います。

個人での参加の場合は、作業が完了したことを事業実施主体が確認します。

○実施の手順フロー

団 体 参 加 の 場 合
(労 務 費 支 払 い 方 式)

事業実施主体
(国・都道府県・市町村等)

農家・地域住民等

事業内容説明

(説明会等)

参加型整備への参加希望

労務参加計画
審査・承認

(参加申請) [様式第 1 号]

(参加承認) [様式第 3 号]

(特認申請) [様式第 4 号]

(特認承認) [様式第 5 号]

○特認団体の承認

(完了報告)

〔 作業委託契約
資・機材提供 〕

1 土地改良区等の団体

労務参加計画の申請 [様式第 2 号]

(団体規約を添付)

2 特認団体

特認団体の申請

〔 労務参加計画書 [様式第 2 号]

団体規約を添付 〕

土地改良区などの団体

作業開始(保険等加入)

実施計画作成

・ 施工計画
・ 工事費積算

確認検査

委託料支払

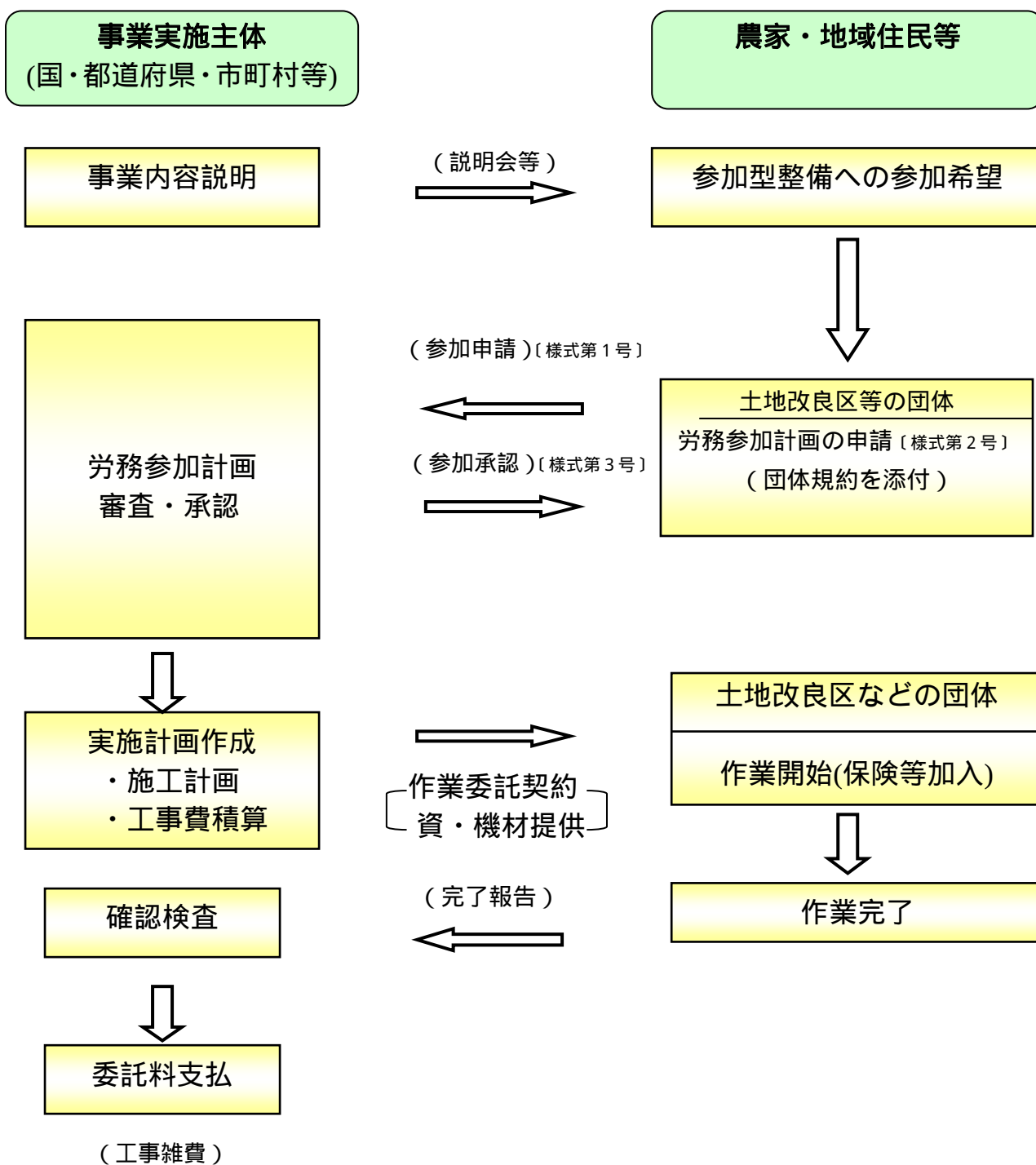
作業完了

○事業実施主体の長(ただし、団体営事業の場合にあっては都道府県知事。)が行います。

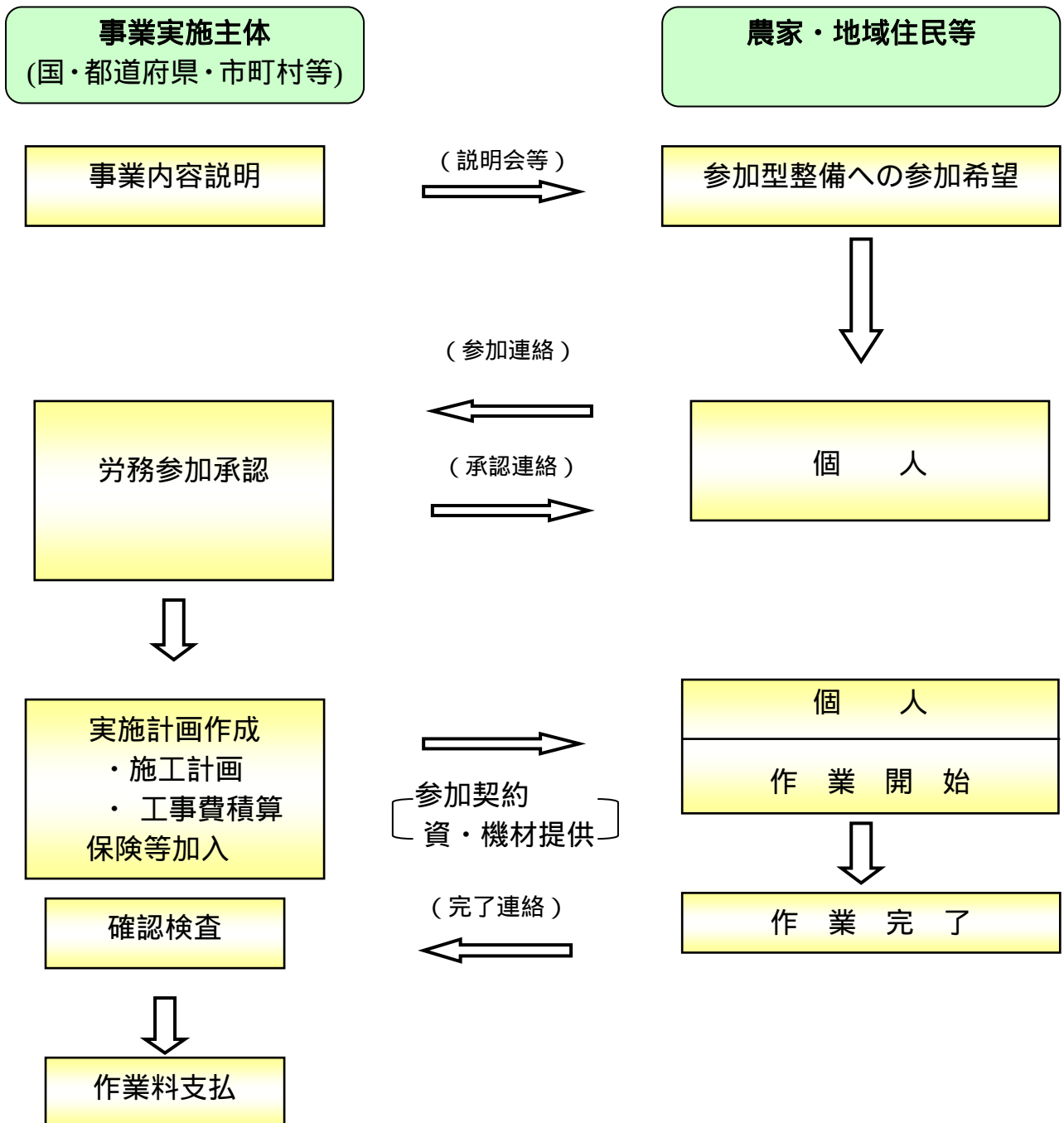
土地改良区等の団体とは、土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会、農業生産法人及びNPO等。

ただし、土地改良区等の団体のうちNPO等は特認団体。

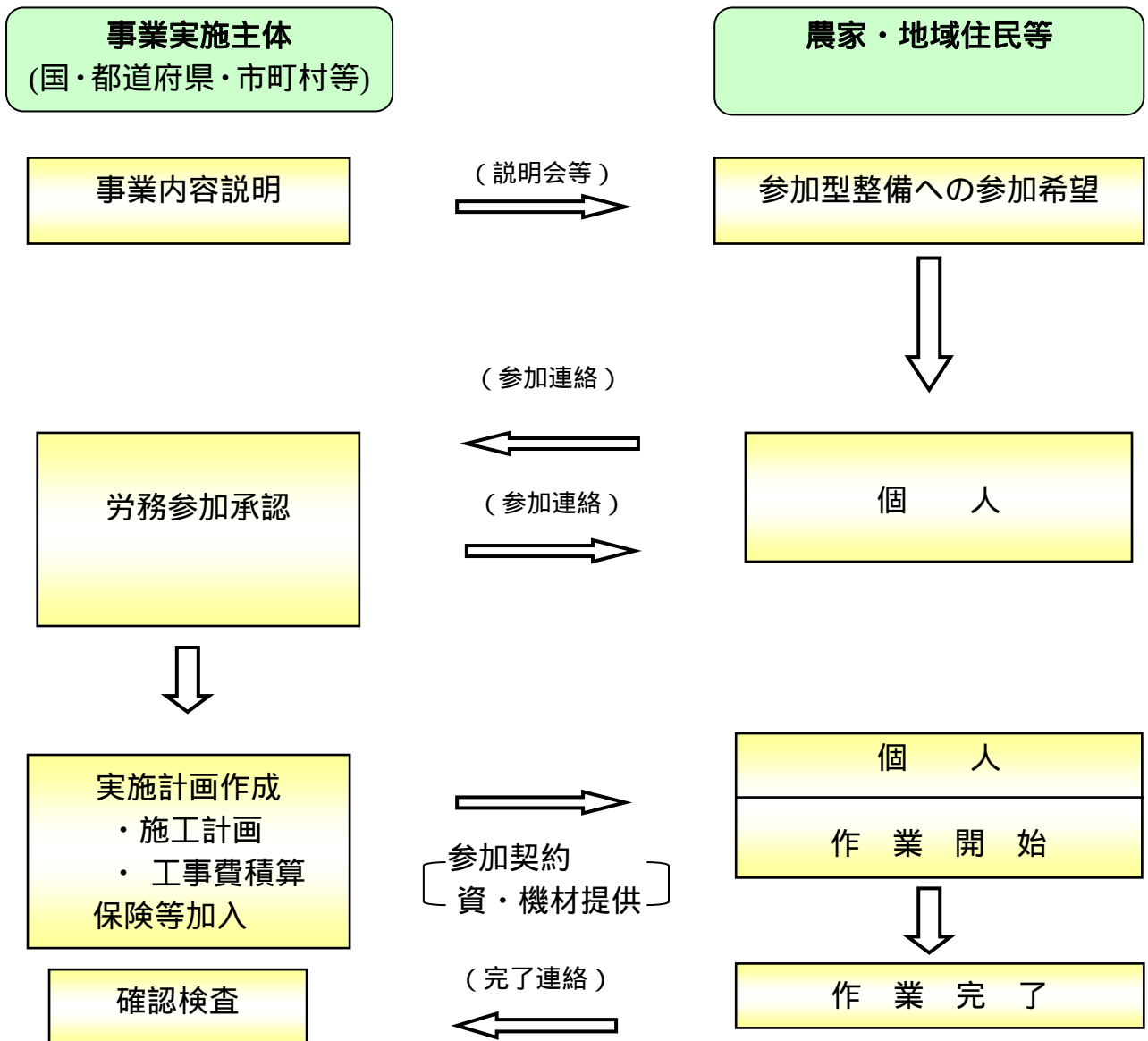
団体参加の場合
(労務提供方式)



個人参加の場合
(労務費支払い方式)

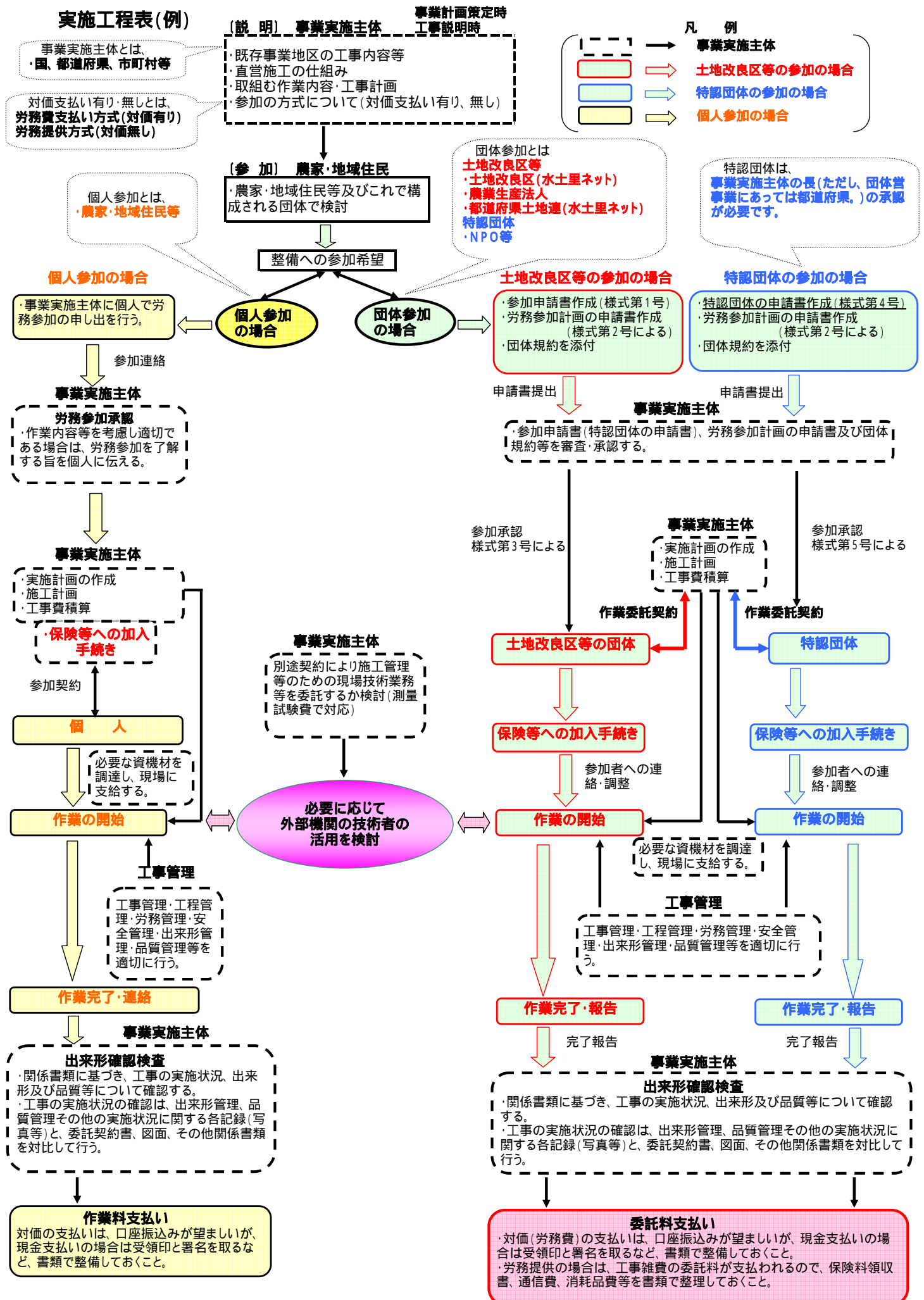


個人参加の場合
(労務提供方式)



参加者個人が自治会単位で行う場合、代表者へ委任する形で契約を行うことができる。

実施工程表(例)



4 . 直営施工の作業内容

直営施工の作業内容は、参加者の作業経験等を想定し、対象施設の重要度、作業の難易度及び安全確保の点を考慮して事業実施主体が選定します。

対象となる作業には、『別表 - 1 』のようなものがあります。

『別表 - 1 』

対 象 作 業 (参 考)

工 種	作 業 内 容
土 工 関 係 水 路 工	・掘削面の高さが2メートル以下となる地山の掘削 ・厳密な標高管理を要しない用排水路末端部分の施工 ・小規模な水路（コンクリート二次製品等）の設置 ・小規模な取水・分水施設の設置
道 路 工	・耕作道路等の新設・改良 ・耕作道路等における砂利・コンクリート舗装
区 画 整 理 (権利移動を伴わないもの)	・畦畔の造成・除去 ・ほ場進入路の造成・除去 ・心土破碎 ・客土、土壌改良材の投入
暗 渠 排 水 環境整備工その他	・弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の施工 ・鳥獣害防護柵の設置 ・看板、ベンチ等の設置 ・重機を伴わない植栽 ・転落防止柵の設置

上記、別表1は参考であり、
農家・地域住民等参加型の直営施工実績（平成14年度～平成16年度）の直営施工実施事例集計表に実施した事例を示しているので参考としてください。

(代表的な作業の例示)

【水路工】

(水路蓋の設置工)



(ベンチフリュームの設置工)



(丸太階段・丸太橋設置工)



(底石敷き並べ工)



(代表的な作業の例示)

【道路工】

(敷砂利舗装工)



(コンクリート舗装工)



(敷砂利舗装工)



(コンクリート舗装工)



(代表的な作業の例示)

【区画整理工】

(土壌改良材散布工)



(石れき除去工)



(石れき除去工)



(レーザーブラウによる耕起作業)



(代表的な作業の例示)

【暗渠排水工】



【環境整備工】

(木道整備)



(植栽工)



(植栽工)



(親水護岸工・木杭設置)



(代表的な作業の例示)

【環境整備工】

(植栽工)



(雑割石積工)



(張芝工)



(植生マット工)



5 . 労務参加申請の審査

土地改良区等の団体から提出された労務参加申請書及び特認団体から提出された特認団体申請書の審査は、『別表 - 2 』を基本とし、必要に応じて項目の追加を行うものとしします。

『別表 - 2 』

労務参加申請書及び特認団体申請書の審査・承認要件の基本事項

審 査 項 目 ・ 内 容	承 認 要 件
○ 申請書類の確認	
・ 関係書類の添付の有無 労務参加申請書（様式第 1 号） （特認団体申請書（様式第 4 号）） 労務参加計画書（様式第 2 号） 当該団体の規約	・ 必要書類が揃っていること
○ 労務参加計画書の確認	
・ 記載項目	・ 必要事項が記入されていること
・ 事業名、地区名	・ 対象事業、採択地区であること
・ 作業内容、作業工程	・ 実施が可能な内容、人数、日数であること
○ 規約の確認（既存団体の場合）	
・ 団体の目的	・ 営利目的の団体でないこと ・ 地域の発展、良好な地域活動などを目的としていること
・ 団体の活動、事業、業務	・ 目的を達成するための適切な活動、事業が行われていること
・ 団体の組織	・ 地域住民等で構成されていること ・ 作業の適切な実施が可能であること
・ 団体の会計	・ 委託費受入の透明性が確保されていること

記載事例につきましては、通達集で様式第 1 号（労務参加申請書） 様式第 3 号（労務参加承認書） 様式第 4 号（特認団体申請書） 様式第 5 号（特認団体承認書） 及び様式第 2 号（労務参加計画書）を掲載していますので、参照してください。

6．実施計画の作成

○ 施工計画の策定

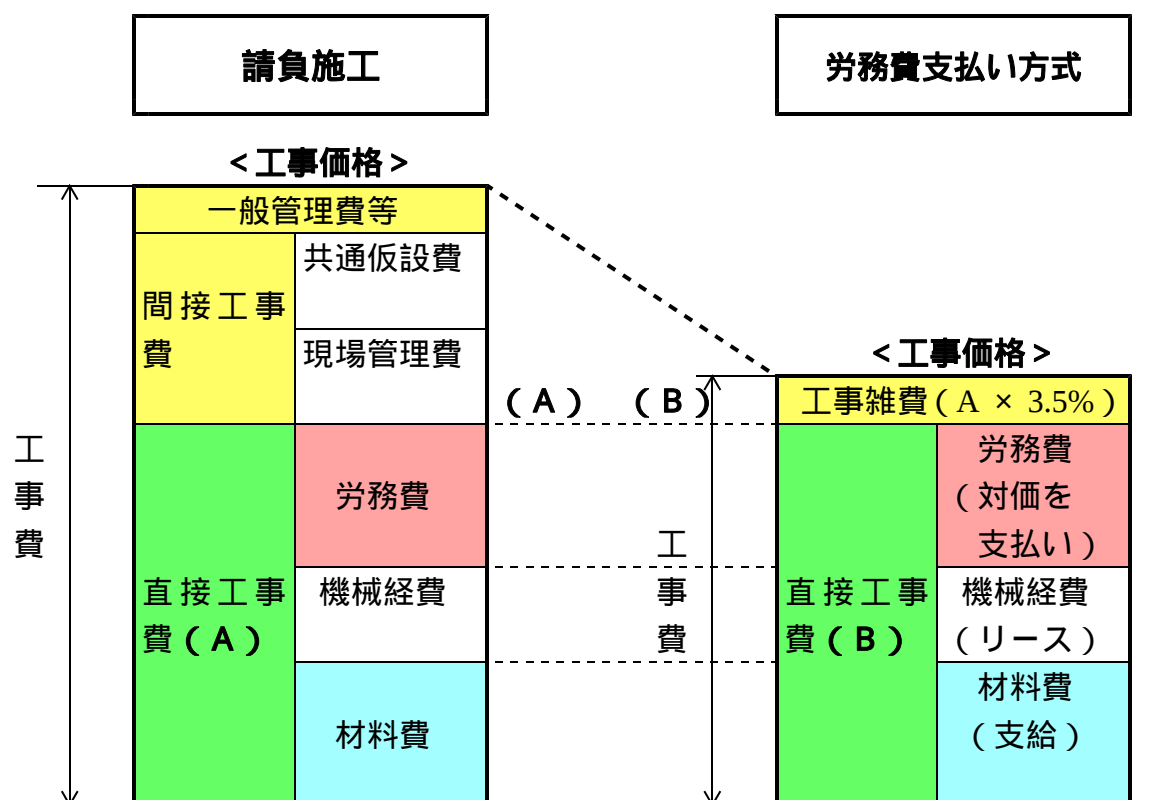
施工計画の策定にあたっては、当該作業内容・作業量を勘案し、適切な人数、日数を設定します。特に、労務費支払い方式の場合には、工事費に与える影響が大きいため留意する必要があります。

また、資機材の調達事業実施主体が自ら行い、作業の進捗状況に併せて必要な時期に必要な量が現場に支給できるように計画する必要があります。

(．通達集、15農振第2819号平成16年5月10日通知の様式第2号参照)

○ 工事費積算（労務費支払い方式）

参加者に対して対価（労務費）を支払う場合は、直営施工の対象工事に係る全ての直接工事費相当額（B）が、当該対象工事を請負施工とした場合の直接工事費相当額（A）（以下「限度額」という）を超えないものとします。



労務費

労務費は、作業の実施に必要な労務に要する費用とし、その算定は所要人員に労務賃金を乗じて求めるものとします。

(1) 所要人員

所要人員については、事業実施主体が審査し適切であると認めた労務参加計画書の人数等により算定します。

(2) 労務賃金

労務賃金とは、直接作業に従事した参加者に支払われる賃金であり、直営施工は身近な施設を対象に比較的簡易な工事を実施するものであることから、別に定める「公共工事設計労務単価」の「軽作業員」によることとするほか、地域の実情に即した賃金を採用するものとします。

機械経費、材料費

事業実施主体が実際に調達する価格とします。

材料の調達は、請負業者（建設会社）との契約は行わず、メーカー、問屋又は特約店と直接契約するよう配慮します。

機械の調達についても、材料と同様にレンタル、リースの専門業者と契約することとします。なお、土地改良区等の団体が所有する場合にあっては、当該団体と別途契約するものとします。

工事雑費

保険、書類作成、通信、消耗品等の費用であり、当該対象工事を請負工事とした場合における直接工事費相当額に 3 . 5 % を乗じて得た額を上限とします。

7 . 作業委託

○作業委託契約

対価（労務費）を作業委託料として団体に対して支払う場合は、原則として、直営施工の実施地域にある土地改良区、土地連及び農業生産法人を対象とします。

なお、事業実施主体の長（ただし、団体営事業の場合にあっては都道府県知事。以下同じ）が特に認めた、農家・地域住民等で構成される団体（以下「特認団体」という。）は、対価の支払い対象団体とすることができます。

この場合、団体営の事業の場合にあっては、あらかじめ、事業実施主体は、特認団体申請書（様式第 4 号*）により、事業実施主体の長に申請し、事業実施主体の長は、当該作業を適切に実施できると特に認める場合には、特認団体承認書（様式第 5 号*）を事業実施主体に通知するものとします。

*：様式は「農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について」（一部改正平成 16 年 5 月 10 日付け農村振興局長・生産局長の通知）によります。

○保険加入

直営施工の参加者は、傷害保険、損害賠償責任保険等に加入する必要があります。

この場合、保険内容については取扱業者により商品構成、支払限度額等が多様であることから、事業実施主体及び直営施工に参加する土地改良区等の団体は、直営施工の具体的な作業内容、危険度等を考慮し、各種保険の加入及び給付条件を関係機関等に確認の上、参加者に係る保険加入の手続き等を行う必要があります。

また、不測の事故等に対する事業実施主体の責任を果たすため、損害賠償責任保険等の内容を吟味し、必要に応じて事業実施主体自ら保険に加入することも検討する必要があります。

8．工事管理（マネージメント）

事業実施主体は、直営施工の施工管理、安全管理を適切に行うものとします。なお、施工管理・安全管理及び検査等について、必要があれば、外部機関の技術者を活用することができます。

○工程管理の基本的な考え方

労務参加計画書等を基に工事实施に必要な作業の手順及び日程を定めて工程表を作成します。

工事实施にあたっては、工程表と作業の進捗状況とを比較検討し、作業に遅れがないように管理する必要があります。

○労務管理の基本的な考え方

1)事業実施主体が直営施工の実施を土地改良区等の団体に作業委託する場合、或いは、事業実施主体が直接農家・地域住民等の参加者を得て実施する場合のいずれにおいても、参加者の確認とこれに対する対価（労務費）の支払いを明確にしておく必要があります。

2)参加者の出役確認については、出役簿等で日々の出役、作業時間等を確実に記録しておきます。

○安全管理の基本的な考え方

1)直営施工の場合には、安全管理の責任は事業実施主体が負うことになります。必要な保険手続きが済んでいるか確認が必要です。

2)当日の作業内容、手順を参加者に周知することが必要です。

3)気のゆるみ、油断は大敵です。常に気持ちを引き締めて作業を行うよう注意が必要です。

4)また、作業上重機施工が必要な場合には、直営施工の作業と分離するなど、事故防止のための配慮が必要です。

5)事故等が発生した場合を想定し、連絡体制を整備しておくことも必要です。

○ 出来形管理の基本的な考え方

出来形管理は、農家・地域住民等による施工であること、対象施設が簡易なものに限定されることなどの直営施工の特性を踏まえ、各施設の機能に着目した管理を行うなど、既存の出来形管理基準値等にこだわらず、地域や作業内容によって独自に設定するなどの対応も必要です。

例えば、機能に着目した管理として、ベンチフリューム、U字溝、土水路などの水路構造物の場合では、逆勾配とならないこと、中弛みを生じないこと、既製品を用いた用水路では漏水を生じないよう接続部の目地処理を確実にすることなど、注意して施工することが必要です。

または、既存の出来形管理基準値を緩和して独自に設定するなどが考えられます。

1) 直接測定による管理

必要に応じて対象施設の形状、寸法等を実測し、記録しておきます。

また、工事実施途中に、設計値と対比して大幅な差異が生じるなど施設の機能に支障をきたす恐れがある場合は、適切な対策を講じる必要があります。

2) 撮影記録による管理

作業の各段階及び進行過程の確認、直接測定による管理を実施した場合など、必要に応じて写真撮影を行い記録しておきます。

○ 品質管理の基本的な考え方

資材等の品質は、カタログ、試験成績書等で品質を確認し、整理しておく必要があります。

9. 確認検査

○ 出来形確認の基本的な考え方

1) 直営施工工事の出来形確認検査は、事業実施主体が自ら管理し実施した工事の完了手続きの一環として行うものであり、関係書類に基づき工事の実施状況、出来形及び品質等について確認します。

2) 工事の実施状況の確認は、出来形管理、品質管理その他の実施状況に関する各種の記録（写真による記録を含む）と、委託契約書（作業委託契約の場合）、図面、その他関係書類を対比して行います。

なお、直営施工の関係書類としては『別紙 - 1』のようなものが考えられます。

10．外部機関の技術者の活用

- 1) 直営施工では、材料手配や日々の労務管理、工事の工程・出来形・安全管理など工事全般について、事業実施主体が直接工事の管理（マネージメント）をしていく必要があります。
- 2) これらのマネージメント業務を円滑に行うため、必要に応じて農業農村整備事業等に精通した外部機関の技術者の活用を検討します。
- 3) 作業受託団体の職員が一定の技術力を有する場合には、作業受託に加えて別途契約により施工管理等のための現場技術業務等を受託しても構いません。
- 4) なお、外部機関の技術者を活用する場合には、その必要額が、請負工事とした場合における「間接工事費＋一般管理費等」の額を超えないよう注意する必要があります。

11．費用の支払い

労務費

対価（労務費）の支払いについては、参加者本人への口座振込みが望ましいが、現金支払いの場合には受領印と本人の署名を取るなど、より確実に支払われていることを書類で整備しておく必要があります。

工事雑費

保険加入に要した費用が嵩み、前記6．実施計画の作成の項で算定した工事雑費の額を超えることとなった場合には、保険加入に要した費用の実績により工事雑費を変更することができます。ただし、この場合、保険料領収証書等により妥当性を確認する必要があります。

農家・地域住民等参加型の直営施工関係書類(参考様式例)

参考様式番号	表題	団体参加 (労務費支払い方式)	団体参加 (労務提供方式)	個人参加 (労務費支払い方式)	個人参加 (労務提供方式)	頁
	労働保険等	団体	団体	事業実施主体	事業実施主体	
	材料費	事業実施主体	事業実施主体	事業実施主体	事業実施主体	
	機械経費	事業実施主体	事業実施主体	事業実施主体	事業実施主体	
通達様式第1号	労務参加申請書	○	○	×	×	P28
通達様式第2号	労務参加計画書	○	○	×	×	P29
通達様式第3号	労務参加承認書	○	○	×	×	P30
通達様式第4号	特認団体申請書	○(特認)	○(特認)	×	×	P31
通達様式第5号	特認団体承認書	○(特認)	○(特認)	×	×	P31
通達様式第6号	特認団体承認一覧表	×	×	×	×	P32
参考様式1	直営施工実施申込書	×	×	○	○	P33
参考様式2	作業委託契約書	○	○	×	×	P34
参考様式3	変更作業委託契約書	○	○	×	×	P35
参考様式4	作業班規約	○	○	×	×	P36
参考様式5	労務参加契約書	×	×	○	○	P37
参考様式6	作業員賃金領収書	×	×	○	×	P38
参考様式7	作業員出役簿	×	×	○	○	P39
参考様式8	原材料受払簿	○	○	○	○	P40
参考様式9	機械使用承諾書	○	○	○	○	P41
参考様式10	作業日誌	○	○	×	×	P42
参考様式11	工事日誌	○	○	○	○	P43
参考様式12	作業完了報告書	○	○	×	×	P44
参考様式13	受託作業費請求書	○	○	×	×	P45
参考様式14	受託作業費支払通知書	○	○	×	×	P46
参考様式15	掲示看板	○	○	○	○	P47

参考様式は例示であり、よく精査し各自の責任で作成してください。

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日
○ ○ ○ ○ ○ ○ 第 ○ ○ ○ 号

労務参加申請書

事業実施主体の長 殿

労務参加申請者の代表

○○地区について、労務参加計画を策定したので、「農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について」の第 2 及び 4 に基づき、下記の資料を添付して申請します。

記

1．労務参加計画書

2．労務参加申請者の団体規約

〔 土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会、農業生産法人の場合は定款、
通知本文第 5 ・ 3 なお書きに示す特認団体の場合は団体規約 〕

(様式第2号)

労務参加計画書

平成 年 月 日

事業名	地区名	事業実施主体	作業場所	作業(工事)名																											
労務参加型による工事計画の概要																															
項目(作業内容)	細目	数量	備考	労務参加申請団体																											
				団体名及び代表者名																											
				担当者名																											
				担当者連絡先(電話)																											
				対価(労務費)																											
				特記事項(役割分担等)																											
項目(作業内容)	作業(工事)工程【日数】			合計(人)																											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27				
	作業開始予定	平成	年	月	日	作業終了予定	平成	年	月	日	作業延日数	日	実作業日数	日																	

様式第3号

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇〇〇第〇〇〇号

労務参加承認書

労務参加申請者の代表 殿

事業実施主体の長

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で申請のあった下記地区について、労務参加を承認する。

記

1. 〇〇地区

様式第 4 号

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日
○ ○ ○ ○ ○ ○ 第 ○ ○ ○ 号

特認団体申請書

事業実施主体の長 殿
(都道府県知事 (注))

特認団体の代表

○ ○ 地区について、「農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について」の第 5 に基づき、下記の農家・地域住民等で構成される団体を特認団体として承認願いたいので、関係資料を添付して申請します。

記

1 . 団体名称 ○ ○ ○ ○

2 . 関係資料

(1) 労務参加計画書

(2) 団体の規約等

(注は、団体営事業の場合)

様式第 5 号

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日
○ ○ ○ ○ ○ ○ 第 ○ ○ ○ 号

特認団体承認書

特認団体の代表 殿

事業実施主体の長
(都道府県知事 (注))

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日付け ○ ○ 第 ○ ○ ○ ○ 号で申請のあった下記の団体については、特認団体として承認する。

記

団体名称 ○ ○ ○ ○

(注は、団体営事業の場合)

様式第 6 号

特認団体承認一覧表

事業名	地区名	事業実施主体	団体名

直営施工実施申込書（農家申込書）

申込者住所				区分	無償・有償
申込者氏名		印	電話番号		

実 施 計 画

事業名地区名					
作業場所					
作業内容					
作業期間	平成	年	月	日	～ 平成 年 月 日
作業計画図	実施計画は事業実施主体で記入				

作業委託契約書（例）

（例示であり、よく精査し各自の責任で契約して下さい。）

【事業名】の実施に伴い、委託者【事業実施主体】【代表者役職・氏名】（以下、「甲」という。）と受託者【受託者団体等名称】（以下、「乙」という。）との間で、以下の内容で作業委託契約を締結する。

- | | |
|------------|---|
| 1. 目的 | 甲は、次に掲げる作業を乙に委託し、乙はこれを受託する。 |
| (1) 委託名称 | 【作業委託名】 |
| (2) 作業場所 | 別紙のとおり |
| (3) 作業量 | 別紙のとおり |
| 2. 作業内容 | 乙は、【作業内容】を実施する。 |
| 3. 委託期間 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 4. 担当者 | （受託者団体等の作業担当者名（作業班における班長等）を記載する） |
| 5. 委託費 | 労務参加者に係る対価及び各種保険料等の委託費の額は、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税〇〇〇円）を超えない範囲とする。
なお、労務参加者の作業実績等に応じて、精算変更することがある。 |
| 6. 損害負担 | 作業上生じた損害は、乙の負担とする。
乙は、作業の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。なお、不可抗力で発生した損害については、甲が負担するものとする。 |
| 7. 作業の完了報告 | 乙は、作業を完了したときは、遅滞なく甲に作業の完了報告をしなければならない。 |
| 8. 検査 | 甲は、乙から作業の完了報告を受けたときは、遅滞なく委託作業内容に関する検査を行うものとする。 |
| 9. 委託費支払 | 委託費は、検査終了の上、受託費請求書の受理後、14日以内に支払うこととする。 |
| 10. 協議事項 | この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上処理するものとする。 |

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各々1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲	委託者	【事業実施主体住所】	
		【事業実施主体名称】	
		【代表者役職・氏名】	印
乙	受託者	【受託者団体等住所】	
		【受託者団体等名称】	
		【代表者役職・氏名】	印

変更作業委託契約書（例）

（例示であり、よく精査し各自の責任で契約して下さい。）

【事業名】の実施に伴い、委託者【事業実施主体】【代表者役職・氏名】（以下、「甲」という。）と受託者【受託者団体等名称】（以下、「乙」という。）との間で、平成 年 月 日付けで締結した作業委託契約について、以下の内容によって変更作業委託契約を締結する。

- | | |
|----------|--|
| 1. 目 的 | 甲は、次に掲げる作業を乙に委託し、乙はこれを受託する。 |
| (1) 委託名称 | 【作業委託名】 |
| (2) 作業場所 | 別紙のとおり |
| (3) 作業量 | 別紙のとおり |
| 2. 作業内容 | 乙は、【作業内容】を実施する。 |
| 3. 委託期間 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 4. 担当者 | （受託者団体等の作業担当者名（作業班における班長等）を記載する） |
| 5. 委託費 | 労務参加者に係る対価及び各種保険料等の委託費の額は、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税〇〇〇円）を超えない範囲とする。
なお、労務参加者の作業実績等に応じて、精算変更することがある。 |

この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各々 1 通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲	委託者	【事業実施主体住所】	
		【事業実施主体名称】	
		【代表者役職・氏名】	印
乙	受託者	【受託者団体等住所】	
		【受託者団体等名称】	
		【代表者役職・氏名】	印

【作業班名称】作業班規約（例）

（例示であり、よく精査し各自の責任で作成して下さい。）

（名 称）

第 1 条 この作業班は【作業班名称】という。

（事務所）

第 2 条 この作業班の事務所は【所在地】に置く。

（目 的）

第 3 条 この作業班は、【事業名】における作業を【事業実施主体名称】より受託し、これを適切に実施することをもって、事業の推進に資することを目的とする。

（事 業）

第 4 条 この作業班は、【事業実施主体名称】との間で結ぶ委託契約書等に従い、必要な作業を行う。

（班 員）

第 5 条 この作業班は、【事業実施主体名称】との間で結ぶ委託契約書等に基づく作業の適切な執行を図るため、必要な班員で構成する。

（班 長）

第 6 条 この作業班に、班長 1 名及び副班長 1 名を置く。

（班長等の職務）

第 7 条 班長は、この作業班を代表し、次に掲げる事項に留意しつつ業務を統括する。

（ 1 ）委託契約書等に従い、作業が適切に行われるよう班員を指導する。

（ 2 ）班員の適正な作業分担と作業中の事故防止に細心の注意を払う。

（ 3 ）作業に係る出役の管理を適正に行い、記録を徹底する。

（ 4 ）対価を支払う場合には、班員の出役に応じて適正に代価を支払う。

（ 5 ）班員が必要な傷害保険や損害賠償責任保険に加入することを指導する。

（ 6 ）作業の完了後速やかに完了報告を行う。

（ 7 ）受託作業に係る必要な経理事務を行う。

（ 8 ）その他作業の適切な推進のために必要な指導・事務を行う。

2 副班長は、班長を補佐し、班長に事故ある時はその職務を代理し、その職務を行う。

（班長等の任期）

第 8 条 班長等の任期は、【事業名】の実施期間とする。

付 則 この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

労 務 参 加 契 約 書

【事業名】の実施に伴い、【事業実施主体】【代表者役職・氏名】（以下、「甲」という。）と労務参加者【労務参加者指名】（以下、「乙」という。）との間で、以下の条項により労務参加契約を締結する。

記

第1条 労務参加期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとし、作業実施日は、別途、甲が連絡する。

第2条 作業場所は、〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇地内とする。

第3条 作業時間は、原則として〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分とする。
（休憩時間 〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分）

2 作業工程の都合等により、作業開始時間の繰り下げや、作業終了時間の繰り上げを行う場合、別途、甲が連絡する。

第4条 【作業内容】

第5条 労務参加の対価は、1日当たり 金〇〇, 〇〇〇円 または、1時間（実作業時間）当たり 金〇, 〇〇〇円とする。

第6条 対価の支払いは、労務参加期間終了後14日以内に甲が支払う。
ただし、作業実績に応じて精算変更することがある。

第7条 労務参加期間の終了をもって本契約を解消する。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通保有する。

平成 年 月 日

甲	【事業実施主体住所】 【事業実施主体名称】 【代表者役職・氏名】	印
乙	【労務参加者住所】 【労務参加者氏名】	印

第5条、第6条は労務費支払い方式の場合のみ記載

書 收 領 金 賃 唄 業 作

年 月から 年 月まで

[illegible]

簿 役 出 賃 業 作

十
五

品名	単位
----	----

(注) 1 物品管理者印欄は、帳簿により物品の受入れまたは払出しの通知を受けた管理者が押印すること。
2 摘要欄は、受入れの相手方を記入すること。
3 実態に応じて様式を変更してもかまわない。

機械使用承諾書

【事業実施主体名称】

【代表者役職・氏名】 様

【機械所有者住所】

【氏名】 印

私の所有する機械について、下記により、【事業名・地区名】に使用することを承諾します。

ただし、使用中に生じた機械の損傷については、使用者の責任において賠償されることを条件とします。

記

機械名	台数	使用料（円/日）	使用期間

その他の使用条件（該当に丸印を付する）

機械の貸付・返却時の運搬

- ・ 使用者が行う。
- ・ 所有者が行う。
- ・ その他

燃料費の取扱い

- ・ 貸付時における給油分は機械使用料に含む。
- ・ 補給は使用者が行うこととし、使用者が負担する。
- ・ 補給は所有者が行うこととし、1リットル当たり〇〇円を別途請求する。
- ・ その他

作業日誌

平成 年 月 日（天気 ）

番号	出勤者氏名	作業時間	作業場所、作業内容
	使用機械	使用内容	

備 考

工 事 日 誌

平成 年 月 日()		天候	現場主任名			
			補助監督員名			
作業実施工事区名						
作 業 内 容						
就労時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 延べ 時間					
就労人員 出役者名	作業員 人		氏名			
	〇〇オペレーター 人		氏名			
使用資材量 (使用機械を含む)						
作 業 名 及 び 作 業 量						
指示事項						
記録事項						

作業完了報告書

平成 年 月 日

【事業実施主体名称】

【代表者役職・氏名】 様

【受託者団体等名称】

【代表者役職・氏名】 印

平成 年 月 日付けで作業委託契約を締結した下記業務については、
業務を完了したので報告します。

記

受託業務名 【業務名】

受託作業費請求書

平成 年 月 日

【事業実施主体名称】

【代表者役職・氏名】 様

【受託者団体等名称】

【代表者役職・氏名】 印

平成 年 月 日付けで受託した下記業務の受託作業費として、下記のとおり請求します。

記

- | | | |
|---|-------|-----------|
| 1 | 業務の名称 | 【業務名】 |
| 2 | 請求金額 | 金○○○,○○○円 |
| 3 | 実施場所 | 別紙のとおり |
| 4 | 内訳 | 別紙のとおり |

受託作業費支払通知書

平成 年 月 日

【受託者団体等名称】

【代表者役職・氏名】 様

【事業実施主体名称】

【代表者役職・氏名】 印

平成 年 月 日付けで請求のあった下記の委託費については、下記
のとおり支払を完了したので通知します。

記

委託費 金〇〇〇, 〇〇〇円

掲示看板の表示例

農林水産省補助事業	
○○○○○○○事業	
農家・地域住民参加型の直営施工	
地 区 名 :	○○○○
事業実施主体 :	○○○○
事業年度 :	平成○○年度
事業規模 :	コンクリート舗装 ○○.○○m ²

. 通 達 集

農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について

(平成14年3月29日付13農振第3737号)
農林水産省生産局長・農村振興局長通知

一部改正 平成16年5月10日付15農振第2819号

第1 趣 旨

平成13年6月26日「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」が閣議決定され、公共事業の「効率性/透明性の追求」として、「公共事業のコストを縮減する」こと、「住民が求める社会資本を可能な限り早期に整備するため、住民参加型の手法を活用」することとされたところである。

この改革の方向に即し、農業農村整備事業又は農村振興局整備部所管の非公共事業であって、農家・地域住民等の参加（以下「参加型」という。）で実施が可能と考えられる作業をその内容の全部又は一部とする事業における当該作業について、農家・地域住民等の参加要望に基づく、参加型の直営施工の実施により、工事コストの縮減と農家負担の軽減を図り、併せて造成した施設に対する愛着心の醸成と良好な維持管理を期待するものである。

第2 基本要件

参加型の直営施工は、第3の対象作業について、事業実施主体が地元に対して説明を行い、農家・地域住民等及びこれらで構成される団体から当該作業への参加の申し出があり、事業実施主体が適当と認めた場合において実施することとする。

第3 対象作業

参加型の直営施工で実施する作業は、当面の間その作業の難易度及び安全確保の観点から、別表1に掲げるものを参考とする。

第4 労務参加の申請・承認

参加型の直営施工に団体として参加を希望する場合、当該団体は、労務参加申請書（様式第1号）に当該団体の規約と作業場所、作業内容等を記載した労務参加計画書（様式第2号）を付して、事業実施主体に提出するものとする。

事業実施主体は、提出された労務参加計画書等を審査し、その内容が適切である場合には、労務参加を承認する旨を当該団体に通知（様式第3号）するものとする。

第5 対価の支払

- 1 事業実施主体が参加型の直営施工に対して対価を支払う場合は、参加型の直営施工の対象工事に係る全ての直接工事費相当額が、当該対象工事を請負施工とした場合の直接工事費相当額を超えないものとする。
- 2 また、対価を作業委託料として団体に対して支払う場合は、原則として、参加型の直営施工の実施地域にある、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条に基づき設立される土地改良区、同法第111条の13の認可を得て設立された都道府県土地改良事業団体連合会及び農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に定める農業生産法人を対象とする。

- 3 なお、事業実施主体の長（ただし、団体営事業の場合にあっては都道府県知事。以下同じ。）が特に認めた、農家・地域住民等で構成される団体（以下「特認団体」という。）は、対価の支払い対象団体とすることができる。

この場合、あらかじめ、特認団体は、特認団体申請書（様式第4号）により、事業実施主体の長に申請し、事業実施主体の長は、当該作業を適切に実施できると特に認める場合には特認団体承認書（様式第5号）を特認団体に通知するものとする。

- 4 事業実施主体の長（国営事業の場合を除く。）は、当該年度における参加型の直営施工に係る特認団体承認一覧表（様式第6号）を作成し、地方農政局長（北海道にあっては生産局長若しくは農村振興局長又は北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、独立行政法人緑資源機構及び独立行政法人水資源機構にあっては農村振興局長。）に、翌年度の4月末日までに提出するものとする。

第6 労働保険等

参加型の直営施工を実施する事業実施主体、及び参加型の直営施工に参加する農家・地域住民等及びこれらで構成される団体は、必要な労働災害保険や損害保険に加入するものとし、これに必要な費用は当該事業費から適切に支出するものとする。

第7 施工管理・安全管理・検査等

事業実施主体は、参加型の直営施工の施工管理、安全管理及び検査を適切に行うものとする。施工管理・安全管理及び検査等について、必要があれば、現場技術業務等の活用を図るものとする。

直営施工であるため、瑕疵担保は徴しないものとする。

別表 1

工 種	作 業 内 容
土 工 関 係	・ 掘削面の高さが2メートル以下となる地山の掘削
水 路 工	・ 厳密な標高管理を要しない用排水路末端部分の施工 ・ 小規模な水路（コンクリート二次製品等）の設置 ・ 小規模な取水・分水施設の設置
道 路 工	・ 耕作道路等の新設・改良 ・ 耕作道路等における砂利・コンクリート舗装
区 画 整 理 (権利移動を伴わ ないもの)	・ 畦畔の造成・除去 ・ ほ場進入路の造成・除去 ・ 心土破砕 ・ 客土、土壌改良材の投入
暗 渠 排 水	・ 弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の施工
環境整備工その他	・ 鳥獣害防護柵の設置 ・ 看板、ベンチ等の設置 ・ 重機を伴わない植栽 ・ 転落防止柵の設置

上記、別表 1 は参考であり、
農家・地域住民等参加型の直営施工実績（平成 1 4 年～平成 1 6 年度）の直営施工実施事例集計表に実施した事例を示しているので参考としてください。

様式第 1 号

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇〇〇第〇〇〇号

労務参加申請書

事業実施主体の長 殿

労務参加申請者の代表

〇〇地区について、労務参加計画を策定したので、「農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について」の第 2 及び 4 に基づき、下記の資料を添付して申請します。

記

1. 労務参加計画書

2. 労務参加申請者の団体規約

〔 土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会、農業生産法人の場合は定款、
通知本文第 5・3 なお書きに示す特認団体の場合は団体規約 〕

様式第 3 号

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇〇〇第〇〇〇号

労務参加承認書

労務参加申請者の代表 殿

事業実施主体の長

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で申請のあった下記地区について、労務参加を承認する。

記

1. 〇〇地区

様式第 4 号

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日
○ ○ ○ ○ ○ ○ 第 ○ ○ ○ 号

特認団体申請書

事業実施主体の長 殿
(都道府県知事 (注))

特認団体の代表

○ ○ 地区について、「農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について」の第 5 に基づき、下記の農家・地域住民等で構成される団体を特認団体として承認願いたいので、関係資料を添付して申請します。

記

1 . 団体名称 ○ ○ ○ ○

2 . 関係資料

(1) 労務参加計画書

(2) 団体の規約等

(注は、団体営事業の場合)

様式第 5 号

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日
○ ○ ○ ○ ○ ○ 第 ○ ○ ○ 号

特認団体承認書

特認団体の代表 殿

事業実施主体の長
(都道府県知事 (注))

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日付け ○ ○ 第 ○ ○ ○ ○ 号で申請のあった下記の団体については、特認団体として承認する。

記

団体名称 ○ ○ ○ ○

(注は、団体営事業の場合)

様式第 6 号

特認団体承認一覧表

事業名	地区名	事業実施主体	団体名

(様式第2号)

労務参加計画書

平成 年 月 日

事業名	地区名	事業実施主体	作業場所	作業(工事)名																									
労務参加型による工事計画の概要																													
項目(作業内容)	細目	数量	備考	労務参加申請団体																									
				団体名及び代表者名																									
				担当者名																									
				担当者連絡先(電話)																									
				対価(労務費) 有り・なし																									
				特記事項(役割分担等)																									
項目(作業内容)	作業(工事)工程【日数】																												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	合計(人)	
作業開始予定	平成	年	月	日	作業終了予定	平成	年	月	日	作業延日数	日	実作業日数	日																

14農振第1064号
平成14年8月22日

農政局整備部長殿

農村振興局整備部
設計課長
水利整備課長
農地整備課長
農村整備課長
防災課長

農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工の円滑な推進について

「農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について」は、平成14年3月29日付け生産局長・農村振興局長通知により周知されたところであるが、この度、その細部運用等を「農家・地域住民等参加型の直営施工に係る運用等」として取りまとめたので、今後の直営施工の円滑な推進にあたっての参考とされたい。

なお、本細部運用等は、今後の直営施工に係る実証調査等を通じて見直ししていくこととしているので、留意されたい。

また、貴局管内都府県に対しては、貴職から送付されたい。

さらに、貴局管内市町村等に対し、各都府県から送付されたい。

農家・地域住民等参加型の直営施工に係る運用等

平成 1 4 年 8 月

農林水産省農村振興局整備部

1．直営施工における施工管理等の考え方（案）	7 9
2．労務参加契約書（例）	8 3
3．作業委託契約書（例）	8 4
4．労務提供契約書（例）	8 5
5．作業班規約（例）	8 7
6．直営施工への参加と労働関係諸法令との関係及び保険制度適用 の検討（要約版）	8 8
7．直営施工への参加と労働基準法、労働者派遣法及び職業安定法との 関係について	9 2
8．直営施工における保険制度適用の検討	1 0 0
9．国・地方公共団体職員が個人の資格で直営施工に参加する場合 の取扱いについて	1 0 6
10．農家・地域住民等参加型の直営施工における工事費等算定例（作業委託契約の場合） 労務参加計画書（様式第2号）記入例	1 0 8
11．工事施工方式対比概念図【請負施工：直営施工】	1 1 1
12．農家・地域住民等参加型の直営施工に係る意見等についての回答（案）	1 1 3

１．直営施工における施工管理等の考え方（案）

（１）施工管理等の基本的考え方

- １）参加型の直営施工は、既存事業で造成する施設のうち、農家・地域住民等で実施が可能な簡易な施設に限定して取組まれるものである。
- ２）一方、事業計画には請負施工と直営施工の区分けを行わないことから、造成された施設の耐用年数や機能等については施工方式の如何に関わらず同一の取扱いとなる。
- ３）しかしながら、直営施工は、責任施工を前提とした請負施工とは異なり、農家・地域住民等の参加協力を前提とした施工方法であること、事業実施主体が自ら施工管理を行うこと、対象施設が簡易なものに限定されることなどから、施工管理の方法等については、直営施工の特性を踏まえて対処する。
- ４）資機材の調達、事業実施主体が自ら行い、必要な現場に支給・派遣する。
- ５）労務管理については、日々の作業の管理や対価の支払いと密接不可分であることから、的確な管理を行う。
- ６）安全管理については、第一義的には事業実施主体がその責任を負うことから、直営施工の参加者に保険加入を義務付けるとともに、必要に応じて自らの保険加入を検討する。
- ７）直営施工の実施を、土地改良区等の団体に作業委託する場合には、委託費の中に保険料等の工事雑費を計上する。
- ８）これらの、工事を実施して行く上で必要な管理（マネジメント）業務については、事業実施主体自ら行う必要があり、必要に応じて現場技術業務等を導入し、農業農村整備事業等に精通した外部機関の活用を検討する。

（２）施工管理

１）工程管理

労務参加計画書等を基に工事施工達成に必要な作業の手順及び日程を定めて工程表を作成する。

工事実施途中に、工程表と作業の進捗状況とを比較検討し、予定期間内に作業を終了させるための必要な措置をとる。

２）資機材の調達

資材は、事業実施主体が調達し、支給する。

機材のうち、スコップや一輪車等の簡易な器具については、参加者に持込み参加の協力を仰いでも良いが、やむを得ず重機類が必要な場合は、事業実施主体が別途リース契約し、現場に派遣する等の措置を行う。

３）出来形管理

出来形管理は、直営施工の特性を踏まえ各施設の機能に着目した管理を行う。

機能に着目した管理を例示すれば、以下のような管理方法が考えられる。

掘削（高さ、幅等）については、掘削不足又は過掘りが生じた場合、構造物の目的によっては施設の機能に支障をきたすこともあるので、こうした点に注意する。

盛土（高さ、幅等）については、盛土断面に不足を生じた場合、構造物の目的によっては施設の機能に支障をきたすこともあるので、沈下等も考慮し、0～5％程度を目安に余盛りを行う。

構造物の基礎材としての砂、栗石、碎石及び道路舗装材としての敷砂利、コンクリートなどについては、幅及び厚さが設計値を下回らないような管理が必要であり、不陸の程度についても、構造物の安定化や通行車両の円滑な走行を確保するため、施工面の平滑な仕上げを心掛ける。

水路構造物としてのベンチフリューム、U字溝、土水路などの場合では、逆勾配とならないこと、中弛みを生じないこと、既製品を用いた用水路では漏水を生じないよう接続部の目地処理を確実にすることなどが必要であり、注意して施工する。

暗渠排水工では、流下のための勾配確保が重要であり、暗渠始点と終点の布設深及び中弛みに注意する。

鳥獣害防護柵、転落防止柵等の柵類では、柵が転倒しないよう杭の根入れ及び根固めを十分に行う。

これらの機能に着目した管理の精度を高めるために、工作物の寸法（延長、幅、厚さ）、個数、必要に応じ基準高等を施工の順序に従い直接測定し、記録する。

4) 撮影記録による出来形管理

施工の各段階及び施工の進行過程を確認するため、又は出来形測定を実施した場合、必要に応じて写真撮影し、記録する。

5) 品質管理、納入量管理

資材等の品質及び納入量を管理するため、試験成績表、材料納品書等で確認し、整理する。

(3) 労務管理と対価支払いの明確化

- 1) 直営施工の実施を、市町村等の事業実施主体が土地改良区等の団体に作業委託する場合、或いは事業実施主体が直接農家等の参加者を指導する場合のいずれにあっても、参加者の確認とこれに対する対価の支払いを明確にしておく（工事費支弁とする）。
- 2) 参加者の出役確認については、出役簿等で日々の出役を確実に記録する。
- 3) 対価の支払いについては、参加者本人への口座振込みが望ましいが、現金支払いの場合には受領印と本人署名により確実に支払われていることを書類で整備しておく。
- 4) 特に、団体に作業委託した場合において、当初予定した作業人数よりも実人数が少なくなった場合には、委託の残額は他に流用することなく精算変更する。

(4) 安全管理の徹底

- 1) 安全管理については、請負施工の場合、責任施工の一環として請負者がその責任を負っているが、直営施工の場合、その責任は事業実施主体が負うことになる。
- 2) このため、直営施工の参加者は傷害保険、損害賠償責任保険等に参加する必要があるが、直営施工の具体的なケースに基づいて各種保険の加入及び給付条件を関係機関等に確認の上、参加者に係る保険加入の手続き等を行う。
- 3) また、不測の事故等に対する事業実施主体の責任を果たすため、損害賠償責任保険等の内容を吟味し、必要に応じて事業実施主体自ら保険に参加することも検討する。
- 4) 道路の路盤整形等で重機施工が必要な場合には、直営施工の作業と分離するなど、事故防止のための配慮を徹底する。

(5) 工事雑費の計上

- 1) 直営施工の実施を、土地改良区等の団体に作業委託する場合には、委託費の中に保険料等の工事雑費を計上する。
- 2) 工事雑費の計上は、当面、請負工事とした場合における直接工事費相当額の 3 . 5 % を上限に計上する。
- 3) 保険加入に要した費用が、当初の工事雑費の額を越えることとなった場合には、保険加入に要した費用の実績により工事雑費を変更する。なお、この場合、支払い証明書等により増額変更の妥当性を明確にしておく。

(6) 出来形の確認検査

- 1) 直営施工工事の出来形確認検査は、当該工事の出来形を対象として、関係書類に基づき工事の実施状況、出来形及び品質等について確認する。
- 2) 工事の実施状況の確認は、出来形管理、品質管理その他の実施状況に関する各種の記録（写真による記録を含む）と、委託契約書（作業委託契約の場合）図面、その他関係書類と対比して行う。

なお、直営施工の関係書類としては別紙 1 のようなものが考えられる。

(7) 工事管理（マネージメント）業務への対応

- 1) 直営施工では、材料手配や日々の労務管理、工事の工程・出来形・安全管理など工事全般について、事業実施主体が直接管理（マネージメント）していく必要がある。
- 2) こうした業務は、請負施工では工事業者の現場代理人、主任技術者が行うものであるが、直営施工において土地改良区等の団体が作業受託者となった場合には、市町村等の事業実施主体との業務分担を明確にしておく。
- 3) これらのマネージメント業務を円滑に行うため、必要に応じて現場技術業務等（測量試験費で支弁する）を導入し、農業農村整備事業等に精通した外部機関の活用を検討する。
- 4) 作業受託団体の職員が一定の技術力を有する場合には、作業受託に加えて別途契約により施工管理等のための現場技術業務等を受託しても良い。
- 5) なお、現場技術業務等を活用する場合には、その必要額が、請負施工とした場合の（間接工事費＋一般管理費等）を超えない様注意する必要がある。

(別紙 1)

直営施工関係書類(案)

1. 契約関係

- 1) 労務参加申請書(労務参加申請団体→事業実施主体)
(労務参加計画書、労務参加申請団体の定款又は団体規約を含む)
- 2) 特認団体申請書(特認団体の場合: 特認団体→事業実施主体の長(ただし、団体営事業の場合にあっては都道府県知事。以下同じ)
(労務参加計画書、団体規約を含む)
- 3) 特認団体承認書(特認団体の場合: 事業実施主体の長→事業実施主体)
- 4) 労務参加承認書(事業実施主体→労務参加申請団体)
- 5) 作業委託契約書(対価の支払いがある場合: 事業実施主体←労務参加申請団体)
- 6) 労務提供契約書(対価の支払いがない場合: 事業実施主体←労務参加申請団体)
- 7) 労務参加契約書(事業実施主体と農家等の個人が直接労務参加契約を交わす場合)

2. 出来形・品質関係

- 1) 工程表【事業実施主体】
- 2) カタログ等の資料、試験成績表【納入業者、事業実施主体】
- 3) 材料納品書(規格、数量等)【納入業者、事業実施主体】
- 4) 材料検査簿(形状、寸法等)【事業実施主体】
- 5) 出来形図面(幅、延長、厚さ、本数等)【事業実施主体】
- 6) 出来形写真【事業実施主体】
- 7) 出役簿 【作業受託団体、事業実施主体】

3. 支払い関係

- 1) 材料費見積書・請求書【納入業者、事業実施主体】
- 2) 材料費支出決議書【事業実施主体】
- 3) 作業委託費支出決議書【事業実施主体】
- 4) 賃金支払簿【作業受託団体、事業実施主体】
- 5) 建設機械賃料見積書・請求書(建設機械使用の場合)【リース業者等、事業実施主体】
- 6) 建設機械賃料支出決議書(建設機械使用の場合)【事業実施主体】
- 7) 各種保険料支払い証明書(障害・賠償責任保険)【作業受託団体、事業実施主体】
- 8) その他

4. その他

- 1) 工事費積算書
- 2) 出来形確認検査調書
- 3) 補助事業実績報告書
- 4) その他

２．労務参加契約書（例）

（例示であり、よく精査し各自の責任で契約して下さい。）

【事業名】の実施に伴い、【事業実施主体】【代表者役職・氏名】（以下、「甲」という。）と労務参加者【労務参加者氏名】（以下、「乙」という。）との間で、以下の内容で労務参加契約を締結する。

- | | |
|-----------|---|
| １．労務参加期間 | 平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日
作業実施日は、別途、甲が連絡する。 |
| ２．作業場所 | ○○県○○郡○○町大字○○地内 |
| ３．作業時間 | ○○時○○分から○○時○○分
（休憩時間　○○時○○分から○○時○○分）
作業工程の都合等により、作業開始時間の繰り下げや、作業終了時間の繰り上げを行う場合、別途、甲が連絡する。 |
| ４．作業内容 | 【作業内容】 |
| ５．労務参加の対価 | １日当たり　金○○,○○○円　または、
１時間(実作業時間)当たり　金○,○○○円とする。 |
| ６．対価の支払い | 労務参加期間終了後14日以内に甲が支払う。
ただし、作業実績に応じて精算変更することがある。 |
| ７．その他 | 労務参加期間の終了をもって本契約を解消する。 |

この契約を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上各々１通を保有する。

平成○○年○○月○○日

甲	【事業実施主体住所】	
	【事業実施主体名称】	
	【代表者役職・氏名】	印
乙	【労務参加者住所】	
	【労務参加者氏名】	印

3 . 作業委託契約書（例）

（例示であり、よく精査し各自の責任で契約して下さい。）

【事業名】の実施に伴い、委託者【事業実施主体】【代表者役職・氏名】（以下、「甲」という。）と受託者【受託者団体等名称】（以下、「乙」という。）との間で、以下の内容で作業委託契約を締結する。

- | | |
|-------------|--|
| 1 . 目 的 | 甲は、次に掲げる作業を乙に委託し、乙はこれを受託する。 |
| (1) 委託名称 | 【作業委託名】 |
| (2) 作業場所 | 別紙のとおり |
| (3) 作業量 | 別紙のとおり |
| 2 . 作業内容 | 乙は、【作業内容】を実施する。 |
| 3 . 委託期間 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 4 . 担当者 | (受託者団体等の作業担当者名(作業班における班長等) を記載する) |
| 5 . 委託費 | 労務参加者に係る対価及び各種保険料等の委託費の額は、金〇 , 〇〇
〇 , 〇〇〇円 (うち消費税〇〇〇円) を超えない範囲とする。
なお、労務参加者の作業実績等に応じて、精算変更することがある。 |
| 6 . 損害負担 | 作業上生じた損害は、乙の負担とする。
乙は、作業の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。なお、不可抗力で発生した損害については、甲が負担するものとする。 |
| 7 . 作業の完了報告 | 乙は、作業を完了したときは、遅滞なく甲に作業の完了報告をしなければならない。 |
| 8 . 検査 | 甲は、乙から作業の完了報告を受けたときは、遅滞なく委託作業内容に関する検査を行うものとする。 |
| 9 . 委託費支払 | 委託費は、検査終了の上、受託費請求書の受理後、 1 4 日以内に支払うこととする。 |
| 10 . 協議事項 | この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上処理するものとする。 |

この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各々 1 通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲	委託者	【事業実施主体住所】	
		【事業実施主体名称】	
		【代表者役職・氏名】	印
乙	受託者	【受託者団体等住所】	
		【受託者団体等名称】	
		【代表者役職・氏名】	印

4 . 労務提供契約書（例）

（例示であり、よく精査し各自の責任で契約して下さい。）

【事業名】の実施に伴い、事業実施主体【事業実施主体】【代表者役職・氏名】（以下、「甲」という。）と労務提供者【労務提供者団体等名称】（以下、「乙」という。）との間で、以下の内容で労務提供契約を締結する。

- | | |
|-------------|---|
| 1 . 目 的 | 甲は、次に掲げる労務提供を乙に依頼し、乙はこれを実施する。 |
| (1) 作業名称 | 【作業名】 |
| (2) 作業場所 | 別紙のとおり |
| (3) 作業量 | 別紙のとおり |
| 2 . 作業内容 | 乙は、【作業内容】を実施する。 |
| 3 . 作業期間 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 4 . 担当者 | (労務提供者団体等の作業担当者名（作業班における班長等）を記載する) |
| 5 . 資機材提供 | 作業に必要な資機材があれば、甲は乙と協議して甲の負担で提供するものとする。 |
| 6 . 対価の支払い | 甲は、労務提供の対価は支払わないものとする。 |
| 7 . 委託料 | 労務提供者に係る各種保険料等の委託料の額は、金〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税〇〇〇円）を超えない範囲とする。
なお、労務提供者の作業実績等に応じて、精算変更することがある。 |
| 8 . 損害負担 | 作業上生じた損害は、乙の負担とする。
乙は、作業の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。なお、不可抗力で発生した損害については、甲が負担するものとする。 |
| 7 . 作業の完了報告 | 乙は、作業を完了したときは、遅滞なく甲に作業の完了報告をしなければならない。 |
| 8 . 確認 | 甲は、乙から作業の完了報告を受けたときは、遅滞なく労務提供契約に基づく作業内容に関する確認を行うものとする。 |
| 9 . 委託料支払い | 委託費は、確認終了の上、受託費請求書の受理後、14日以内に支払うこととする。 |
| 10 . 協議事項 | この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上処理するものとする。 |

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各々1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 事業実施主体 【事業実施主体住所】
【事業実施主体名称】

	【代表者役職・氏名】	印
乙 労 務 提 供 者	【労務提供者団体等住所】	
	【労務提供者団体等名称】	
	【代表者役職・氏名】	印

5.【作業班名称】作業班規約（例）

（例示であり、よく精査し各自の責任で作成して下さい。）

（名 称）

第1条 この作業班は【作業班名称】という。

（事務所）

第2条 この作業班の事務所は【所在地】に置く。

（目 的）

第3条 この作業班は、【事業名】における作業を【事業実施主体名称】より受託し、これを適切に実施することをもって、事業の推進に資することを目的とする。

（事 業）

第4条 この作業班は、【事業実施主体名称】との間で結ぶ委託契約書等に従い、必要な作業を行う。

（班 員）

第5条 この作業班は、【事業実施主体名称】との間で結ぶ委託契約書等に基づく作業の適切な執行を図るため、必要な班員で構成する。

（班 長）

第6条 この作業班に、班長1名及び副班長1名を置く。

（班長等の職務）

第7条 班長は、この作業班を代表し、次に掲げる事項に留意しつつ業務を統括する。

- （1）委託契約書等に従い、作業が適切に行われるよう班員を指導する。
- （2）班員の適正な作業分担と作業中の事故防止に細心の注意を払う。
- （3）作業に係る出役の管理を適正に行い、記録を徹底する。
- （4）対価を支払う場合には、班員の出役に応じて適正に代価を支払う。
- （5）班員が必要な傷害保険や損害賠償責任保険に加入することを指導する。
- （6）作業の完了後速やかに完了報告を行う。
- （7）受託作業に係る必要な経理事務を行う。
- （8）その他作業の適切な推進のために必要な指導・事務を行う。

2 副班長は、班長を補佐し、班長に事故ある時はその職務を代理し、その職務を行う。

（班長等の任期）

第8条 班長等の任期は、【事業名】の実施期間とする。

付 則 この規約は、平成○○年○○月○○日より施行する。

6．直営施工への参加と労働関係諸法令との関係 及び保険制度適用の検討（要約版）

1．直営施工への参加と労働関係諸法令との関係

農家・地域住民が参加する直営施工は、市町村等の事業実施主体が直接労務管理や施工管理する方式であることから、直営施工への参加者と労働関係諸法令との関係について検討する。

（１）労働基準法との関係

農家・地域住民の直営施工への参加が、労働基準法上「労働者」に該当するか否かが、労働関係諸法令の適用を判断する上でのポイントとなることから、直営施工への参加形態と労働基準法における労働者の位置付けについて検討する。

1）労働基準法における労働者の定義

労働基準法第9条では、「労働者」とは、職業の種類を問わず事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいうとしている。

2）労働基準法研究会第1部会報告（昭和60年12月19日）

部会報告では、労働基準法における「労働者性の有無」に関する判断基準として、指揮監督下の労働、賃金支払いの2つの指標を示しており、この指標に基づき直営施工参加者の労働者性を判断する。

指揮監督下の労働

部会報告では、直営施工への参加形態が「指揮監督下の労働」に該当するか否かを判断する具体的な基準として、以下の項目を提示している。

- イ 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する許否の自由があれば、労働者性を否定
- ロ 業務遂行上の指揮監督の権限を有しておれば、労働者性を肯定
- ハ 勤務場所及び勤務時間に拘束性があれば、労働者性を肯定
- ニ 労務提供の代替性があれば、労働者性を否定

直営施工においては、参加者と事業実施主体及び土地改良区との関係は、以下のイ～ニに示すように、参加が自由裁量に基づく対等な関係を基本としており、こうした参加形態は一般的には部会報告で示されている「指揮監督下の労働」に該当しないと
思慮される。

- イについては、参加の許否が農家・地域住民の自由裁量であり、市町村、土地改良区に従属して労務を提供する形態となっておらず、労働者性を否定する要素
- ロについては、自らの意思に基づき参加した者が共同作業方式で進めていくものであり、作業の進め方についての指導は受けるものの、指揮命令を伴うものではないことから、労働者性を否定する要素

八については、作業場所が限定されることは作業（工事）の性質によるものであり、指揮命令するためのものではないことから、労働者性を否定する要素
二については、労務提供の代替性が参加当事者間の自由裁量に委ねられるものであることから、労働者性を否定する要素

賃金支払い

「賃金」とは、名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいうが、この場合の「労働の対償」とは、部会報告では「労働者が使用者の指揮監督の下で行う労働に対して支払うもの」としており、単に賃金の支払いがあるか否かをもって「使用従属性」を判断できないとしている。

「労働者性」の判断を補強する要素

部会報告では、「労働者性」の判断を補強する要素の一つとして「専属性の程度」を上げている。時間的に他社の業務に従事することが制約され、事実上困難である場合には当該企業への専属性の程度が高く、また、報酬に固定給部分がある場合には「労働者性」を補強するものと考えられる。

直営施工は、参加が自由であり専属性がないことと、作業期間が短期間に限られ継続性もないことから、「労働者性」の判断を補強する要素にはなり得ない。

3) 直営施工における「労働者性」の判断

以上のような検証状況から、直営施工への参加者は、一般的には労働基準法上の「労働者」に該当せず、労働基準法の適用対象外として扱うこととする。

(2) 土地改良区等の団体を介して参加する場合と労働者派遣法との関係

労働者派遣法は、「自己の雇用する労働者」を当該雇用関係の下に当該他人のために労働に従事させる場合について規定したものであるが、ここでは、当該他人のために派遣される者が、「自己の雇用する労働者」であることを前提としている。

直営施工においては、一般的には参加者は労働基準法上の「労働者」に該当しないことから労働者派遣法の前提が成立せず、適用除外扱いとなる。

なお、労働者派遣法第4条で建設業務については労働者派遣を行ってはならない旨規定されており、土地改良区等の団体を介して直営施工に参加する場合において、仮に参加者を「土地改良区等の雇用する労働者」扱いとした場合には、土地改良区等が事業主扱いとなり、同法に抵触する。

(3) 土地改良区等の団体を介して参加する場合と職業安定法との関係

職業安定法では、職業紹介事業及び労働者供給事業の取扱いについて、以下のように規定している。

職業紹介事業を行う場合は、厚生労働大臣の許可又は届け出により実施。

労働組合等を除き、労働者供給事業の実施を禁止。

職業紹介と土地改良区等の団体との関係については、土地改良区等の団体は作業受託を通じて自らも直営施工に参加することから、職業安定法第4条に規定する中立的な立場で求人者と求職者との間に立って雇用関係の成立を斡旋する職業紹介事業には該当しないと思慮される。

労働者供給については、団体を介しての参加が同法第4条第6項に規定する「供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させること」に該当するか否かで職業安定法の適用の是非を判断することとなるが、直営施工への参加者は一般的には「労働者」に該当しないと思慮されることから、土地改良区等の役割が同法第44条に規定する「労働者供給事業」の事業主に該当しないと解される。

したがって、団体を介して直営施工に参加しても、一般的には職業安定法の各条項に抵触することはないと思慮される。

2. 保険制度適用の検討

農家・地域住民が参加する直営施工においては、参加者に対する安全管理への配慮が不可欠である。このため、直営施工への参加と各種保険制度適用の有無等について検討する。

(1) 労働保険

労働保険は、政府が管掌する保険で、労働保険、雇用保険から構成される。

1) 労災保険

労災保険は、労働者の業務災害及び通勤災害に関する保険給付を目的としたものであり、その保険料は全額事業主が負担する。

この場合の給付対象は、労災保険法第3条の規定により「労働者」であることが前提であるが、直営施工への参加者は、一般的には労働基準法第9条に規定する「労働者」に該当しないと思慮される。したがって、直営施工への参加者は、労災保険の給付対象から除外され、適用対象外の扱いとなると見込まれる。

2) 雇用保険

雇用保険法は、労働者が解雇される場合に適用され、その保険料は事業主と労働者の双方で負担する。

この場合においても、対象者は「労働者」であることが前提であるが、一般的には直営施工への参加者は「労働者」に該当しないと思慮される。

なお、仮に労働者扱いとなる場合でも、同法第6条の規定により65歳以上の雇用人、日雇労働者、短期の季節雇用人は除外扱いされている。

したがって、直営施工における作業形態が、第6条に規定される雇用形態に類似したものとなると見込まれることから、労働者としての取扱いの如何に係わらず、雇用保険法が適用されることは想定されない。

(2) 損害保険

損害保険は、民間企業が扱う保険で、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者（自己等）の傷害に適用する「普通傷害保険」を基本契約として、被保険者に起因した偶然の事故により、他人の身体の障害（傷害、疾病、後遺障害または死亡をいう）または他人の財物の滅失、汚損もしくはき損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に適用する「賠償責任保険」を特約契約するケースが一般的である。

これらは、民間各社の保険内容が多様であり、適用出来ない場合もあることから、加入条件及び給付条件を十分確認する必要がある。

損害保険 ——— 普通傷害保険（基本契約） ----- ボランティア保険
 └─── 賠償責任保険（特約） ----- （2つのセットが一般的）

保険の種類		補 償 区 分	労務費 支払方式	労務提供 方式	備 考
労働 保険 (政府)	雇用保険	失 業	—	—	
	労災保険	参加者のケガ等	* —	—	* 参加形態、実施方法によっては該当することもあり得るので、具体のケースで確認することが望ましい
損害 保険 (民間)	傷害保険 (基本契約)	参加者のケガ等	○	○	・ 具体のケースに基づき、加入及び給付条件等を確認する必要がある
	損害賠償 責任保険 (特約契約)	対人 (他人のケガ等) 対物 (他人の器物 破損)	○	○	・ 具体のケースに基づき、加入及び給付条件等を確認する必要がある
	ボランティア保険	参加者のケガ等 対人、対物	—	○	・ 具体のケースに基づき、加入及び給付条件等を確認する必要がある

保 険 区 分	照 会 先 名 称	電話番号
労 働 保 険	各県にある厚生労働省〇〇労働局 労働基準部 監督課	
損 害 保 険 (普通傷害) (賠償責任)	(社団法人) 日本損害保険協会 そんがいほけん相談室 又は民間損害保険各社	03-3255-1211
ボランティア保険	(社会福祉法人) 全国社会福祉協議会 福祉保険サービス 又は各市区郡町村社会福祉協議会 ボランティアセンター	03-3581-4667

7. 直営施工への参加と労働基準法、労働者派遣法 及び職業安定法との関係について

・検討課題

農家・地域住民が参加する直営施工は、市町村等の事業実施主体が直接労務管理や施工管理することから、直営施工への参加者と労働関係法令との関係について、特に以下に示す視点から検討する。

農家・地域住民が、市町村等の事業実施主体が取り組む直営施工に、土地改良区等の団体を介して参加する場合の、労働基準法上の取扱い

（直営施工への参加農家等は、労働基準法に規定する「労働者」に該当するか否か）

において、農家・地域住民が土地改良区等の団体を介せず、市町村等の事業実施主体が取り組む直営施工に直接参加する場合の、労働基準法上の取扱い

の場合と労働者派遣法との関係

の場合と職業安定法との関係

・検討内容

1. 農家・地域住民が団体を介して参加する場合

農家・地域住民の直営施工への参加が、労働基準法上「労働者」に該当するか否かが、労働関係諸法の適用を判断する上でのポイントとなる。このため、直営施工への参加形態と労働基準法における労働者の位置付けについて検討する。

（1）労働基準法

労働基準法における「労働者」等の定義は、以下のとおり。

（定義）

第 9 条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう、

第 10 条 この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。

第 11 条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

（2）労働基準法研究会第1部会報告（昭和60年12月19日）

標記部会報告において、労働基準法の「労働者」の判断基準に関し、次のような見解が示されている。

「労働者性」の有無は、「使用される＝指揮監督下の労働」という労務提供の形態及び「賃金支払」という報酬の労務に対する対償性、すなわち報酬が提供された労務に対するものであるかどうかということによって判断されることとなる。この2つの基準を総称して「使用従属性」と呼ぶ。

「労働者性」の判断にあたっては、雇用契約、請負契約といった形式的な契約形式のいかんにかかわらず、実質的な使用従属性を、労務提供の形態や報酬の労務対償性及びこれらに関する諸要素をも勘案して総合的に判断する必要がある。

1) 「指揮監督下の労働」に関する判断基準

イ 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する許否の自由の有無

「使用者」の具体的な仕事の依頼、業務従事の指示等に対して許否の自由を有していれば、他人に従属して労務を提供するとは言えず、対等な当事者間の関係となり、指揮監督関係を否定する重要な要素となる。

これに対して、許否する自由を有しない場合は、一応、指揮監督関係を推認させる重要な要素となる。

ロ 業務遂行上の指揮監督の有無

業務の内容及び遂行方法について「使用者」の具体的な指揮命令を受けていることは、指揮監督関係の基本的かつ重要な要素である。しかしながら、指揮命令の程度が問題であり、通常注文者が行う程度の指示等に止まる場合には、指揮監督を受けているとは言えない。

そのほか、「使用者」の命令、依頼等により通常予定されている業務以外の業務に従事することがある場合には、「使用者」の一般的な指揮監督を受けているとの判断を補強する重要な要素となる。

ハ 拘束性の有無

勤務場所及び勤務時間が指定され管理されていることは、一般的には指揮監督関係の基本的な要素である。しかしながら、業務の性質上（例えば演奏）、安全を確保する必要上（例えば建設）等から必然的に勤務場所及び勤務時間が指定されることがあり、当該指定が業務の性質等によるものか、業務の遂行を指揮命令する必要によるものかを見極める必要がある。

二 代替性の有無・・・指揮監督関係の判断を補強する要素・・・

本人に代わって他の者が労務を提供することを認められているか否かは、指揮監督関係そのものに関する基本的な判断基準ではないが、労務提供の代替性が認められている場合には、指揮監督関係を否定する要素の一つとなり得る。

2) 報酬の労務対償性に関する判断基準

使用者が労働者に対して支払うものであって、労働の対償であれば名称の如何を問わず「賃金」である。この場合の「労働の対償」とは、「労働者が使用者の指揮監督の下で行う労働に対して支払うもの」と言うべきものであるから、報酬が「賃金」であるか否かによって逆に「使用従属性」を判断することはできない。

しかしながら、報酬の性格が使用者の指揮監督の下に一定時間労務を提供していることに対する対価と判断される場合には、「使用従属性」を補強することになる。

3) 「労働者性」の判断を補強する要素

イ 事業者性の有無

機械・器具の負担関係

労働者は機械、器具、原材料等の生産手段を有しないのが通例であるが、備車運転手のように、相当高価なトラック等を所有して労務を提供する例がある。

本人が所有する機械、器具が安価な場合には問題はないが、著しく高価な場合には自らの計算と危険負担に基づいて事業経営を行う「事業者」としての性格が強く、「労働者性」を弱める要素となる。

報酬の額

報酬の額が当該企業において同様の業務に従事している正規従業員に比して著しく高額である場合には、一般的には当該報酬は労務提供に対する賃金ではなく、上記の「事業者」に対する代金の支払いと認められ、その結果、「労働者性」を弱める要素となる。

ロ 専属性の程度

特定の企業に対する専属性の有無は、直接に「使用従属性」の有無を左右するものではなく、特に専属性がないことをもって労働者性を弱めることにはならないが、「労働者性」の有無に関する判断を補強する要素の一つと考えられる。

他社の業務に従事することが制度上制約され、また、時間的余裕がなく事実上困難である場合には、専属性の程度が高く、いわゆる経済的に当該企業に従属していると考えられ、「労働者性」を補強する要素の一つと考えて差し支えない。

報酬に固定給部分があり、その額も生計を維持し得る程度のものである等報酬に生活保障的な要素が強いと認められる場合には、「労働者性」を補強するものと考えて差し支えない。

ハ その他

以上のほか、裁判例においては、報酬について給与所得として源泉徴収を行っていること、服務規律を適用していること、労働保険の適用対象としていること、退職金制度・福利厚生を適用していること等「使用者」がその者を自らの労働者と認識していると推認される点を「労働者性」を肯定する判断の補強事由とするものがある。

(3) 直営施工への参加形態

直営施工は、事業実施主体から地元に対して直営施工での実施が見込まれる事業計画内容の説明を行い、これを踏まえて農家・地域住民等から参加の申し出を受けて実施するものであり、参加は農家・地域住民の自由裁量に委ねられている。

また、日々の作業への参加に対しても拘束性がある訳ではなく、参加協力を前提に行われるものであり、こうした視点から労働基準法及び同研究会第1部会報告との関係について検証する。

1) 直営施工と「指揮監督下の労働」との関係

イ 直営施工が「指揮監督下の労働」に該当するか否かを判断する要素の一つとして「業務従事の指示等に対する許否の自由の有無」が上げられる。

直営施工では、参加の許否について農家・地域住民の自由裁量に委ねられており、市町村や土地改良区等に従属して労務を提供する形態とはなっていない。

このことは、労務参加に関して事業実施主体及び土地改良区等と農家・地域住民とは対等な関係にあり、指揮監督関係を否定する重要な要素である。

ロ 業務遂行上の指揮監督の有無に関しては、業務内容及び遂行方法について、事業実施主体等から具体的な指揮命令を受けているか否かがポイントとなる。

直営施工では、自らの意思に基づき参加した者が共同作業方式で工事を進めて行くものであり、事業実施主体等から作業の具体的な進め方についての指導等は受けるものの、指揮命令を伴うものではない。

ハ 作業場所及び作業時間の拘束性の有無については、作業場所は限定されものの直営施工の性質上によるものであり、指揮命令するために限定されるものではない。

ニ 本人に代わって他の者が労務を提供する代替性の有無については、直営施工が自由な参加意思に基づくものであることから、労務提供の代替性についても当事者間の自由裁量に委ねられるものである。

ホ イ～ニの考察により、直営施工に参加する農家・地域住民と事業実施主体及び土地改良区等との関係は、参加が農家・地域住民の自由裁量に基づく対等な関係を基本としており、こうした参加形態は、一般的には部会報告の見解として示されている「指揮監督下の労働」に該当しないものである。

2) 直営施工と「報酬の労務対償性」との関係

イ 労働基準法第11条において「賃金」とは、「賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう」としている。この場合の「労働の対償」とは、部会報告では「労働者が使用者の指揮監督の下で行う労働に対して支払うもの」としており、単に賃金の支払いがあるか否かをもって「使用従属性」を判断することは出来ないとしている。

ロ このことから、直営施工において労務費の支払いがあることをもって使用従属性があると判断することはできず、「労働の対償」すなわち、使用者の指揮監督の下で行う労働に対して支払われたものであるか否かで判断すべきである。

ハ 参加型の直営施工においては、1)ホにより一般的には「指揮監督下の労働」に該当しないことから、「報酬の労務対償性」は成立しないと思慮される。

3) 直営施工における「労働者性」の判断を補強する要素

イ 事業者性の有無

直営施工においては、例えばスコップ、一輪車等の簡易な器具については持込み参加が想定されるが、部会報告に例示されるような高額なトラックや重機械等については別途リース契約を行うことから、一般参加者については労働者性を弱めるような「事業者」としての性格は有していない。

また、労務費を支払う場合でも、参加者が等しく軽作業員相当程度の額にとどまることから、「事業者」としての性格は有していない。

ロ 専属性の程度

直営施工に参加することで他の業務に従事することが制度上制約されたり、直営施工への参加が生計を維持するための経済的な理由である場合には、直営施工への専属性が高く「労働者性」を補強する要素になり得るが、直営施工の作業期間は短期間に限られ継続性もないことから、「労働者性」を補強する要素にはなり得ないと思慮される。

(4) 直営施工における「労働者性」の判断

イ 労働基準法、同法研究会第1部会報告及び地域住民等の直営施工への参加形態を総合的に検討・考察した結果、

(3) 1) 亦により、一般的には直営施工が「指揮監督下の労働」に該当しないこと

(3) 2) により、直営施工において労務費の支払いがあっても「報酬の労務対償性」は成立しないと思慮されること

(3) 3) により、直営施工への参加者が「事業者性」よりも「労働者性」としての性格を有しているものの、直営施工への専属性がないことから、「労働者性」を補強する要素にはなり得ないと思慮されること

などにより、直営施工においては、一般的には部会報告で示されている「労働者性」は成立しないと解される。

ロ よって、直営施工への参加者は一般的には労働基準法上の「労働者」に該当せず、労働基準法の適用対象外として扱うこととする。

(5) 農家・地域住民と土地改良区等の作業受託団体との関係

直営施工への参加は、農家・地域住民の主体性のもとに行われることから、団体を介して参加する形態であれ直接事業実施主体のもとに個人参加する形態であれ、(3)及び(4)に詳述したように、参加住民の「労働者性」の判断には直接影響しない。

2. 農家・地域住民が市町村等の事業実施主体が取り組む直営施工に直接参加する場合

1 (5) により、農家・地域住民が市町村等が取り組む直営施工に直接参加する場合であっても、「労働性」の判断には直接影響せず、一般的には労働基準法の適用対象外として扱うこととする。

3. 土地改良区等の団体を介して直営施工に参加する場合と、労働者派遣法との関係

農家・地域住民が、市町村等の事業実施主体が取り組む直営施工に、土地改良区等の団体を介して参加する場合と、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という。)における労働者派遣事業との関係について検証する。

(1) 労働者派遣法

(目的)

第1条 この法律は、職業安定法と相まって労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備等を図り、もって派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 労働者派遣：自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

2 派遣労働者：事業主が雇用する労働者であって、労働者派遣の対象となるものをいう。

- 3 労働者派遣事業：労働者派遣を業として行うことをいう。
- 4 一般労働者派遣事業：特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。
- 5 特定労働者派遣事業：その事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

（業務の範囲）

第 4 条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

- 1 港湾運送業務
- 2 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）

以下省略

（一般労働者派遣事業の許可）

第 5 条 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、事業所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 法人にあっては、その役員の氏名及び住所
- 三 事業所の名称及び所在地
- 四 第 36 条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

以下省略

（特定労働者派遣事業の届け出）

第 16 条 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、事業所ごとに、第 5 条第二項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

以下省略

（２）団体を介して参加する場合と労働者派遣法との関係

イ 労働者派遣法は、第 2 条第 1 項に示されるように、「自己の雇用する労働者」を当該雇用関係の下に当該他人のために労働に従事させる場合について規定したものであるが、ここでは、当該他人のために派遣される者が、「自己の雇用する労働者」であることを前提としている。

ロ したがって、直営施工と労働者派遣法における労働者派遣事業との関係を検討するに際して、同法が直営施工に適用されるか否かは、参加する農家・地域住民が「自己の雇用する労働者」に該当するか否かでその取扱いを決めることになる。

ハ 直営施工においては、前述の 1（４）により、一般的には参加者は労働基準法上の「労働者」に該当しないことから労働者派遣法の前提が成立せず、適用除外扱いとなる。

二 なお、労働者派遣法第 4 条で建設業務については労働者派遣を行ってはならない旨規定されており、土地改良区等の団体を介して直営施工に参加する場合において、仮に参加者を「土地改良区等の雇用する労働者」扱いとした場合には、土地改良区等が第 2 条第 2 項の事業主扱いとなり、同法に抵触する。

4. 土地改良区等の団体を介して直営施工に参加する場合と、職業安定法との関係

農家・地域住民が、市町村等の事業実施主体が取り組む直営施工に、土地改良区等の団体を介して参加する場合と、「職業安定法」における職業紹介事業及び労働者供給事業との関係について検証する。

(1) 職業安定法

(法律の目的)

第 1 条 この法律は、雇用対策法と相まって、公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が関係行政庁又は関係団体の協力を得て職業紹介事業等を行うこと、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、もって職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 4 条 この法律において、「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいう。

省略

～

省略

この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第 2 条第 1 号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

この法律において「職業紹介事業者」とは、第 30 条第 1 項若しくは第 33 条第 1 項の許可を受けて、又は第 33 条の二第 1 項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者をいう。

この法律において「労働者供給事業者」とは、第 45 条の規定により労働者供給事業を行う労働組合等（労働組合法による労働組合その他これに準ずるものであって厚生労働省令で定めるものをいう。）をいう。

省略

(有料職業紹介事業の許可)

第 30 条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、事業所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

以下省略

(無料職業紹介事業)

第 33 条 無料の職業紹介事業（職業安定機関の行うものを除く。）を行おうとする者は、次条の規定により行う場合を除き、事業所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

以下省略

(学校等の行う無料職業紹介事業)

第 33 条の二 次の各号に掲げる施設の長は、厚生労働大臣に届け出て、当該各号に定める者について、無料の職業紹介事業を行うことができる。

- 一 学校（小学校及び幼稚園を除く）
- 二 専修学校
- 三 職業能力開発促進法第 15 条の六第一項各号に掲げる施設
- 四 職業能力開発総合大学校

以下省略

（労働者供給事業の禁止）

第 44 条 何人も次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

（労働者供給事業の許可）

第 45 条 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

（２）団体を介して参加する場合と職業安定法との関係

イ 職業安定法では、職業紹介事業及び労働者供給事業の取扱いについて、以下のよう
に規定している。

職業紹介事業を行う場合は、厚生労働大臣の許可又は届け出により実施。

労働組合等を除き、労働者供給事業の実施を禁止。

このことから、土地改良区等の団体を介して直営施工に参加する場合の団体の役割
が、職業安定法に規定する職業紹介又は労働者供給に該当するか否かを検証する。

ロ 職業紹介との関係については、土地改良区等の団体は作業受託を通じて自らも直営
施工に参加することから、第 4 条に規定する中立的な立場で求人者と求職者との間に
立って雇用関係の成立を斡旋する職業紹介事業には該当しないと思慮される。

ハ 労働者供給については、団体を介しての参加が第 4 条第 6 項に規定する「供給契約
に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させること」に該当するか否
かで職業安定法の適用の是非を判断することとなるが、1-(4)-ロにより直営施工
への参加者は一般的には「労働者」に該当しないと思慮されることから、土地改良区等
の役割が第 44 条に規定する「労働者供給事業」の事業主に該当しないと解される。

二 したがって、団体を介して直営施工に参加しても、一般的には職業安定法の各条項
に抵触することはないと思慮される。

8 . 直営施工における保険制度適用の検討

・検討課題

農家・地域住民が参加する直営施工においては、参加者に対する安全管理への配慮が不可欠である。このため、直営施工への参加と各種保険制度適用の有無等について検討する。

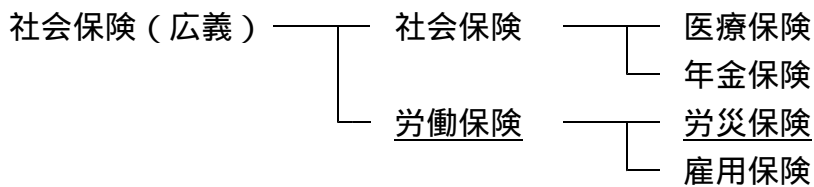
・検討内容

1 . 政府管掌保険

(1) 保険制度の仕組み

政府が管掌する保険制度の仕組みは以下のとおりとなっている。

このうち、直営施工の参加者に対する保険制度適用の検討対象としては、労働保険が考えられる。



1) 労働保険（労働保険の保険料の徴収等に関する法律）

（定義）

第 2 条：この法律において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法（「労災保険法」という。）による労働者災害補償保険（「労災保険」という。）及び雇用保険法による雇用保険（「雇用保険」という。）を総称する。

（概算保険料の納付）

第 1 5 条：事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料を、その労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その保険年度の初日から 5 0 日以内に納付しなければならない。

2) 労災保険（労災保険法）

（適用事業の範囲）

第 3 条：この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

労働者：職業の種類を問わず、事業又は事務所（「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者（労働基準法第 9 条）

（保険給付の範囲）

第 7 条：この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 1：労働者の業務災害に関する保険給付
- 2：労働者の通勤災害に関する保険給付

(保険料)

第 30 条：労働者災害補償保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。・・・全額事業主負担

3) 雇用保険 (雇用保険法)

(定義)

第 4 条：この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であって、第 6 条各号に掲げる者以外のものをいう。

(適用事業)

第 5 条：この法律においては、労働者が解雇される事業を適用事業とする。

(適用除外)

第 6 条：次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。

1：65 歳以上の雇用者

1 - 2：短時間労働者

1 - 3：日雇労働者（日々雇用者又は 30 日以内の期間を定めて雇用される者）

2：4 ヶ月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者

・・・

(保険料)

第 68 条：雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。・・・事業主と労働者双方で負担

(2) 労災保険適用の検討

労災保険は、労働者の業務災害及び通勤災害に関する保険給付を目的としたものであり、その保険料は全額事業主が負担する。

この場合の給付対象は、労災保険法第 3 条の規定により「労働者」であることが前提であるが、農家・地域住民による直営施工への参加形態と労働基準法との関係について検討した結果、直営施工への参加者は、一般的には労働基準法第 9 条に規定する「労働者」に該当しないと思慮される。

したがって、直営施工への参加者は、労災保険の給付対象から除外され、適用対象外の扱いとなると見込まれる。

(3) 雇用保険適用の検討

雇用保険法は、同法第 5 条の規定により労働者が解雇される場合に適用され、その保険料は事業主と労働者の双方で負担する。

この場合においても、対象者は「労働者」であることが前提であるが、一般的には直営施工への参加者は「労働者」に該当しないと思慮される。

なお、仮に労働者扱いとなる場合でも、同法第 6 条の規定により 65 歳以上の雇用者、日雇労働者、短期の季節雇用者は除外扱いされている。

したがって、直営施工における作業形態が、第 6 条に規定される雇用形態に類似したものとなると見込まれることから、労働者としての取扱いの如何に係わらず、雇用

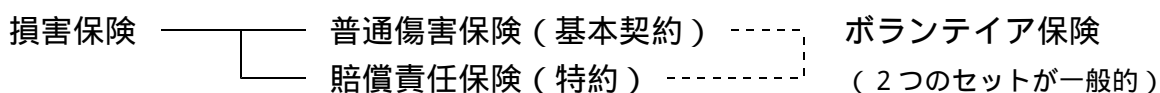
保険法が適用されることは想定されない。

2. 損害保険

損害保険は、民間企業が扱う保険で、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者（自己等）の傷害に適用する普通傷害保険を基本契約として、被保険者に起因した偶然の事故により、他人の身体の障害（傷害、疾病、後遺障害または死亡をいう）または他人の財物の滅失、汚損もしくははき損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に適用する賠償責任保険を特約契約するケースが一般的である。

また、無給を前提としたボランティア活動中の事故に対する補償のために、この2つの保険をセットにしたボランティア保険がある。

これらは、民間各社の保険内容が多様であり、適用出来ない場合もあることから、加入条件及び給付条件を十分確認する必要がある。



（1）普通傷害保険（被保険者（自己等）の傷害）・・・基本契約

被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害に対して支払われる保険。

- * 傷害保険の保険金は、労災保険、健康保険、生命保険、加害者からの賠償金などとは関係なく支払われる。

（2）賠償責任保険（対人、対物）・・・特約契約が一般的

被保険者が、偶然の事故により他人の身体の障害（傷害、疾病、後遺障害または死亡をいう）または他人の財物の滅失、汚損もしくははき損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った、相手に支払うべき賠償金や訴訟費用等に対して支払われる保険。

- * 法律上の損害賠償責任を負うことが要件。

（必ずしも裁判上の確定判決を必要とするものではなく、客観的に法律上の損害賠償責任（過失・損害の発生・因果関係）があると認定されれば、支払いが可能）

（参考）普通傷害保険の概要等

ポイント

- ・ 傷害保険の中でもっとも基本的な保険。対価支払いの有無は加入条件に関係しない。
- ・ 個人加入が可能であり、団体加入の義務付けはない。
- ・ 死亡、後遺障害、入院、手術、通院の5種類の保険金がある（特約で賠償責任保険を付加するのが一般的）。
- ・ 賠償責任保険の義務付けはなく、普通傷害保険の加入のみでも可（損害賠償対応のため、賠償責任保険とのセット加入が望ましい）。
- ・ 傷害保険の保険金は、普通傷害保険に限らず健康保険、労災保険等の給付とは無関係に支払われる。

- ・ 保険期間は、1 年を基本としているが、行事単位又は日単位で扱う場合もあり、個別のケースごとに保険会社に相談。

保険の対象

- ・ 被保険者の年齢制限はない。
担保しない傷害及び損害
- ・ 保険契約者または被保険者の故意。
- ・ 地震、噴火または津波。
- ・ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任等。
賠償責任保険を特約する場合の条件等
- ・ 被保険者（直営施工参加者）を特定する必要がある、記名は不可欠。
- ・ 団体加入は、特約条件ではない（団体加入の義務付けなし）。
- ・ 保険期間は、1 年を基本としているが、行事単位又は日単位で扱う場合もあり、個別のケースごとに保険会社に相談。
- ・ 保険金額についても、個別のケースごとに保険会社に相談。
保険料の団体割引が適用される場合の団体類別基準

20 名以上を被保険者とし、保険期間の終期が各被保険者同一であるもので、次に類別される団体。

（第 3 類団体）

国、都道府県等一定の機関の免許、認可、許可または登録を受けなければ営むことのできない特定の業務に従事する者のみによって組織された団体。

（第 4 類団体）

次の a ～ e の要件を満たす町内会、団地自治会、ロータリークラブ等第 1 類団体から第 3 類団体までのいずれにも属さない団体で、保険会社が別に定める基準により認める団体。

- a 同一の共通目的をもつ者のみによって組織されていること
- b 団体構成員が常時明確に把握されており、代表者の定めがあること
- c 会計帳簿等が整備されていること
- d 団体を代表して保険契約者となる者は、保険契約上の一切の権利義務を遂行し得ること
- e 保険加入のみを目的として組織された団体でないこと

偶然の事故への対応のため、行事主催者（事業実施主体、作業受託団体）が加入できる保険もあり、個別のケースごとに保険会社に相談。

（３）ボランティア保険

無給を前提としたボランティア活動に関する保険は、ボランティア活動中の事故によりボランティア自身が身体に被った傷害を補償する「傷害保険」と、ボランティアが補償内容に掲げる事故によって他人を死傷させ又は他人の財物を損壊させた場合に、ボランティアが負担する法律上の損害賠償責任分に対して支払われる「賠償責任保険」がセットになったものが多く用意されている。

ボランティア保険は、参加者に受益性がある等活動内容が自助活動の一環とみなされるものや対価の支払いを伴うものは適用されないなど、直営施工の観点からみた場合適用条件が厳しいものになると想定されることから、加入を検討する場合には関係機関に

照会するなどして適用条件を十分吟味する必要がある。

(参考) ボランティア保険のポイント

- ・ ボランティア参加者に受益性がある等、活動内容が自助活動の一環とみなされるものは適用外。
- ・ 活動は無償が前提であり、対価の支払いを伴うものは適用外（交通費、弁当代程度の支払いは可能）。
- ・ 自発的参加が前提であり、動員等の強制力が働く場合は適用外。
- ・ ボランティア保険に加入するには、あらかじめ個人又は団体で各地域の社会福祉協議会にボランティア活動する旨の届け出が必要。
- ・ 保障期間は通年で、傷害保険部分と賠償責任保険部分のセットが一般的。
- ・ 保険の掛金は、年額単位で1人あたり数百円程度。
- ・ 健康保険、生命保険などに関係なく保険金が支払われる。
- ・ 加入者の故意によるものや、地震・噴火・津波等による場合は支払われない。
- ・ 加入を検討する場合には、各地域の社会福祉協議会等に内容照会することが必要。

3. 検討結果に基づく保険加入のケース分類

保険の種類		補 償 区 分	労務費 支払方式	労務提供 方式	備 考
労働 保険 (政府)	雇用保険	失 業	—	—	
	労災保険	参加者のケガ等	* —	—	* 参加形態、実施方法によっては該当することもあり得るので、具体のケースで確認することが望ましい
損害 保険 (民間)	傷害保険 (基本契約)	参加者のケガ等	○	○	・ 具体のケースに基づき、加入及び給付条件等を確認する必要がある
	損害賠償 責任保険 (特約契約)	対人（他人のケガ等） 対物（他人の器物 破損）	○	○	・ 具体のケースに基づき、加入及び給付条件等を確認する必要がある
	ボランティ ア保険	参加者のケガ等 対人、対物	—	○	・ 具体のケースに基づき、加入及び給付条件等を確認する必要がある

4. 直営施工への参加形態に応じた保険加入の検討

農家・地域住民が直営施工に参加する際、作業内容や参加者の意向等により、対価を支払う場合と賦役方式による場合がある。また、参加者については、直営施工の実施方式等からみて一般的には労働基準法第9条に規定する「労働者」に該当しないと思慮される。

作業開始に先立ち必要な保険加入の検討は、こうした直営施工の特性や当該直営施工の取り組み内容を十分踏まえたものとする必要がある。

検討に際し、参考となる各種保険の照会先を以下に示す。

(各種保険の照会先)

保 険 区 分	照 会 先 名 称	電話番号
労 働 保 険	各県にある厚生労働省〇〇労働局 労働基準部 監督課	
損 害 保 険 (普通傷害) (賠償責任)	(社団法人) 日本損害保険協会 そんがいほけん相談室 又は民間損害保険各社	03-3255-1211
ボランティア保険	(社会福祉法人) 全国社会福祉協議会 福祉保険サービス 又は各市区郡町村社会福祉協議会 ボランティアセンター	03-3581-4667

9 . 国・地方公共団体職員が個人の資格で直営施工に参加する場合の取扱いについて

1 . 検討課題

直営施工は、農家・地域住民が自らの意思に基づき参加して実施するものであるが、国・地方公共団体の職員が個人の資格で休日等に対価を得て参加することが考えられる。

こうした場合の、職員が行うべき所轄庁に対する必要な手続き等について検討する。

2 . 関係法令等における規定

(1) 国家公務員法

(他の事業又は事務の関与制限)

第 1 0 4 条：職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも、内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可を要する。

(2) 職員の兼業の許可に関する内閣府令

(兼業の許可の基準)

第 1 条：内閣総理大臣及び所轄庁の長は、兼業の許可の申請があった場合においては、その職員の占めている官職と国家公務員法第 1 0 4 条の団体、事業又は事務との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがなく、かつ、職務の遂行に支障がないと認めるときに限り、許可することができる。

(兼業の許可の申請)

第 2 条：兼業の許可の申請は、別記様式の兼業許可申請書でなければならない。

(3) 総理府通達 (職員の兼業の許可について : 昭和 4 1 年 2 月 1 1 日付け総人局 9 7) 記

第 1 : 省略

第 2 : "

第 3 : 許可基準に関する事項

1 . 省略

2 . 兼業の許可に関する申請が次の各号の一に該当する場合には、原則として、許可しない取扱いとされたいこと。

(1) 兼業のため勤務時間をさくことにより、職務の遂行に支障が生ずると認められるとき。

(2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められるとき。

(3) 兼業しようとする職員が在職する国の機関と兼業先との間に、免許、認可、許可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等の特殊な関係があるとき。

(4) 兼業する事業の経営上の責任者となるとき。

(5) 兼業することが、国家公務員としての信用を傷つけ、または官職全体の不名誉となるおそれがあると認められるとき。

3 . 兼業の許可は、原則として、2 年をこえない期間について与える取扱いとされたいこと。

(以下省略)

(4) 地方公務員法

(営利企業等の従事制限)

第 3 8 条：職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

3 . 必要な手続き

(1) 労務提供方式の場合

関係法令等では、報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合について規定している。したがって、労務提供方式で参加する場合には、所轄庁若しくは任命権者の許可は要しないと考えられる。

ただし、参加することによって職務の遂行に支障が生じないように注意が必要である。

(2) 労務費支払い方式の場合

関係法令等に基づき、所轄庁若しくは任命権者の許可が必要であるが、参加することによって職務の遂行に支障が生じると認められる場合には許可されないので、注意が必要である。

10. 農家・地域住民等参加型の直営施工における工事費等算定例

項 目	参 考 例	備 考
	(例) 工事内容 農道のコンクリート舗装 施工延長 L = 850 m 幅 員 B = 3.0 m 舗 装 厚 t = 0.1 m 数 量 生コン (18-40-8) V=255m³ 型 枠 A=170m² 実作業日数 14日 (労務参加計画書より) 所要人数 98人 (労務参加計画書より)	
1. 工期の考え方 委託工期	「委託工期」 = 「準備期間 (契約後7日)」 + 「作業延日数」 (例) 委託工期 平成〇〇年9月28日～平成〇〇年11月17日 = 7 + 44 = 51日	・必要に応じて準備期間を設ける。(保険手続期間等)
2. 請負施工方式による直接工事費相当額の算出	(例) コンクリート舗装工 (人力) = 2,550 m² × 1,719円 / m² = 4,383千円 (単価 : 1,719円 / m²) 型枠工 = 170 m² × 2,947円 / m² = 501千円 (単価 : 2,947円 / m²) 請負施工方式による直接工事費相当額 = + = 4,383千円 + 501千円 = 4,884千円	・土地改良工事積算基準等に基づき算出 (労・材・機を含む)
3. 直営施工方式による直接工事費相当額の算出	(例) 労務費 = 98人 × 10,400円 / 人 = 1,019千円 (労務単価 : 10,400円 / 人) 材料費 = 2,779千円 (※仮定値) 機械経費 = 171千円 (※仮定値) 直営施工方式による直接工事費相当額 = + + = 1,019千円 + 2,779千円 + 171千円 = 3,969千円	・労務単価は軽作業員相当額とする。 ・実際の購入価格とする。 ・必要に応じて計上。 実際の機械経費とする。

項 目	参 考 例	備 考
4 . 直接工事費相当額の比較	請負施工方式による直接工事費相当額 直営施工方式による直接工事費相当額 4 , 8 8 4 千円 3 , 9 7 0 千円 O K	・ 請負施工とした場合の直接工事費相当額を超えないものとする。
5 . 作業委託料の算出	労務費 = 1 , 0 1 9 千円 工事雑費（請負施工方式による直接工事費相当額 × 3 . 5 % ） = 4 , 8 8 4 千円 × 3 . 5 % = 1 7 0 千円（千円未満切り捨て） 工事価格 = + = 1 , 0 1 9 千円 + 1 7 0 千円 = 1 , 1 8 9 千円 1 , 1 8 0 千円（1万円未満切り捨て） 作業委託料 = 1 , 1 8 0 千円 × 1 . 0 5 = 1 , 2 3 9 千円	2 . 請負施工方式による直接工事費相当額 × 3 . 5 %

(様式第2号：記入例)

労務参加計画書

平成○○年○○月○○日

事業名	基盤整備促進	地区名	○○地区	事業実施主体	××市	作業場所	地内	作業(工事)名	○× □農道舗装工事																				
労務参加型による工事計画の概要																													
項目(作業内容)	細目	数量	備考	労務参加申請団体																									
農道コンクリート舗装 コンクリート舗装	コンクリート舗装 生コン(3.0×0.10×850m) 型枠(0.10×850m×2) 作業員	L=850m 270.3m ³ 170m ² 98人	支給 ロス6% 支給	団体名及び 代表者名 農林 太郎	□□土地改良区 理事長																								
				担当者名 山田 一郎																									
				担当者連絡 先(電話)	0000-00-0000																								
				特記事項(役割分担等)																									
				事業実施主体：出来形確認(計測) 資材手配、日々の作業 内容決定、施工写真等 労務参加申請：労務手配、保険加入、 備品等手配等 団体																									
項目(作業内容)	作業(工事)工程【日数】																												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	合計 (人)	
農道コンクリート舗装																													
コンクリート舗装 (10月)					7	7					6	7								7	8						8	8	
(11月)			6	6					7	7						7	7												98
作業開始予定	平成 14年 10月 5日	作業終了予定		平成 14年 11月 17日	作業延日数		44日	実作業日数		14日																			

11. 工事施工方式対比概念図

請負施工

直營施工1

(労務費支払い方式)

直営施工 2

(勞務提供方式)

工專價格

工事費	一般管理費等	
	間接工事費	共通仮設費
		現場管理費
	直接工事費 (A)	労務費
		機械経費
材料費		

二 歸 我

工學雜誌……各種保險料也

工事雑費は、直営施工の作業を団体に委託する場合、委託費に含めて計上する。

直営施工における機械経費、材料費は団体
への委託費には含まれない。

工 事 雜 費

請負施工

直接工事費(A) × 3.5%

^ 價格專工 ^

工事費	工事雑費 (A × 3.5%)	労務費 (対価を支払い)	材料費 (支給)
	直接工事費 (B)	機械経費 (リース)	

三、歸 類

工專價格

工事雑費(A × 3.5%)	機械経費 (リース)	材料費 (支給)
直接工事 費(C)		
工事費		

二 歸 類

(B) (A)

(C) $\vee$ (B)

労務費は、労務提供方式の
場合対価の支払いはなし

・ 農家・地域住民参加型の直営施工に係る意見等について

農家・地域住民参加型の直営施工に係る意見等についての回答

整理番号	区分		質問・意見・提案事項	回答
	第1	趣旨		
1	第1	趣旨	対象事業について、災害復旧工事も含まれるのか。	本通知文においては、農業農村整備事業又は農村振興局整備部署管の非公共事業が対象であるが、災害復旧工事においても、工事内容によっては直営施工方式の活用が考えられる。
2	第1	趣旨	農業農村整備事業等として既に計画・採択されたものについて、いかに簡易な作業だとしても、事業実施主体は補助事業としての事業効果、出来高等に対する責任があり、直営施工でも大丈夫なのか。	直営施工は、農家・地域住民等の参加で施工可能な範囲で行うものであり、自ずと工種は限定されてくる。事業実施主体としては直営施工全体のマネージメントを行い、出来高等に対して責任があることから、作業の難易度、安全確保に十分配慮し適用されたい。
3	第2	基本要件	第2の基本要件で、事業実施主体が行う地元に対する説明について、説明範囲、方法、時期等は事業実施主体の判断にまかせるのか。	説明範囲、方法、時期等については、事業実施主体の判断とする。なお、地元への説明に際しては、想定される工種等前広に説明し、選択肢を広げる工夫も必要である。
4	第2	基本要件	直営施工の計画は事業実施主体が事前にたてるのか。地元等が自ら要望(計画)して実現するものが真の直営施工と考えられる。行政の押しつけと云われかねない。	事業実施主体が参加型の直営施工として適当と考えるものについて、地元の農家・地域住民等に対して説明を行い、農家・地域住民から参加したい旨の申し出があり、事業実施主体が適当と判断したものについて実施するというのが、今回のスキームであり、農家・地域住民からの申し出が必要であることから、行政の押しつけには当たらないと考えている。
5	第2	基本要件	地元説明に直接参加できない農家・地域住民以外の者も対象にしたい場合もある。地域外の(バランス的な)個人を広く公募して実施したい場合も考慮すべき。	地域外の者でも趣旨に賛同し、参加の意思があれば参加することとは可能と考えるが、直営施工の実施内容等から、事業実施主体で判断されたい。
6	第2	基本要件	直営施工は国営事業でも適用されるのか。	国営事業においても適用可能な工種があれば適用できる。
7	第3	対象作業	簡易な作業は、実態として末端受益になるため、受益者が誰であるか特定される。受益者が特定される中、その作業を他の農家・住民が参加申し込み受けるか疑問が残る。 また、自分の農地等を自分で施工し、さらに人件費を得るなど、農業農村整備事業の補助対象(範囲)として果たして妥当だろうかとの議論につながらないか。	参加型の直営施工は、通知本文第1の趣旨に規定する事業の計画で予定されている対象工種に対して実施するものであることから、質問の趣旨は当たらないと考えている。
8	第3	対象作業	対象事業に、畦畔や進入路の造成・除去、客土、土壌改良材の散布、簡易な暗渠排水など個人的な施設が含まれているが、公共施設に対して支援してきた従来の考え方を転換する方向か。 また、最小工事規模をどのような範囲で考えているのか。	畦畔や進入路の造成、土壌改良材散布等は従来から補助対象工種になっており、従来からの考え方を転換するものではない。なお、工事規模については一概に決められるものではないので、工事内容等を勘案し事業実施主体で判断することとなる。

農家・地域住民参加型の直営施工に係る意見等についての回答

整理番号	区分	質問・意見・提案事項		回答
9	第3 対象作業	市町村においては、すでに「農業用施設資材支給」基準を設け、頭首工、ため池、橋等の補修、改良の資材の現物支給を行っているところもあり、これらも対象となるよう工種を追加してはどうか。		別表1の工種は、参考として掲げているものであり、それ以外の工種についても、作業の難易度や安全性を勘案し施工可能であれば、対象工種とすることができる。
10	第3 対象作業	環境整備工として、重機を伴わない植栽と例示されているが、道路・水路溝畔・畦畦法面などへのグラウンドカバープランツの植栽を対象事業としてよいのか。		直営施工は、あくまで補助事業等の対象となっている工種を対象に行うこととしており、当該工種が対象となっているがどうか、で判断することになる。
11	第3 対象作業	本案対象工種・作業内容について、簡易作業というものの、「2 m以下となる地山掘削」の上限2 mは大変危険を伴う作業である。 「厳密な標高管理を要しない...」「小規模な...」とあるが、全ての工種について最低限、品質管理基準値内の施工を要求しなければならぬ。 瑕疵担保もない制度で、さらに事業実施主体が施工管理を常に行うことは作業工程・作業日（土日作業の選択）などの条件があり極めて困難である。 作業は、別表1「環境整備工その他」程度の作業で、延長・数量で完成が確認できるものとする必要がある。		別表1の工種は、参考として掲げているものである。2 m以下としたのは、労働安全衛生法第14条の作業主任を選任する必要がある作業範囲を参考としたものであり、危険と思われる作業は実施しないなど、事業実施主体の判断で適用工種を検討していただきたい。 なお、施工管理等については、第7で「必要があれば、現場技術業務等の活用を図るもの」としているところである。
12	第3 対象作業	事業計画全体に占める直営施工で行う範囲（割合）に制限を設ける必要はないか。（総事業費の30%の変動で計画変更になるためその取り扱い）		直営施工で行う範囲（割合）に制限を設ける必要性はないと考えているが、これにより事業費に変動をきたし、計画変更要件に該当することとなった場合には、計画変更が必要である。
13	第3 対象作業	維持管理事業は対象となるか。		原則として水路、道路等出来形を有する事業を対象と考えており、出来形の発生しない維持管理事業については現段階で想定していない。
14	第4 労務参加の申請・承認	直営施工に係る団体として農協は入れないのか。		事業実施主体が特に認める団体（特認団体）として、農協も対象になる。
15	第4 労務参加の申請・承認	個人参加の場合でも、申請書は必要なのか。		個人参加の場合は、事業実施主体へ参加連絡を行い、労務参加契約を交わす方法による。
16	第4 労務参加の申請・承認	当該団体の規約と労務参加計画書が提出され、その内容が適切であれば、いかなる団体でも承認されることになるが、NPOとして認知されている団体・グラウンドワーク・ワークショップ等、地域で活動している実績を考慮し、一定の制約を設けた方が良いのではないか。		対価を支払う対象の団体としては、土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会、農業生産法人のほか、NPO等の特認団体としている。特認団体については、事業実施主体の長（ただし、団体事業の場合にあっては都道府県知事。）の承認を得ることとしており、この承認にあたり団体規約や活動実績など必要な審査方法を検討されたい。

農家・地域住民参加型の直営施工に係る意見等についての回答

整理番号	区分	質問・意見・提案事項		回答
17	第4 労務参加の申請・承認	団体の定義如何また団体の信頼度の判断如何。 例えば、水利支線組合、地区期成会、農業生産法人… 委託内容が簡易と言っても公共工事であるからには完成施設に対する責任は重大。		対価を支払う対象の団体としては、土地改良区、都道府県土地改良 事業団体連合会、農業生産法人のほか、NPO等の特認団体としている。 なお、特認団体については、事業実施主体の長（団体営事業の場合にあつては都道府県知事。）の承認を得ることとしており、承認に際し審査している。
18	第4 労務参加の申請・承認	団体規約を添付することになっているが、既存団体は、道営、市町村営事業の作業受託することを明記している規約はないはずであり、規約を添付する目的、また規約にどのようなことが記載されている必要があるのか。		規約を添付の目的は、団体の設置目的、構成員、活動内容などから、作業委託する団体としてふさわしいかを判断するためであり、規約の内容は上記の内容が把握できるものを考えている。
19	第4 労務参加の申請・承認	労務参加に申請できるのは規約を持つ団体だけとするのか。 任意団体などで、規約を持たないものの代表者がおり、維持管理が持続的に可能な団体であれば労務参加を可能とするのか。		直営施工に係る代価の支払いを団体を通して行うことから、任意団体においても規約は必要と考えられる。規約がない場合は、個人としての参加か、又は規約を定めるなどして団体として参加申請を行うことが適当と考えている。
20	第4 労務参加の申請・承認	一つの直営施工に、個人として参加するのものと団体が参加することものが混在することは可能か。また、複数の団体が参加することでも可能か。		直営施工への参加には多様な形態が想定されるので、その形態については作業との関係も考慮して事業実施主体で判断された。なお、個人参加の場合は事業実施主体と参加契約を締結、団体の場合は事業実施主体と作業委託契約を締結することとなる。
21	第4 労務参加の申請・承認	団体として労務参加申請を行う場合、労務参加計画書を添付することとされているが、その中の工事計画概要は事業主体でないと作成できないのではないか。		参加型の直営施工の工事計画概要については、事業実施主体が、事前に地元等に説明することとなり、事業実施主体の助言等を得て、団体が作成することは可能と考えている。
22	第4 労務参加の申請・承認	公募で参加する(ボランティア的な)個人が主体の場合、労務参加計画書の作成は必要か。		労務参加計画書は、参加型の直営施工に団体として参加を希望する場合として記載したものである。（個人参加の場合は、個人が労務参加計画書を作成する必要なし）
23	第4 労務参加の申請・承認	土地改良区が直営施工を行う場合の委託先はどのような団体が考えられるか。		土地改良区営事業で直営施工を実施する場合、土地改良区が農家等と参加契約を交わして工事を実施することが考えられる。 また、土地改良区に施工管理等の技術的な対応能力がない場合、土地改良連合会等へ直営施工の施工管理部門を現場技術業務として委託することが考えられる。
24	第4 労務参加の申請・承認	対価の支払いがない場合でも団体からの労務参加申請は必要か。		対価の支払いがない場合でも団体からの労務参加申請は必要である。

農家・地域住民参加型の直営施工に係る意見等についての回答

整理番号	区分	質問・意見・提案事項	回答
25	第4 労務参加の申請・承認	特認団体の申請は、同一年度に同じ団体と複数件契約する場合でも、その契約毎に申請し審査するのか。 翌年度に同一団体と契約する場合も同じか。	特認団体の申請において、同一年度に複数件参加する場合は、1回の手続きにするなど簡素化もありうると考えられる。なお、翌年度の場合は、確認の意味から改めて申請する。
26	第4 労務参加の申請・承認	特認団体の申請について、既存営農組合の団体規約の中に直営施工の内容を入れて改正すべきか。	労務参加申請書に団体規約を添付するのは、団体の目的、活動内容等により、その団体がどの様な団体を確認し、団体の活動が直営施工に有効と認められるか、住民に支持されていると認められるか等を判断するためであり、規約の中で直営施工の明記の有無を問うものではないので改正の必要はない。
27	第4 労務参加の申請・承認	参加団体からの申請は、事業期間全体が単年度毎か。	基本的に単年度発注工事を対象としているため、単年度毎である。
28	第5 対価の支払	直営施工に係る費用は工事費の中から支弁するのか。	現場技術業務に係る費用を除き、工事費による支弁となる。
29	第5 対価の支払	労働災害保険など、誰でもが参加しやすくするための費用は直営施工の対象とすべき。	直営工事費に相当する工事費に加えて、必要な傷害保険料や損害賠償責任保険料等を含む工事雑費を計上することとしている。
30	第5 対価の支払	直営施工を土地改良区等に作業委託する場合、委託費の内訳はどのように考えているのか。	直営施工には労務主体の工事が多いと考えており、その場合の工事費の他に保険料等を含む工事雑費（3.5%相当）を考えている。 なお、工事雑費は、通知本文第5の対価の支払いに示す「参加型の直営施工の対象工事に係る全ての直接工事費相当額」には含まれないものとする。
31	第5 対価の支払	作業班長等の作業員の管理的職務が必要な場合、これについても契約対象となるのか。契約対象となる場合、作業班長数×労務単価の合計を加算することによいか。また、これに対する限度額はあるのか。	事業実施主体が必要と判断すれば、労務参加者の一員として契約対象とすることは可能であり、その経費は、作業班長数×労務単価の合計でよい。なお、作業班長に要する経費に限度額は設定しないが、直営施工の直接工事費としては、請負工事における直接工事費相当額を限度としている。
32	第5 対価の支払	労務参加に対する対価支払い対象者が当該事業の受益者である場合、対価の支払いは可能か。	直営施工は、補助事業等の対象工種に対して実施するものであることから、対価の支払いは可能である。

農家・地域住民参加型の直営施工に係る意見等についての回答

整理番号	区分	質問・意見・提案事項		回答
		作業委託契約の履行義務について、例えば農家・地域住民は作業経験者が少なく、定められた期間に作業が終わらない、予定より作業を仕上げるのに人数が多かった場合の扱いはどのようにすればよいのか。	第5の1で上限を「事業実施主体が参加型の直営施工に対して対価を支払う場合は、原則として、参加型の直営施工の対象工事に係る全ての直接工事費相当額が、当該対象工事を請負施工とした場合の直接工事費相当額を超えないものとする。」こととしており、作業終了後に限度額の範囲で支払うものである。	
33	第5 対価の支払		労務単価は如何にして決めるのか。農業農村整備事業と同じで良いか。	農業農村整備事業と同じである。 基本的には、作業等に習熟していないことから、軽作業員相当程度としている。
34	第5 対価の支払		「農家・地域住民の労務に対価を支払って工事を完成するもの」とされているが、労務以外の機材、たとえばトラクター、軽トラックス等の借り上げ料も含むのか。	機械を使用する場合には、オペレーターが必要となるので、オペレーターとセットのリースが考えられるが、基本的には、事業実施主体が直接リースするものと考えている。
35	第5 対価の支払		農家及び地元の団体が所有する作業機械等のリースを行う場合の契約及び支払いの扱いはどのようにすればよいのか。	農家及び地元の団体が作業機械を所有している場合は、農家及び地元の団体とリース契約を行い、通常の積算基準に基づいてリース料金を支払うこととする。
36	第5 対価の支払		代価の支払額はどのように算定すればよいのか。（通常の積算歩掛との関係はどのようになるのか。）	代価の支払額は、積算歩掛を適用して算定するものではなく、当該直営施工に係る労務参加計画書に基づき「参加人数×労務単価（軽作業員相当額）」として算定する。なお、直営施工の直接工事費については、請負工事の直接工事費相当額を限度額としており、この請負工事の直接工事費相当額の算定においては積算歩掛を適用して算定することとなる。
37	第5 対価の支払		保険料を含む工事雑費として3.5%相当としているが根拠を知りたい。	保険料、書類作成等の経費として団体営事業の工事雑費を参考に3.5%としている。今後事業実施の中で実証調査を行い、必要があれば見直していきたい。
38	第5 対価の支払		対価の有無は誰が判断するのか。	申請する団体の要望による。
39	第5 対価の支払		事業実施主体の事務費はどこで支弁するのか。	親事業の中で処理する。
40	第5 対価の支払		作業委託の場合、対価の支払いの確認は受委託者間の一括確認とできないか。	対価の支払いの確認については、支払い対象者全ての個別確認が必要である。
41	第5 対価の支払			

農家・地域住民参加型の直営施工に係る意見等についての回答

整理番号	区分	質問・意見・提案事項	回答
42	第5 対価の支払	土地改良区等の団体と契約した場合、団体から各個人にまできんと金が渡っているかチェックする必要があるのか。 団体がああるエリアを一定の金額で受けたらそれが上限になるのは分かるが、個人と労務契約した場合、ある範囲まで労務者を雇ってみたら、直接工事費を超えてしまう場合の対応は。 委託契約書では、作業量に対しての契約と考えていたが、労務参加計画書と違う内容（人数等）になった場合は。	受託団体としての土地改良区等が労務費を確実に参加者個人に支払われていることを確認する必要がある。 また、労務参加計画の増員に対しては、直接工事費相当額として上限額がセットされているので、それを限度として、精算方式により対応する。
43	第5 対価の支払	直営施工の委託費の中に現場技術業務は含まれるのか。	直営施工の委託費の中に現場技術業務は含まれない。現場技術業務に要する費用は、別途、測量試験費から支弁することとなる。
44	第5 対価の支払	学校の体験学習等の機会に小中学生等の参加が想定されるがそれに対して対価の支払いは可能か。	小中学生等が体験学習を兼ねて参加するものであり、それに対する対価の支払いは好ましくない。
45	第5 対価の支払	土地改良区等に委託した限度額に実績による差額（残額）が生じた場合、差額は運営費として計上可能か。	作業委託費に残額が生じた場合は精算する必要があり、団体の運営費とすることは適切ではない。
46	第6 労働保険等	保険に未加入或いは手続きの遅滞の場合の取扱いはいかにすべきか。	第6で「参加型の直営施工を実施する事業実施主体、及び参加型の直営施工に参加する農家・地域住民等及びこれらで構成される団体は、必要な労働災害保険や損害保険に加入するものとし、これに必要な費用は当該事業費から適切に支出するものとする。」としていてあるところであり、事業実施主体は、加入を義務付ける必要があると考えている。
47	第7 施工管理・安全管理・検査等	施工管理基準、検査基準はどの様に取扱うのか。	現行の施工管理基準、検査基準を参考にしつつ、施設の機能に着目した施工管理、検査を行えば良いと考えている。 なお、本マニュアルには、実施事例における施工管理項目・管理基準も掲載しているので、参考とされたい。
48	第7 施工管理・安全管理・検査等	直営施工は事業実施主体への負担が大きくなると思われ、実際、施工管理、安全管理等、どこまで対応できるかの心配がある。	「農村振興局所管補助事業の公共工事における監督・検査体制の確保について(平成14年2月6日付け課長連名通知、13農振第2789号)」により、対応することとし、必要に応じ現場技術業務等の活用を検討されたい。
49	第7 施工管理・安全管理・検査等	事業実施主体が施工管理、安全管理を行う場合、請負工事で規定しているのと同等の有資格者を配置する必要があるのか。	直営施工の内容を勘案し、必要に応じて有資格者の配置等判断されたい。その際、事業実施主体が有資格者を自ら配置できない場合は、現場技術業務等の活用を検討されたい。

農家・地域住民参加型の直営施工に係る意見等についての回答

整理番号	区分	質問・意見・提案事項	回答
50	第7 施工管理・安全 管理・検査 等	請負工事は、施工管理・安全管理については建設業者の責任施工に委ねられているが、これを事業実施主体に委ねられた場合、現場事故について管理監督責任が生じるが如何。	直営施工の安全管理等については、事業実施主体に責任があることから、直営施工の工種・内容については作業の難易度、安全確保の観点から選定するとともに、施工中には必要に応じ有資格者を配置するなど安全管理に十分な配慮が必要と考えます。
51	第7 施工管理・安全 管理・検査 等	直営施工の場合、監督員を想定しているのか。	作業委託契約の場合、契約上は監督員を設けていないが、何等かの現場担当者は必要であり、その取り扱いについては事業実施主体の判断によると考えている。
52	第7 施工管理・安全 管理・検査 等	瑕疵担保なしで果たして問題はないのか。自己所有施設、管理施設は自己の責任となるが、それ以外なら全く責任がないことにはならないのではないのか。	直営施工では事業実施主体が工事全体のマネージメントを行うことから、参加者又は参加団体に瑕疵担保は課していない。
53	第7 施工管理・安全 管理・検査 等	瑕疵担保がない場合、施工不良などの対応はどうするか。費用はどことが負担するのか、事業主体となるのか。	直営施工であるので、施工不良等の対応は事業実施主体である。
54	第7 施工管理・安全 管理・検査 等	検査で不具合があった場合、事業主体による補助事業内での手直し工事費用は認められるか。	工事全体のマネージメントは事業実施主体であり、仮に検査で不具合があった場合には、直営施工の限度額以内において、事業実施主体が対応することとなる。
55	その他	直営施工を導入する、しないの判断は誰が行うのか。また、導入の基準はあるのか。	事業実施主体から地元へ説明し、農家・地域住民等から参加の申し出を受けて事業実施主体が判断することとなる。
56	その他	直営施工の対象を、工種及び作業内容のほかに、上限工事価格の設定が必要になるのではないか。	上限価格の設定はしていないが、作業内容、作業方法等直営施工の性格からみて自ずと限界があると考えている。
57	その他 委託契約の根 拠	直営施工を土地改良区等へ作業委託する場合の、契約方法はどのような根拠に基づいて行えばよいのか。	直轄事業の場合は以下のとおりであるが、補助事業の場合県条例等の関係条項を適用することとなる。 「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」を適用し、随意契約によることとする。 随意契約によることとする場合の財務大臣への協議については、予算決算及び会計令第102条の4三「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」を適用し、協議は不要となる。
58	その他	建設業を営んでいる受益者が団体を結成し、直営施工の団体として参加してもよいのか。	参加承認については事業実施主体が、対価の支払いを伴う場合には事業実施主体の長（ただし、団体営事業の場合にあっては都道府県知事。）が適否の判断をすることになる。
59	その他	直営施工と請負施工が混在するような場合、工程管理や労務管理に支障がでないか。	直営施工と請負施工では、作業体制・責任体制が異なることから、混在しないよう、期間及び作業内容を明確に区分する等事業実施主体の適切な対応が必要である。
60	その他	用地の確保は事業実施主体が行うのか、又は地権者の同意書を添付する等、用地等に関する制約を設けるのか。	事業に必要な用地の確保は、事業実施主体が別途措置すべきであり、直営施工の範疇には含まれない。

農家・地域住民参加型の直営施工に係る意見等についての回答

整理番号	区分	質問・意見・提案事項		回答
		人件費の単価の基準は、どのように決めるのか。（農協等の雇用単価や地域の実勢単価でよいのか）	農家・地域住民の参加によるものであることから、軽作業員相当の単価としている。	
61	その他			
62	その他	公共用地（道路敷・水路敷）での施工を考えているのであれば、耐久性や安全性が確保されなければならないため、直営での施工には向かないのではないのか。		耐久性や安全性の観点から対象工種は自ずと限定されることから、直営施工の適用については、事業実施主体で適切に判断されたい。
63	その他	予定価格（作業日数）を積算し契約を行い、実績で精算する形になると思うが作業日数等が公共の歩掛以上になってもよいのか。（当然、なれていないため日数がかかる）		作業日数等が当初計画以上となっても、第5の対価の支払いの範囲内で支払う必要がある。
64	その他	財産の管理をどのようにするか。（適化法の対象となるのか）		財産の管理については、通常の事業と同様と考えている。
65	その他	直営施工は、県営・団体営事業での補助金交付申請書の工種としての位置付けは、どうなるのか。		直営を工種として記載する必要はない。
66	直轄事業	直轄事業を対象とする場合は、参加申請から承認までの手続きについては誰が行うのか。		参加承認については所長専決扱いとなるが、対価支払いの特認が必要な場合は農政局長承認が必要である。
67	その他	直営施工の場合、経済効果等の算定及び法手続などが必要となるのか。		通知本文第1趣旨の事業計画で予定されている補助対象工種に對して実施するものであることから、効果算定及び法手続などは、これら事業計画の中で扱うことになる（従来と変わらず）
68	その他	改良区として直営施工に参加する場合、県等から改良区に説明があって、改良区は組合員を雇って実施することでのよいのか。		改良区の役割は、組合員の労務参加を計画的に行うための連絡調整が主であり、請負工事における請負者の役割を代用する訳ではない。（工事の施工管理等の主体は本例の場合、事業実施主体である県等になる。） なお、当該土地改良区の職員が一定の技術力を有する場合に、作業委託に加えて別途契約により施工管理等のための現場技術業務を委託しても良い。
69	その他	設計は県土連、施工は直営施工、管理は改良区で可能か。		可能である。なお、直営施工では施工後において、地域に密着した施設の良好な管理も期待されることから、地域住民等による管理体制についても検討されたい。
70	その他	同じような工事が複数あった場合、直営施工の内容によって金額差が生じることが想定されるが、その対処方法は。		コストの縮減については、請負工事とした場合の直接工費を基準として考えている。したがって、直営施工の内容によって団体ごとに金額差が生じた場合でも、低額のことを基準に考えるのではなく、請負施工とした場合と比較してどれだけコストが縮減できたかを評価するものである。

農家・地域住民参加型の直営施工に係る意見等についての回答

整理番号	区分	質問・意見・提案事項		回答
		直営施工において、材料調達のみを請負工事に計上することは可能か。		
71	その他			請負施工と直営施工では責任体制等が異なるため、完全に分離した取り扱いを行う。従って、材料支給のみを請負施工に含めるべきではない。
72	その他	直営工事の数量変更を行う場合、委託契約書等の変更は必要か。		委託契約書の変更は必要である。労務参加計画書については、必要に応じ見直しを行うものとする。
73	その他	直営施工（賦役方式）の場合、工事雑費のみの委託契約となるのか。		金額面だけで言えば、そのようになる。
74	その他	土地改良区、農業生産法人、土地改良事業団体連合会、特認団体、特認団体以外の団体が受託する場合の、委託契約における消費税の取り扱いをご教示いただきたい。		農業生産法人、土地改良事業団体連合会、特認団体、特認団体以外の団体が受託する場合は、委託先が消費税の免税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務を免除されている）となるかどうかでその扱いは決定される。国の場合は、契約時に免税事業者届出書を出してもらい取扱いを決定している。 なお、土地改良区が受託する場合の受託収入は課税収入になるため、消費税を上乗せした額で委託契約する必要がある。
75	その他	直営施工を受託した団体、受益者等の中に重機を運転できる者がいない場合、重機を運転できる者に工事の一部を請け負わせることとし、契約することは可能か。		事業実施主体が運転手付き重機をリースすることなどで対応することとし、工事の一部を別に請負とすることは適切ではない。
76	その他	スコップ等小器材については、工事雑費での対応が可能か。		工事雑費には、保険料の他に、書類作成、通信費、消耗品費等が想定され、一概に積算することができないことから、団体営業の工事雑費を参考に3・5%としている。 スコップ等の備品の小器材については工事雑費での対応が可能と考えるが、消耗品、備品の購入に際しては、適正な事務処理により対応されたい。
77	その他	工事雑費は事業毎の事務費率の範囲内で調整できるか。		工事雑費の率は当面3・5%を上限とする。 なお、保険料が不足する場合には、実績により変更が可能なものとする。 また、実績が確認ができるよう証拠書類等を整備するものとする。
78	その他	資材については、事業実施主体で調達し支給するとされているが、参加団体でも可能なものは参加団体の方で調達することにはできないか。		工事に必要な資材については、事業実施主体で調達し支給することを基本としているが、地域で容易に調達できるものについては、参加団体等で調達した方が効率的な場合も考えられるので、このような場合は、参加団体等と事業実施主体が調達方法及び管理体制等について協議・調整し、参加団体等へ資材の調達も含めて委託することも可能とする。

**・農家・地域住民等参加型の直営施工
実績(平成14年度～平成16年度)**

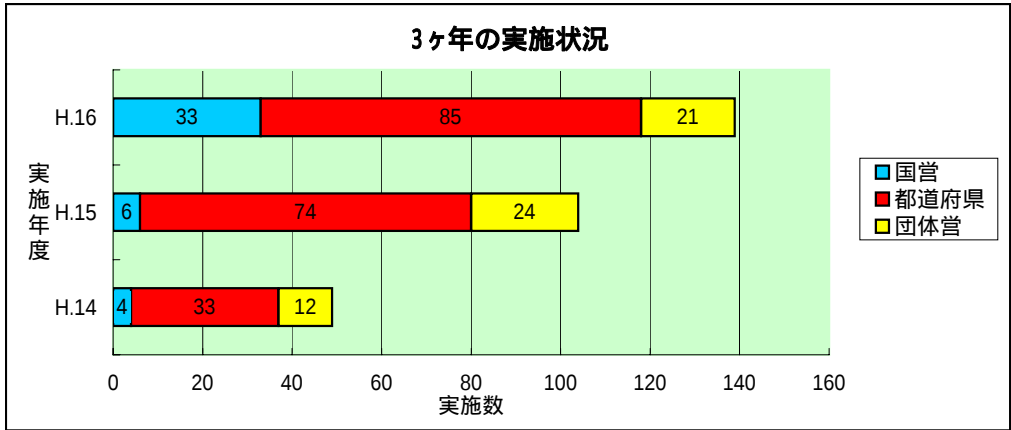
農家・地域住民等参加型の直営施工について(H.14・H.15・H.16実績)

1. 直営施工の実施数

○ 実施数 (表 - 1)

事業主体	実 施 数			計
	H.14	H.15	H.16	
国 営	4	6	33	43
都道府県営	33	74	86	193
団 体 営	12	24	21	57
計	49	104	140	293

(図 - 1)



○ 工事費 (表 - 2)

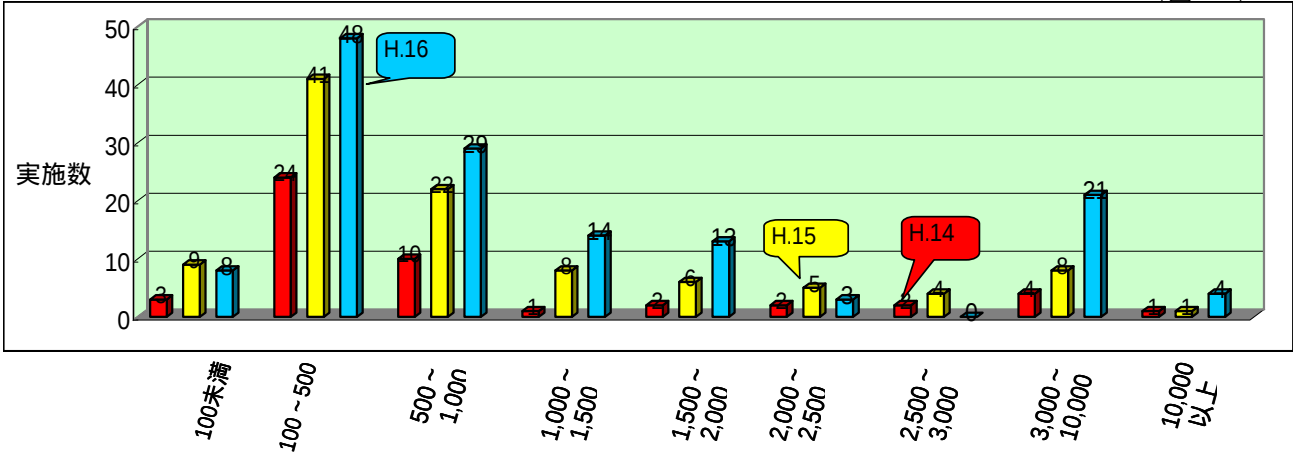
	H.14	H.15	H.16
実施数	49	104	140
工事費総額(百万円)	94	126	272
平均工事費(百万円)	2	1	2

2. 直営施工規模(工事費)実施数

(表 - 3)
(金額帯: 千円)

工種別 金額帯	水路工			道路工			区画整理			暗渠排水			環境整備			計		
	H.14	H.15	H.16	H.14	H.15	H.16	H.14	H.15	H.16	H.14	H.15	H.16	H.14	H.15	H.16	H.14	H.15	H.16
100未満	1	1	1		1	2	2				2			5	5	3	9	8
100～500	3	5	3	6	7	7	2	7	4			2	13	22	32	24	41	48
500～1,000	3	2	1	1	3	7	1	4	5			1	5	13	15	10	22	29
1,000～1,500		2			1	1		3	1			1	1	2	11	1	8	14
1,500～2,000			2		1	1		2	3				2	3	7	2	6	13
2,000～2,500		2					1	1					1	2	3	2	5	3
2,500～3,000					2		1	1		1				1		2	4	
3,000～10,000				1		1		5	7				3	3	13	4	8	21
10,000以上			1										1	1	3	1	1	4
計	7	12	8	8	15	19	7	23	20	1	2	4	26	52	89	49	104	140

(図 - 2)

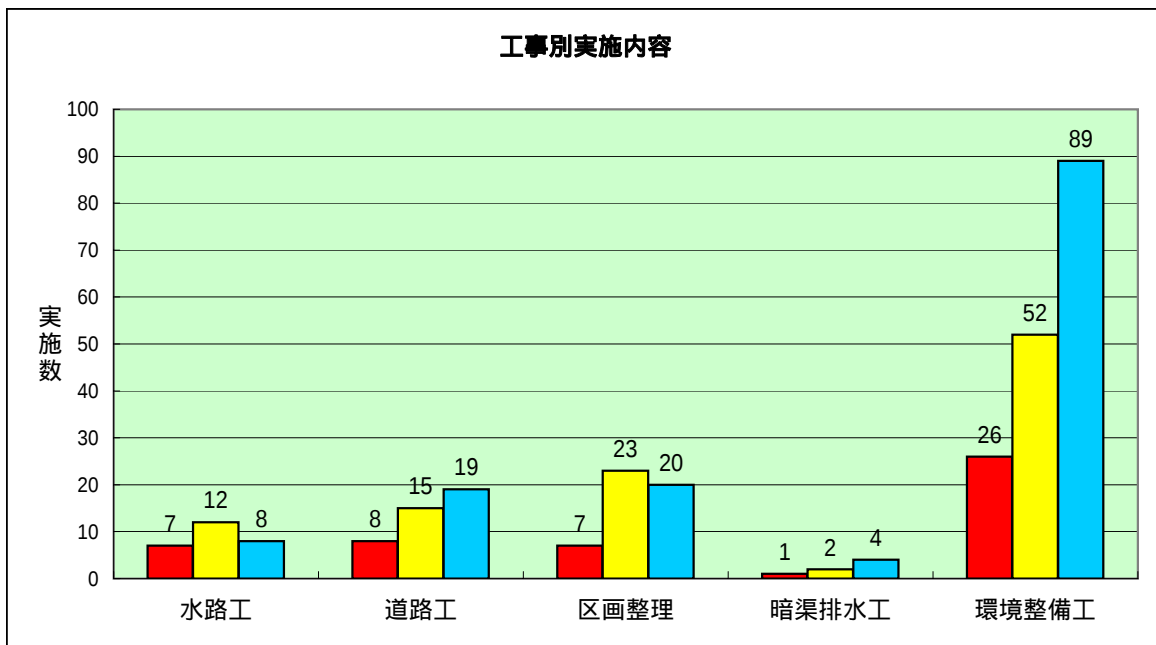


3. 実施内容

工 種	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	件数	実施内容	件数	実施内容	件数	実施内容
水路工	3	水路蓋の設置	1	水路蓋の設置	1	水路蓋の設置
	2	フリューム布設	2	フリューム布設	2	フリューム布設
			1	木製水路	3	素堀水路・暗渠
	1	水路護岸の石張り	7	水路護岸の石張り等	1	給水栓設置
	1	水路内の土砂除去	1	スプリンクラー設置	1	排泥工吐出口等改修
小計	7		12		8	
道路工	7	敷砂利工	8	敷砂利工	8	敷砂利工
	1	コンクリート舗装	3	コンクリート舗装	8	コンクリート舗装
			1	ウッドチップ舗装	1	木片舗装(補修)
			3	安全施設	1	法面保護(丸太筋工)
					1	農道補修
小計	8		15		19	
区画整理工	6	除れき	4	除れき	18	除れき・耕起・砕土
	1	耕起・砕土	14	耕起・砕土	2	客土
			2	土壌改良		
			3	整地均平		
小計	7		23		20	
暗渠排水工	1		2		4	
環境整備工	17	植栽	36	植栽	46	植栽・法面保護工
	5	防護柵	3	防護柵	17	防護柵・安全柵
	3	ベンチ	5	利用施設	11	修景施設
	1	貯水池給水	3	除草	6	生態系保全施設
			3	看板設置	3	看板設置
			2	法面保護(植栽除く)	6	草刈・除草
小計	26		52		89	
合計	49		104		140	

(図 - 3)

■ H.14 ■ H.15 ■ H.16

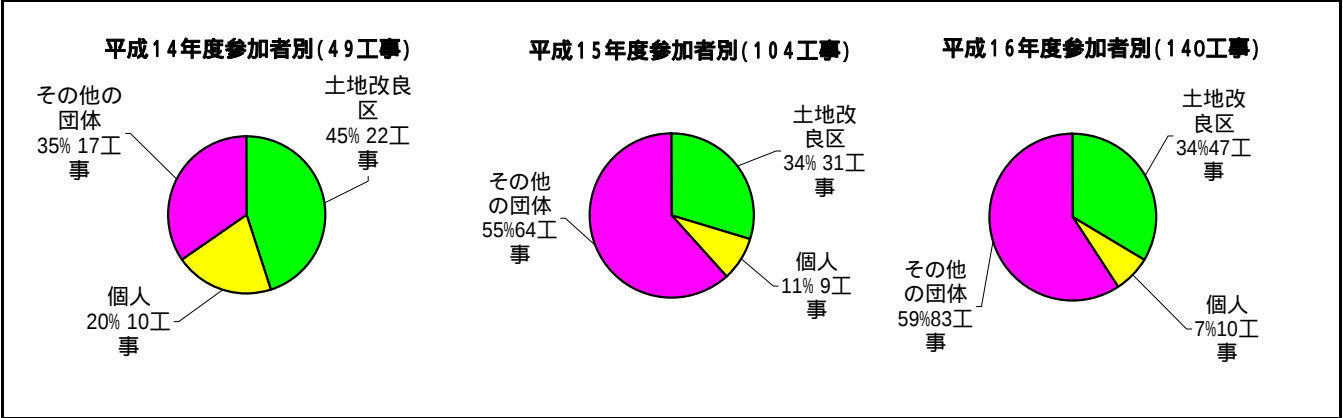


4. 直営施工参加者

直営施工の参加の仕方は、事業実施主体と農家や地域住民の個人が参加契約する場合と、土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会や農業生産法人等を通じて参加申請する場合がある。

その他、事業実施主体の長(ただし、団体営事業の場合にあっては都道府県知事。)が特に認めた農家・地域住民等で構成される団体(特認団体)を対価(労務費)の支払い対象団体とすることができる。

(図 - 4)



○ 参加者別 1工事当たりの参加延べ人数

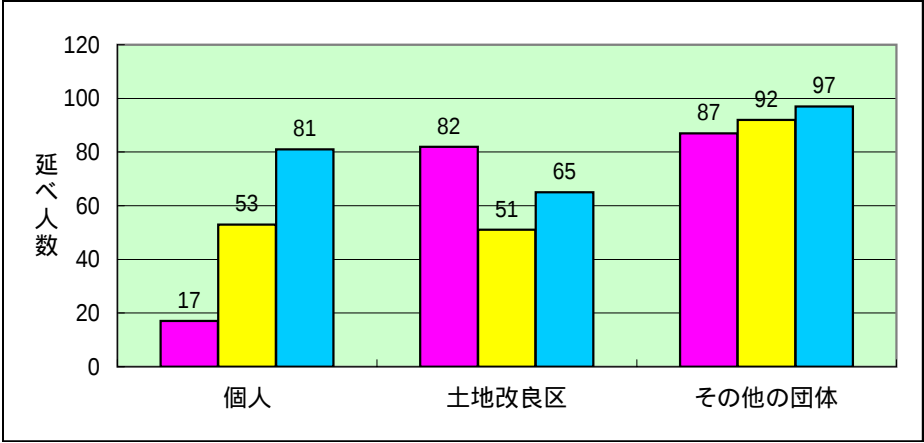
(表 - 5)

年度	項目	工事数	参加延べ人数	1工事当たりの平均延べ人数
14年度		49	3,452	70人
15年度		104	7,931	76人
16年度		140	11,879	85人

事業実施主体別の参加延べ人数

■ H.14 ■ H.16
■ H.15

(図 - 5)



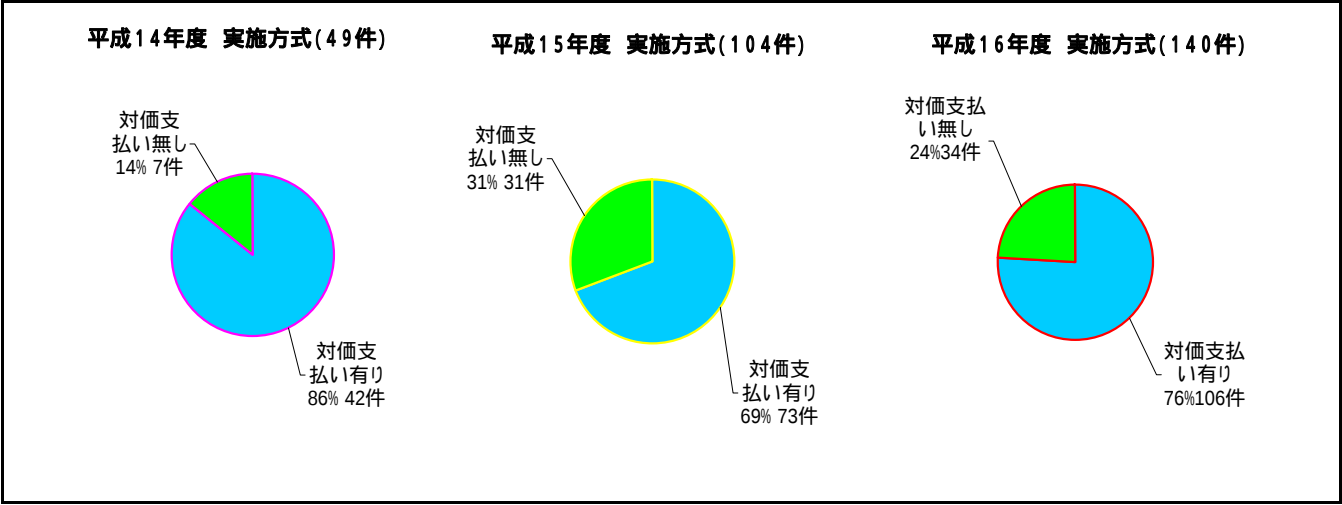
5 . 費用支払い方式

直営施工参加者に対する費用の支払い方式には、労務費支払い方式と労務提供方式がある。
 労務費支払い方式とは、作業に対する対価を労務費として支払う(「対価支払い有り」)ものであり、労務提供方式とは、作業に対する労務費の支払いはない(「対価支払い無し」)ボランティア的なものです。

参 考： 対価支払い無しの参加者で実施した工事 (表 - 6) 単位:件

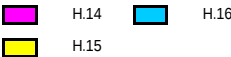
年度	対価支払い無し			計
	土地改良区	その他の団体	個 人	
14年度	1	5	1	7
15年度	6	18	7	31
16年度	4	25	5	34

(図 - 6)

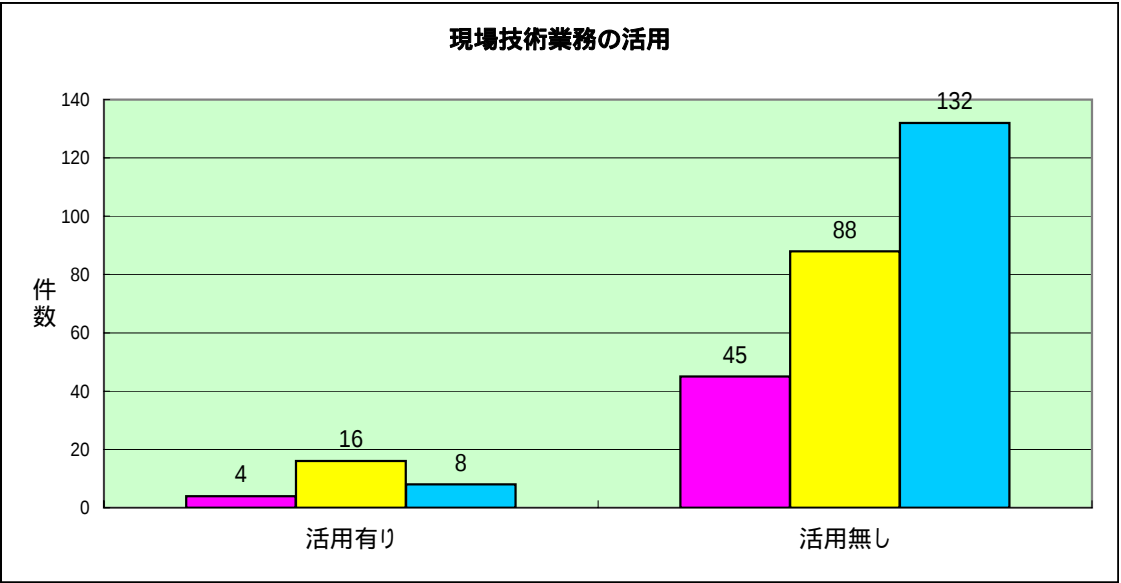


6 . 現場技術業務の活用

○ 直営施工を実施するにあたって、現場技術業務を活用した工事



(図 - 7)

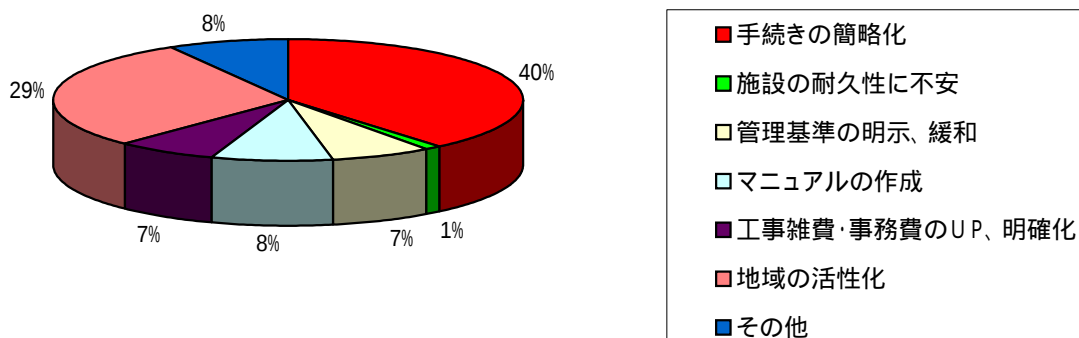


7. 直営施工に関する主な意見・評価等

下記の集約データは、平成16年度直営施工を実施した地区の地域住民、団体及び事業実施主体担当者の意見、課題、評価等を各項目ごとに取りまとめたものです。

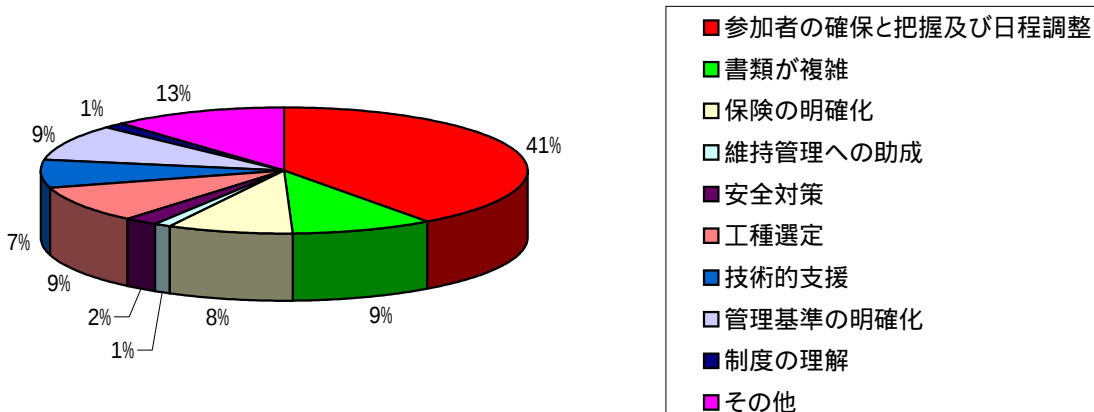
制度に関する意見・課題(85回答)

(平成16年度調査集計より)



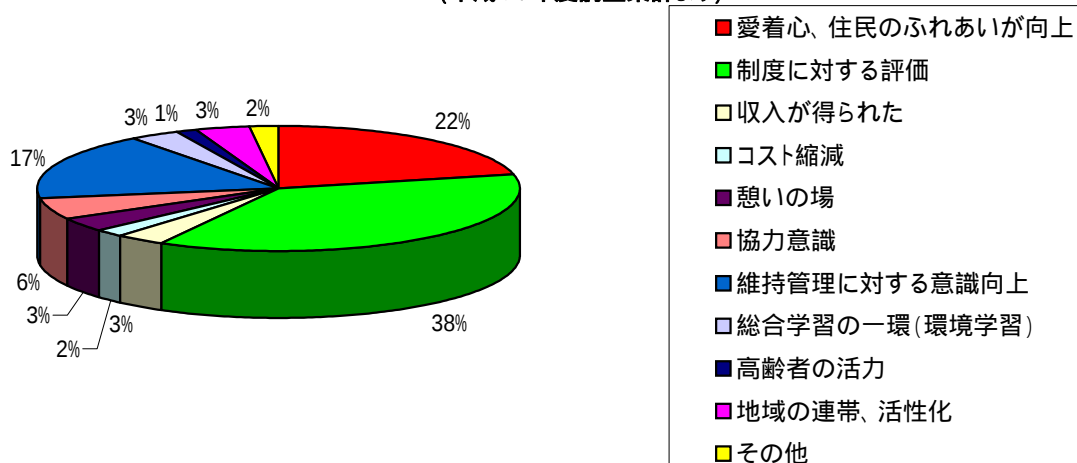
実施にあたっての課題(85回答)

(平成16年度調査集計より)



地域住民等参加への評価(145回答)

(平成16年度調査集計より)



平成14年度 直営施工実施地区

県名	地区名	事業主体	工事内容	備考
青森	柏南部地区	青森県	オオヤマザクラほかの植栽	
岩手	長山地区	農業公社	公共牧場における隔障物の新設	
山形	漆曽根地区	土地改良区	疎水材（モミガラ）心土充填機による補助暗渠工事	
茨城	箱田東部地区	茨城県	道路への敷砂利	
神奈川	開成北部地区	神奈川県	低木植栽、張り芝	
長野	三水地区	長野県	用水路管理道路への敷砂利	
長野	沼の池地区	長野県	水路蓋の設置	
長野	あち地区	長野県	丸太保全柵の設置	
長野	安原2期地区	長野県	水路蓋の設置	
長野	越荒沢堰地区	長野県	親水水路の護岸の石張り	
長野	塩田地区	長野県	カーブミラーの設置、道路への敷砂利	
長野	木曽中部地区	長野県	道路への敷砂利	
静岡	羽鮒地区	静岡県	階段、野外卓、木製ベンチの設置	
静岡	戸田饗の里地区	静岡県	鳥獣害防止柵の設置	
静岡	伊久身地区	静岡県	鋼製グレーチング蓋の設置	
静岡	丹野池地区	静岡県	河津桜の植栽	
静岡	西山寺阿僧地区	静岡県	雑物除去	
静岡	都田地区	静岡県	雑物除去	
静岡	牧之原金谷地区	静岡県	ファームpond場内の敷砂利	
新潟	亀田2期地区	新潟県	ナデシコの植栽	
新潟	表沢地区	新潟県	防護柵の設置	
新潟	坊金東地区	安塚町	道路のコンクリート舗装	
新潟	松代地区	新潟県	花壇への植え込み	
富山	四谷尾地区	立山町	低花木の植栽	
石川	上戸地区	石川県	水路の布設	
石川	矢田野台地地区	石川県	水路の布設	
石川	市谷地区	石川県	低木植栽及びベンチ設置	
石川	才田地区	石川県	道路への敷砂利	
福井	上中地区	上中町	レッドロビン の植栽	
三重	宮川用水第二期地区	国	クロマツなどの植栽	
岐阜	羽島中部地区	岐阜県	シバザクラの植栽	
岐阜	道下地区	岐阜県	植栽及び整地	
大阪	狭山副池地区	大阪府	芝張り、花類の植栽	
兵庫	神出地区	農協	管理棟茅葺作業、植栽	
和歌山	天野地区	和歌山県	植栽	
和歌山	名田地区	和歌山県	有機資材散布	
岡山	金山谷池地区	岡山県	花菖蒲の植栽	
島根	北三瓶地区	島根県	鳥獣害防止柵の設置	
山口	大石地区	美東町	芝の植生	
山口	大石地区	美東町	石礫除去	
山口	大石地区	美東町	水路内の土砂除去	
山口	大石地区	美東町	石礫除去	
香川	柞田地区	土地改良区	耕作道路の砂利舗装	
鹿児島	津貫地区	加世田市	アジサイなどの植栽	
沖縄	大浦地区	沖縄県	耕起・砕土、石礫除去	
沖縄	羽地大川地区	国	施設案内看板を設置	
沖縄	沖縄本島南部地区	国	幼木の植栽	
沖縄	伊是名地区	国	貯水池への給水作業	
沖縄	川満地区	沖縄県	耕起・砕土、石礫除去	

平成15年度 直営施工実施地区

NO.1

県名	地区名	事業主体	工事内容	備考
北海道	忠別地区	国	ハーブ植栽	
青森県	相坂川左岸地区	土地改良区	芝の種蒔き	
岩手県	宮守川上流地区	岩手県	転落防止柵	
岩手県	いわさ南部地区	国	敷砂利	
宮城県	北赤井地区	矢本町	植栽	
秋田県	土崎・小荒川地区	秋田県	除草	
秋田県	真崎地区	田沢湖町	除草	
山形県	寒河江地区	国	植栽	
山形県	山形五堰地区	山形県	水路	
山形県	荒鍋内川地区	山形県	植栽	
山形県	家根合地区	山形県	観察道整備	
山形県	堀内地区	舟形町	木道設置	
山形県	戸沢地区	戸沢村	木道設置	
山形県	鮎貝地区	土地改良区	木道設置	
福島県	熊倉地区	土地改良区	植栽	
栃木県	山越地区	栃木県	暗渠排水他	
群馬県	昭和第1地区	群馬県	植栽	
群馬県	強戸北部地区	群馬県	木製名札他	
群馬県	妙参寺沼地区	群馬県	植栽	
千葉県	袖ヶ浦地区	千葉県	植栽	
長野県	星谷地区	長野県	暗渠排水	
長野県	大深山地区	長野県	スプリンクラー組み立て	
長野県	長門地区	推進委員会	チップ散布	
長野県	上田青木地区	中狭区	植栽	
長野県	幸村の郷地区	長野県	敷砂利	
長野県	立場汐地区	長野県	空石積	
長野県	小段地区	長野県	希少植物移設	
長野県	上殿島地区	長野県	法面植生（植生マット）	
長野県	阿南泰阜地区	長野県	木製水路設置	
長野県	阿南泰阜地区	長野県	植栽	
長野県	木曽中部地区	長野県	法面保護（丸太筋）	
長野県	上松地区	長野県	法面保護（むしろ張り）	
長野県	和田西原地区	長野県	法面植生	
長野県	北穂高地区	長野県	木製防護柵	
長野県	朝日地区	長野県	石れき除去	
長野県	池田東部地区	池田町	水路	
長野県	青鬼地区	長野県	歴史保全施設補修	
長野県	三水地区	長野県	敷砂利	
長野県	五輪山地区	長野県	敷砂利	
長野県	今井地区	長野県	看板設置	
長野県	四ツ屋地区	長野県	植栽他	
長野県	顔戸地区	長野県	コンクリート舗装	
長野県	菜の花2期地区	長野県	木製蓋板設置（道路側溝蓋）	
長野県	沼の池地区	長野県	蓋板設置（水路用蓋）	
長野県	福島地区	長野県	植栽他	
静岡県	龍山地区	静岡県	石れき除去他	
静岡県	倉沢地区	静岡県	農道舗装	
新潟県	土樽地区	新潟県	敷砂利	
新潟県	亀田2期地区	新潟県	植栽	

平成15年度 直営施工実施地区

NO.2

県名	地区名	事業主体	工事内容	備考
新潟県	宇賀地地区	新潟県	植栽	
新潟県	小千谷南部地区	新潟県	蓋板設置（側溝用蓋）	
新潟県	神谷地区	牧村	コンクリート舗装他	
富山県	理休地区	城端町	植栽	
石川県	高塚地区	石川県	植栽	
石川県	能登中央	(有)能登ワイヤー	敷砂利	
石川県	七ヶ用水地区	土地改良区	看板設置	
石川県	鶴尾尻地区	石川県	植栽	
石川県	北大海地区	土地改良区	ビート・ブ整備	
福井県	宮川地区	福井県	整地均平	
福井県	上中地区	上中町	植栽	
福井県	上中地区	上中町	植栽	
福井県	上中地区	上中町	植栽他	
福井県	坂井兵庫地区	福井県	水路他	
福井県	大野勝山地区	福井県	植栽	
岐阜県	奥飛騨地区	岐阜県	植栽	
三重県	立梅地区	三重県	植栽	
三重県	畿央伊賀地区	三重県	植栽	
三重県	紀南地区	三重県	水路	
三重県	紀南地区	三重県	水路	
京都府	河守地区	京都府	不陸整正	
大阪府	狭山副池地区	大阪府	植栽他	
奈良県	新町池地区	新庄町	水路他	
和歌山県	上芳養東山	和歌山県	土壌改良資材散布	
鳥取県	内海中地区	鳥取県	砕土及び石れき除去	
島根県	下田地区	島根県	植栽	
島根県	鹿足地区	島根県	鳥獣害防止柵	
島根県	石見東地区	島根県	植栽他	
岡山県	金山谷池地区	岡山県	植栽	
岡山県	鹿田地区	岡山県	耕起、石れき除去	
広島県	田草川地区	広島県	鳥獣害防護柵	
山口県	大石地区	美東町	植栽	
山口県	大石地区	美東町	石れき除去	
香川県	ぜんつうじ地区	香川県	植栽	
愛媛県	田穂地区	城川町	コンクリート舗装	
愛媛県	道前平野地区	土地改良区	転落防止柵他	
宮崎県	都城地区	宮崎県	植栽	
鹿児島県	福元地区	鹿児島県	土層改良	
沖縄県	羽地大川地区	国	植栽	
沖縄県	沖縄本島南部地区	国	安全施設（ガードレール）	
沖縄県	伊是名地区	国	除草他	
沖縄県	川満地区	沖縄県	耕起・砕土他	
沖縄県	大浦地区	沖縄県	耕起・砕土他	
沖縄県	桃原地区	沖縄県	石れき除去他	
沖縄県	西原東部地区	沖縄県	耕起	
沖縄県	西原東部地区	沖縄県	耕起	
沖縄県	下北地区	沖縄県	耕起	
沖縄県	天城地区	沖縄県	耕起、石れき除去、砕土、土壌改良、畑面植栽	
沖縄県	西方原地区	沖縄県	整地	

平成15年度 直営施工実施地区

NO.3

[illegible]

平成15年度 直営施工実績 104工事(国 6、都道府県 74、市町村等 24)

平成16年度 直営施工実施地区

NO.1

県名	地区名	事業主体	工事内容	備考
北海道	空知中央	国	ハーブ植栽	
北海道	篠津中央	国	植栽工	
北海道	中樹林	国	ハーブ植栽	
北海道	新雨竜(二期)	国	ハーブ植栽	
北海道	忠別	国	ハーブ植栽	
北海道	石狩川愛別	国	植栽	
北海道	根室東部	緑資源機構	緑化整備	
北海道	根室東部	緑資源機構	挿木作業	
岩手県	いわさ南部	国	敷砂利工	
宮城県	江合川	国	表面被覆工	
宮城県	鳴瀬川	国	測量伐開作業	
秋田県	長楽寺	中仙町	草刈	
秋田県	土崎・小荒川	美郷町	除草	
秋田県	中仙南部	中仙町	草刈・植栽	
秋田県	真崎	田沢湖町	除草	
山形県	寒河江川下流	国	植栽	
山形県	寒河江川下流	国	植栽	
山形県	二の堰第2	山形県	桜木植栽	
山形県	因幡堰	山形県	安全柵	
山形県	家根合	山形県	案内板、テーブル、ふじ柵、魚道床固め、観察道	
山形県	黒川	山形県	素堀水路、暗渠工	
栃木県	市貝町北部	市貝町・他	芝桜植栽	
群馬県	渡良瀬川中央	国	芝桜苗植栽	
群馬県	水上	水上町	サル用電気柵	
長野県	西山	長野県	むしろ張り工	
長野県	和田西原	長野県	法面植栽	
長野県	筑北	長野県	石れき除去	
長野県	木曽中部	長野県	丸太筋工	
長野県	まごめ	長野県	石れき除去	
長野県	菜の花2期	長野県	遊歩道整備	
長野県	菜の花2期	長野県	木製蓋の設置	
長野県	菜の花2期	長野県	四阿、丸太柵、丸太階段	
長野県	幸村の郷	長野県	石れき除去	
長野県	辰野	長野県	下草刈、間伐、枝打ち	
長野県	姫川北部3期	長野県	用水路工	
長野県	三水中央2期	長野県	桜の支柱設置	
長野県	小段	長野県	張芝工	
長野県	東ため池	長野県	敷砂利工	
長野県	犀口	長野県	植栽工	
長野県	大深山	長野県	敷砂利工	
長野県	百々	長野県	安全看板設置	
長野県	野底洞	長野県	張芝工、植栽	
長野県	笠原中坪	長野県	石灰岩敷き詰め工	
長野県	あち	長野県	竹林整備	
長野県	あち	長野県	敷砂利工	
長野県	阿南泰阜	長野県	コンクリート舗装	
長野県	池田東部	長野県	ぼたる水路	
長野県	和平3期	長野県	敷砂利工	
長野県	和平3期	長野県	敷砂利工、道路案内標識	

平成16年度 直営施工実施地区

NO.2

県名	地区名	事業主体	工事内容	備考
長野県	大俣	長野県	ハープ植栽	
静岡県	足柄	静岡県	植栽工	
静岡県	丹野池	静岡県	ハープ植栽	
静岡県	有東木わさびの	静岡県	ハープ植栽	
静岡県	丹野池	静岡県	ハープ植栽	
静岡県	遠州南部	静岡県	盛土、木製プレート	
静岡県	戸田饗の里	静岡県	鳥獣害防止柵	
静岡県	籠山	静岡県	鳥獣害防止柵	
新潟県	阿賀野川右岸	国	植栽工	
新潟県	有明	新潟県	張芝工、丸太階段工	
新潟県	土樽	新潟県	張芝工	
新潟県	関川流域1期	新潟県	植栽工	
新潟県	宇賀地	新潟県	排水路法面植栽	
新潟県	小黒中央	上越市	コンクリート舗装	
新潟県	加勢谷	名立町	コンクリート舗装	
新潟県	加勢谷	名立町	管布設	
新潟県	谷根	糸魚川土改	植栽	
新潟県	谷根川	十日市土改	道路工	
新潟県	谷根川	十日市土改	暗渠排水工	
新潟県	田麦	新潟県	植栽工	
富山県	山田西部	山田村	コンクリート舗装	
石川県	加賀三湖周辺	国	植栽工	
石川県	七ヶ用水	石川県	用水名、啓発看板の設置	
石川県	気屋	石川県	木製階段	
石川県	末吉	地域住民	木杭打設	
石川県	能登北部	輪島市	茅葺き、建具、排水路の修繕	
福井県	日野川用水	国	敷砂利工	
福井県	名田庄	名田庄村	環境配慮型水路	
福井県	足羽田治	福井県	植栽工	
福井県	酒井兵庫	福井県	張芝工	
福井県	宮崎東	福井県	敷砂利工	
福井県	大野西部	福井県	植栽工	
三重県	宮川用水第二期	国	木柵工	
三重県	宮川用水第二期	国	集水溝、暗渠排水管	
三重県	立梅	三重県	あじさい植栽	
愛知県	新矢作川用水	国	木片舗装補修工	
愛知県	新矢作川用水	国	石張工、転落防護柵	
岐阜県	新濃尾（一期）	国	水路工（U-180）	
岐阜県	羽島用水	岐阜県	植栽工	
岐阜県	加子母北部	岐阜県	植栽工	
岐阜県	西坂	岐阜県	土留工	
岐阜県	白鳥大和	岐阜県	園路舗装、植栽工	
岐阜県	西郷	岐阜県	植栽工	
岐阜県	上田	揖西用水土改	植栽工	
岐阜県	美濃東部	緑資源機構	暗渠排水工	
滋賀県	三島池	滋賀県	浮島設置、植栽	
滋賀県	佐久良川 期	滋賀県	張芝工、木杭打設	
京都府	豊里中部	京都府	石れき除去	
大阪府	狭山副池	大阪府	植栽工	

平成16年度 直営施工実施地区

NO.3

[illegible]

平成16年度 直営施工実績 140工事

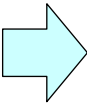
(国 33、都道府県 86、市町村等 21、)

直 営 施 工 状 況 写 真

都道府県名	長野県	事業名(地区名)	中山間地域総合農地防災事業(沼の池地区)
事業実施主体	長野県	直営施工の工事名	用水路工事
工事内容	木製蓋(1000型)加工・組立・布設 L=100m		



施 工 前



工 事 完 了

施 工 状 況



蓋を設置するため水路天端の土を取り除く



木材を水路上に並べていく



水路まで材料の木材を小運搬



ねじ釘で木材を3本ずつ結合し裏返す

直 営 施 工 状 況 写 真

都道府県名	新潟県	事業名(地区名)	県営中山間地域総合整備事業 土樽地区
事業実施主体	新潟県	直営施工の工事名	松川ほ場内農道舗装工事
工事内容	敷砂利(アスファルト再生材0～40mm) L=614m t=10cm		

(直営施工の状況写真)



資材の敷き均し
軟弱部の入替え作業



ロードローラー締固め



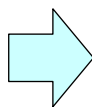
タイヤローラーで仕上げ

直 営 施 工 状 況 写 真

都道府県名	長野県	事業名(地区名)	地すべり対策事業(顔戸地区)
事業実施主体	長野県	直営施工の工事名	排水路工事
工事内容	地表水排除工 コンクリート舗装 L = 24 m		



施 工 前



工 事 完 了

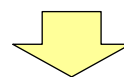
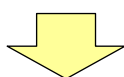
施 工 状 況



床均し～補足材敷き均し



コンクリート敷き均し



生コン車からコンクリート打設



金ゴテによる仕上げ

直 営 施 工 状 況 写 真

都道府県名	京都府	事業名(地区名)	府営大区画ほ場整備促進支援事業 (河守地区)
事業実施主体	京都府	直営施工の工事名	平成15年度府営大区画ほ場整備促進支 援事業河守地区整地作業
工事内容	不陸均平作業:3.1ha		



(レーザープラウによる耕起作業)



(レーザーレベラーによる均平作業)



(耕起後の雑物・石レキ等の除去作業)

直 営 施 工 状 況 写 真

都道府県名	山形県	事業名(地区名)	基盤整備促進事業
事業実施主体	月光川土地改良区	直営施工の工事名	平成14年度 漆曽根地区 補助暗渠工事
工事内容	疎水材心土充填機(モミサブロー)によるモミガラ補助暗渠工事 間隔 4.0m A = 7.2m		



直 営 施 工 状 況 写 真

都道府県名	愛媛県	事業名(地区名)	地域用水機能増進事業 道前平野地区
事業実施主体	道前平野土地改良区	直営施工の工事名	転落防止柵等設置工事
工事内容	転落防止柵設置 木柵(縦格子付) L=21.0m 花壇設置丸太、丸太杭等 L=13.2m		

(直営施工の状況写真)

転落防止柵設置状況



転落防止柵 完成



転落防止柵設置状況



花壇設置状況



花壇 完成



花壇の維持管理活動 住民による植栽



直 営 施 工 状 況 写 真

都道府県名	大阪府	事業名(地区名)	地域用水環境整備事業(狭山副池地区)
事業実施主体	大阪府	直営施工の工事名	
工事内容	せせらぎ水路 L=40m		



直 営 施 工 状 況 写 真

都 道 府 県 名	石 川 県	事業名（地区名）	県営ほ場整備事業（北大海）
事業実施主体名	石 川 県	直営施工の工事名	ビオトープ整備工事[直営施工]
工 事 内 容	土地改良区組合員によるほ場整備実施地区内ビオトープの木杭人力打設		

直 営 施 工 状 況 写 真



木杭人力打設



木杭人力打設

直 営 施 工 状 況 写 真

都道府県名	岩手県	事業名(地区名)	経営体育成基盤整備事業宮守川上流地区
事業実施主体	岩手県	直営施工の工事名	経営体育成基盤整備事業宮守川上流地区第20号防護柵設置業務委託
工事内容	転落防止木柵設置L=750m		



直 営 施 工 状 況 写 真

都道府県名	静岡	事業名(地区名)	中山間地域総合整備事業(一般型)
事業実施主体	静岡県	直営施工の工事名	平成16年度中山間総合(中山間・一般)龍山地区直営3工事
工事内容	鳥獣害防止柵工 L = 1,369.7m		



支柱打設



フェンス取付



フェンス取付

直 営 施 工 状 況 写 真

都道府県名	長野県	事業名(地区名)	県営中山間総合整備事業 菜の花2期地区
事業実施主体	長野県	直営施工の工事名	農用排中組工区水辺環境整備工事
工事内容	修景施設整備工 四阿建築工 1式 丸太柵工 L=12m 丸太階段工 8段		



○実施事例における施工管理項目・管理基準（参考）

工 種	工 事 内 容	管 理 項 目	管 理 基 準 等
水路工	水路蓋の設置	施工枚数	設計枚数以上
		施工延長	施工延長の - 0.1 % ただし、200 m未満 - 200mm
	水路布設	基準高	± 65mm
		施工延長	- 0.2%
	護岸石張り	施工延長	- 100mm
		法長	± 25mm
	水路内土砂除去	なし	
道路工	敷砂利舗装	施工延長	- 0.2 %ただし延長 200 m未満 - 400mm
		搬入台数	ダンプトラック台数
		厚さ	± 30mm
		幅	+ 150mm - 100mm + 100mm - 65mm
	コンクリート舗装	施工延長	
		厚さ	- 10mm
		幅	- 30mm
	アスファルト舗装	施工延長	- 0.2%
		厚さ	+ 100mm - 65mm
		幅	± 30mm
区画整理	雑物除去	施工面積	
	耕起・砕土・植生	耕起深	10 箇所 / ha
		砕土深	10 箇所 / ha
		種子散布量	20kg / ha
	有機肥料散布	なし	
	土壌改良	天地返し深	- 10mm
		砕土深	- 10mm
		p H測定	± 0.50
	整地均平	均平度	10a 当たり 3 点以上
		標高測定	± 35mm
暗渠排水	暗渠排水	施工面積	- 0 ha
		施工間隔	+ 40cm (20 m区間で 40cm 以上にならないこと)
		施工幅	(上) - 0 mm (下) - 0 mm
		埋設深	- 15mm

工 種	工 事 内 容	管 理 項 目	管 理 基 準 等
環境整備	隔障物	施工延長	± 0 . 2 %
		高さ	± 150mm
	安全柵・保全柵	高さ	- 30mm
		施工延長	
	鳥獣害防止柵	施工延長	- 2 %
		支柱間隔	± 200mm
		支柱高さ	± 75mm
		水平緩み	良好であること
		折り返し	良好であること
		ﾌｨｰｶｰ間隔	± 300mm
		ﾌｨｰｶｰ埋込深	良好であること
		金網たるみ	50mm
	階段設置	階段段数	± 0
		階段幅	- 50mm
		丸太本数	± 0
	案内看板設置	基礎碎石厚さ	- 50mm
		基礎碎石幅	- 200mm
		基礎掘削深さ	± 100mm
		張ｺﾝｸﾘｰﾄ厚さ	- 50mm
		張ｺﾝｸﾘｰﾄ幅	- 200mm
	植栽	植栽本数	設計本数以上
		植栽面積	設計面積以上
		間隔	± 30cm
		樹高	指定寸法以上
	法面保護	延長	- 200mm
		法長	- 100mm
		均平	± 35mm
	P C タンク給水	給水位	設計水位以上
	歴史的保全施設 木造施設の補修	木材（丸太）	L= ± 100mm 末口 φ 15mm
		木材（板角材）	厚 - 5mm

傷害保険の保険金額事例

1. 行事（レクリエーション）参加者傷害保険とは…

（概 要）

行事（レクリエーション）参加者傷害保険は、行事参加者全員を被保険者とし、行事参加者がその行事参加中（行事に参加するため所定の場所に集合したときから所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。）に被った傷害を担保する保険です。

（注）1.1日の参加者が20名以上の行事が対象となります（ただし、開催日数が2日以上の場合は、1日当たりの平均人数が20名以上。）。

2. 「入院のみ」、「通院のみ」または「入院・通院のみ」のご契約のお引き受けはできません。

3. 参加者の人数により団体割引が適用できます。

（お支払いする保険金）

- ・ 死亡保険金……………被保険者が事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に、そのケガがもとで死亡された場合、保険金をお支払いします。
- ・ 後遺障害保険金…被保険者が事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に、そのケガがもとで後遺障害が生じた場合、その程度に応じ保険金額の3～100%をお支払いします。

（注）死亡保険金および後遺障害保険金は、保険期間を通じ保険金額が限度です。

- ・ 入院保険金……………被保険者が事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に、そのケガがもとで平常の業務または平常の生活ができなくなり、かつ、医師の治療を受けるために入院された場合、その日数に対して、入院保険金日額をお支払いします（180日限度）。
- ・ 手術保険金……………上記の入院保険金支払われる場合で、事故の日からその日を含めて180日以内に、そのケガの治療のために手術を受けたときは、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10倍、20倍、40倍。ただし、1事故によるケガに対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率。）を乗じた額をお支払いします。
- ・ 通院保険金……………被保険者が事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に、そのケガがもとで平常の業務または平常の生活ができなくなり、かつ、医師の治療を受けるために通院（往診を含みます。）された場合、その日数に対して、通院保険金日額をお支払いします（90日限度）。ただし、平常の業務または平常の生活に支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。

（保険金をお支払いできない主な場合）

- ・ 保険契約者または被保険者の故意
 - ・ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ・ レントゲン等で客観的に確認できない頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛
 - ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- など

2. 保険料など

(保険料表) 1名当たりの保険金額と保険料です。

行事名	保険金額			保険料 (1日につき)
	死亡・後遺	入院日額	通院日額	
バドミントン、卓球、水泳、バレーボール、ソフトボール、 空き缶拾い、リレーリング、バレーボール、サッカー教室 (試合は除く)、体力テスト、ゴルフ、アロペックス、 水泳教室 など	400万円	2,000円	1,000円	20円
	860万円	3,000円	1,500円	40円
軟式野球(準硬式を含む)、バドミントン、バスケ ットボール、剣道、駅伝、キャンプファイヤー(日帰り)、 スケート、アスレチック、ウインドサーフィン、野球教室(実技 を伴う場合) など	385万円	2,000円	1,000円	100円
	880万円	3,000円	1,500円	200円
サッカー、スキー、柔道、硬式野球、祭礼(山車、 みこしに参加するもの)、ラグビー、ラクロス、サ ーフィン、草競馬、アイスホッケー、自動車試乗会、ベ ーリン競争、 など	385万円	2,000円	1,000円	200円
	880万円	3,000円	1,500円	400円

(ご契約の例)

・〇〇町内会主催公園内花壇整備活動(3日間)

・参加者: 100名(1日平均)

・補償内容(1名当たり)

死亡・後遺	400万円
入院日額	2,000円
通院日額	1,000円

【保険料】

1名当たり保険料	1日当たり参加者数	日数	保険料
19円	× 100名	× 3日	= 5,700円
(団体割引5%適用後)			

(お客様の保険料お見積もり)

1名当たり保険料	1日当たり参加者数	日数	保険料

※ご契約手続、お支払い条件、その他詳細についてはお近くの弊社代理店

お問い合わせください

ご連絡先

傷害保険

死亡・後遺障害: 5,000千円

入院日額: 5,000円

通院日額: 2,500円

個人賠償責任: 10,000千円

特約: 就業中のみ担保特約

1名分保険料: 930円(7日まで)、1,150円(15日まで)

死亡・後遺障害: 10,000千円

入院日額: 5,000円

通院日額: 2,500円

個人賠償責任: 10,000千円

特約: 就業中のみ担保特約

1名分保険料: 1,050円(7日まで)、1,500円(15日まで)

請負業者賠償責任保険 請負金額2,000千円の場合

支払限度額・・・対人: 1億 対物: 50,000千円

保険料: 11,770円

支払限度額・・・対人: 50,000千円 対物10,000千円

保険料: 9,330円

各種保険に加入を検討する場合には、直営施工の特性や取組内容を十分踏まえたうえ、関係機関に照合するなどし検討する必要があります。

農家・地域住民等参加型直営施工に 関する問い合わせ先
--

〔農林水産省〕	農村振興局	整備部	設計課	施工企画調整室	電話（代）03 - 3502 - 8111
〔農政局〕	東北農政局	整備部	設計課		電話（代）022 - 263 - 1111
	関東農政局	整備部	設計課		電話（代）048 - 600 - 0600
	北陸農政局	整備部	設計課		電話（代）076 - 263 - 2161
	東海農政局	整備部	設計課		電話（代）052 - 201 - 7271
	近畿農政局	整備部	設計課		電話（代）075 - 451 - 9161
	中国四国農政局	整備部	設計課		電話（代）086 - 224 - 4511
	九州農政局	整備部	設計課		電話（代）096 - 353 - 3561
〔北海道開発局〕	農業水産部	農業設計課			電話（代）011 - 709 - 2311
〔沖縄総合事務局〕	農林水産部	土地改良課			電話（代）098 - 866 - 0031
〔全国水土里ネット（全国土地改良事業団体連合会）〕					
	土地改良研究所	技術開発部	電話		03 - 3234 - 5476

